

# 『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』（報告）

—これからの埋蔵文化財保護行政に求められる体制—

平成26年10月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の  
整備充実に関する調査研究委員会

文 化 庁

## 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 埋蔵文化財行政の目的とその体制について .....</b>	<b>2</b>
1 埋蔵文化財行政の目的 .....	2
2 埋蔵文化財行政の業務と求められる体制 .....	2
(1) 埋蔵文化財行政の業務の諸段階と求められる体制	
(2) 埋蔵文化財専門職員	
<b>第2章 埋蔵文化財行政を担う体制に係る課題 .....</b>	<b>6</b>
1 体制整備をめぐる経緯と留意すべき近年の動向 .....	6
(1) 体制整備の経緯	
(2) 留意すべき近年の動向	
2 地方公共団体を対象とした実態調査等から明らかとなった課題 .....	7
(1) 専門職員に係ること	
(2) 発掘調査の実施体制等に係ること	
(3) 民間調査組織の取扱いに係ること	
<b>第3章 地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制について .....</b>	<b>13</b>
1 適正な埋蔵文化財行政を担う体制の構築に際して望まれる事項 .....	13
(1) 基本的な考え方	
(2) 整備方針	
(3) 他部局等との連携	
2 都道府県の役割 .....	15
(1) 都道府県の業務	
(2) 体制構築の留意事項	
(3) 埋蔵文化財の取扱いに係る権限行使について	
3 市町村の役割 .....	19
(1) 市町村の業務	
(2) 体制構築の留意事項	
4 民間調査組織を利用するに際しての留意事項 .....	21
(1) 民間調査組織に関する課題と本委員会によるこれまでの指摘	
(2) 地方公共団体が調査主体となる発掘調査における民間調査組織の利用 ((i) 及び (ii) の利用形態) に関する留意点	
(3) 民間調査組織が調査主体となる発掘調査 ((iii) の利用形態) に関する留意点	

5	発掘調査の監理	25
6	地方公共団体の埋蔵文化財行政の整備に向けた文化庁等の役割について	26
(1)	文化庁の役割	
(2)	埋蔵文化財行政における奈良文化財研究所の役割	

## 資料編

- 1 埋蔵文化財行政の現状
- 2 地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制と民間調査組織利用の実態調査
- 3 埋蔵文化財活用事業事例の紹介
- 4 参考資料
- 5 関係法令および通知

## はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり、地域における資産でもある。埋蔵文化財を適切に保存し活用するため、行政上必要とされる事項の基本的な方向について検討することを目的に、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が設置された。

本委員会では、これまで埋蔵文化財の保護を目的とした行政（埋蔵文化財行政）に関する諸課題、具体的には、埋蔵文化財の保護を担当する行政機関における組織や都道府県・市町村の役割分担のあり方、埋蔵文化財発掘調査の実施に当たっての考え方、発掘調査の費用を積算する際の考え方、埋蔵文化財の保存と活用についての考え方や方法、発掘調査の資格等について、9編の報告と1編の中間まとめを取りまとめた。文化庁は、これらの報告等を都道府県教育委員会を通じて全国の地方公共団体等に周知し、埋蔵文化財行政の充実が進められている。

さて、このたびの委員会では、埋蔵文化財の保護体制の在り方について検討を行った。保護体制の在り方については、平成20年3月の『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）』（「平成20年報告」）で提言したところであるが、その後の社会情勢や埋蔵文化財を取り巻く環境の変化を踏まえ、この報告で示された事項を再度検討するとともに、都道府県と市町村の役割について新たに検討を行ったものである。

埋蔵文化財行政における組織の在り方は、これまで開発事業の増加に応じて充実されてきたため、発掘調査に重点が置かれてきたが、本来は、埋蔵文化財の把握・周知から発掘調査を経て、埋蔵文化財の保存・活用までの諸業務をバランスよく行うための組織が求められる。本報告は、今こそ、本来あるべき埋蔵文化財行政への転換を図る必要があるという視点の下に取りまとめたものである。

本委員会は、平成24年3月から26年2月まで5回にわたって検討を重ね、その間、実情を踏まえて審議を行うためにも、地方公共団体、地方公共団体の外郭団体として設立された発掘調査の実施を目的とする法人（以下「法人調査組織」という。）及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈文研」という。）の実務担当者から意見を聴取するとともに、埋蔵文化財行政について文化庁が実施した実態調査を基に現状分析を行った。

本報告ではこれらを踏まえ、地方公共団体が有すべき埋蔵文化財行政における組織の在り方についての基本的方向性及びそれを支援する文化庁や奈文研の役割について提言している。

本委員会としては、各地方公共団体が本報告を踏まえて埋蔵文化財行政を適切に実施できるよう組織等の充実に努め、この体制を次の世代につなげていくことを期待するものである。

## 第1章 埋蔵文化財行政の目的とその体制について

### 1 埋蔵文化財行政の目的

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条）である。具体的には貝塚・古墳・都城跡・城跡等の遺跡のほか、そこから出土する土器・石器・瓦片等の遺物がこれに当たる。

埋蔵文化財を包蔵する土地として地方公共団体により周知されている場所（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）は、約46万か所（平成24年度文化庁調査）あり、全国に存在している。これらは、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史そのものである。埋蔵文化財を発掘調査し、その価値を住民が共有することは、地域のコミュニティを構築し、郷土愛を醸成することにもつながるものである。

### 2 埋蔵文化財行政の業務と求められる体制

埋蔵文化財行政に関しては、平成12年度施行の地方分権推進に係る改正文化財保護法により地方公共団体の果たすべき役割が飛躍的に拡大した。例えば、従前は文化庁長官が行っていた、開発事業が行われる場合の事業者からの届出の受理や発掘調査の指示等は都道府県及び指定都市の教育委員会が行うこととされた。

埋蔵文化財は、発掘調査によって初めてその内容や価値を把握できるものであることから、地方公共団体は、適切に発掘調査を行うことができる体制や仕組みを確保する必要がある。特に、埋蔵文化財の所在をあらかじめ正確に把握し、それを周知することは、埋蔵文化財の保護と開発事業による埋蔵文化財の損壊の最小化を図る上で、また、重要な埋蔵文化財を現状のまま保存する上で執るべき最初の方法であり、これを適切に行なうことが重要である。

さらに、埋蔵文化財行政は、単に文化財を保存する事務だけでなく、その成果を地域住民に広め、地域においてその価値が認識されるような活用に係る事務も含むものである。

上記の点を踏まえて、本章では、地方公共団体における埋蔵文化財行政の適切な執行のために必要な体制を示すこととする。

#### （1）埋蔵文化財行政の業務の諸段階と求められる体制

埋蔵文化財行政は、埋蔵文化財の所在や内容を把握し、その価値に応じて適切に保存することが基本であり、土地に埋蔵された状態のまま将来に伝えていく「現状保存」を第一とすべきことが、本委員会が平成19年2月に取りまとめた「埋蔵文化財の保存と活用（報告）」（「平成19年報告」）で示されている。

同報告では埋蔵文化財行政の業務には「把握・周知」「調整」「保存（現状保存・記録保存）」「活用」の四つの段階があり、これらの段階それぞれにおいて、地方公共団体が主体となり、埋

蔵文化財の保存のために実施する発掘調査（以下「行政目的調査」という。）<sup>i</sup> を行うことを求めている（図2）。地方公共団体は、埋蔵文化財行政が自治事務であることを踏まえ、その適切な実施に必要な体制を整備することが重要である。

また、埋蔵文化財が存在する土地で開発を行う事業者やその土地の所有者の意向等により、やむを得ず現状保存できない場合は、当該埋蔵文化財を記録として保存するための発掘調査（以下「記録保存調査」という。）<sup>ii</sup> を行い、調査で得られた記録類や活用の可能性のある出土品及び発掘調査報告書を確実に保存することとされている。

なお、埋蔵文化財の現状保存を目的とし、その範囲や内容を明らかにするための発掘調査を「保存目的調査」という。

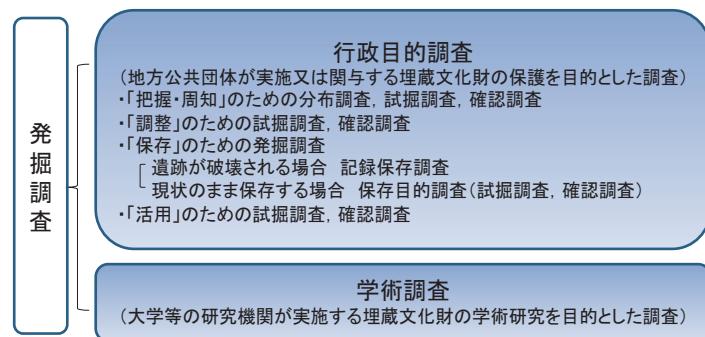


図1 発掘調査の区分

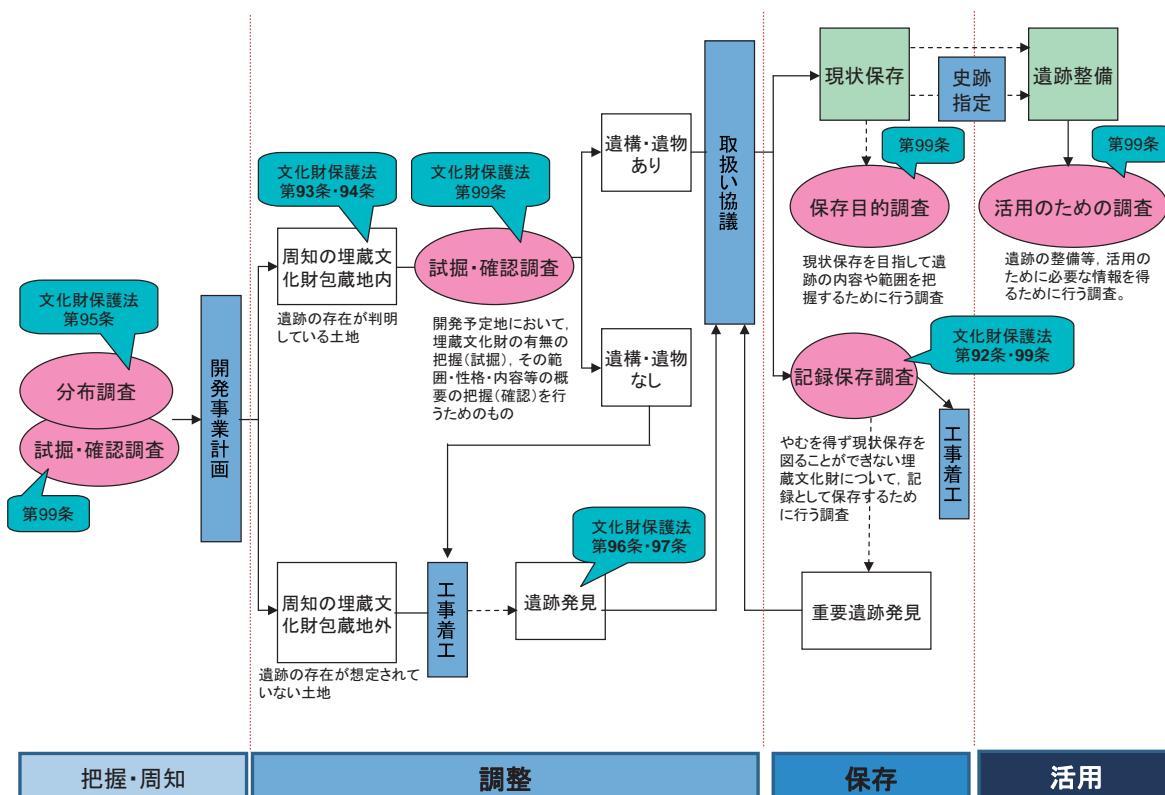


図2 開発事業に伴う埋蔵文化財行政の業務と行政目的調査との関係

- i 発掘調査には、行政目的調査のほかに大学等の研究機関が学術研究を目的として行う「学術目的調査」がある。
- ii 発掘調査の行程には、現場における発掘調査作業（以下「発掘作業」という。）のほか、発掘作業の記録と出土品の整理から発掘調査報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）及び当該発掘調査報告書の刊行が含まれる。

埋蔵文化財行政における業務の4段階（平成19年報告を基に作成）

目的	調査	成果物	主な予算	費用負担の原則	留意点
把握・周知	埋蔵文化財を可能な限り現状保存するため、また開発事業によりやむを得ず破壊される場合である場合、その範囲を最小限にとどめること	分布調査 試掘調査 確認調査 地地図 (遺跡地図)	埋蔵文化財包蔵 ・遺跡地図の作成 ・情報の整理及び保管、発信に係る費用 ・発掘調査費用	地方公共団体	埋蔵文化財として取扱う時代や種類に関して、あらかじめ基準を作成すること
調整	埋蔵文化財が存在する可能性がある場所で開発行為が計画された場合に、当該計画について協議を求め、遺跡の損壊や発掘調査の範囲が最小化されるようにすること	試掘調査 確認調査	・発掘調査費用 ・遺跡台帳作成等に係る費用	地方公共団体	
保存	○埋蔵文化財を保護し、後世に伝えていくこと ○現状保存ができない場合は、記録保存を行うこと	発掘調査 試掘調査 確認調査 発掘調査報告書	・発掘調査費用	○保存目的調査の場合： 地方公共団体 ○記録保存調査の場合： 発掘調査の原因となつた開発を行った事業者 (国庫補助対象以外)	
活用	遺跡の整備や記録保存調査で得られた成果の展示、これらを使つた体験学習の実施等によって、地域住民や国全体でその価値を享受すること	試掘調査 確認調査	活用事業に係る諸資料等	・出土品・記録類 の保管 ・保管・活用施設の建設・維持 ・活用事業の実施に係る費用 ・発掘調査費用	地方公共団体

## (2) 埋蔵文化財専門職員

**埋蔵文化財行政に求められる専門性**　　埋蔵文化財の把握から保存は、通常、次の手順で行われる。

- (i) 分布調査によって遺物の散布や地形の観察を行い、必要に応じて過去の出土品や史料、地形図の検討等も行って埋蔵文化財包蔵地の範囲を想定する。
- (ii) 試掘調査や確認調査によって、埋蔵文化財包蔵地の範囲を確定する。
- (iii) 目的に応じた各種の発掘調査を実施する。
- (iv) 活用事業を実施する。

発掘調査は、土の色や質の違いを注意深く観察し、出土品を検討しながら埋蔵文化財が持つ情報を確実に抽出することを通じて、その土地の歴史的な変遷を明らかにする必要がある。こうした作業を行うためには、考古学に関する高度な専門知識と技術が必要となる。

**埋蔵文化財専門職員に求められる能力**　　専門的な行政分野である埋蔵文化財行政を適切に行うためには、専門知識と豊富な実務経験を有する埋蔵文化財専門職員（以下「専門職員」という。）が必要となる。専門職員に求められる専門性とは、考古学や歴史学の知識・技術であるので、大学等でこうした知識・技術を身に付けた職員を配置することが必要である。

さらに専門職員には、発掘調査だけではなく、重要な遺跡をあらかじめ把握し、保存・活用することや開発事業との調整において適切な調査計画の作成及び費用の積算を行うことなども求められる。

こうした専門職員に必要とされる能力をまとめると以下のとおりである。

- (i) 考古学や歴史学の知識・技術を基礎とし、発掘調査に係る諸作業を実施及び運営・監理する能力
- (ii) 調査結果を整理・評価し、発掘調査報告書を執筆する能力
- (iii) 開発事業者とその開発計画について協議し、埋蔵文化財保護と開発事業とを両立できる方法を調整できる能力
- (iv) 地域の埋蔵文化財に関する知識を持ち、その保存・活用について方針を立案し、住民の理解を得つつ実行する能力

## 第2章 埋蔵文化財行政を担う体制に係る課題

### 1 体制整備をめぐる経緯と留意すべき近年の動向

#### (1) 体制整備の経緯

**これまでの経緯** 開発に伴う発掘調査について、昭和39年に文化財保護委員会（文化庁の前身機関）事務局長から建設省官房長ほか宛てに発出された「史跡、名勝、天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について（依頼）」（昭和39年2月10日付け 文委記第14号）により、開発事業者が費用を負担し、都道府県教育委員会に発掘調査の実施を委嘱するよう依頼が行われた。これを踏まえ、昭和40年6月に文化財保護委員会と日本住宅公団との間で事業と埋蔵文化財の取扱いについて確認され、以後、日本道路公団など大規模な開発事業を行う機関との間でも同様の取扱いとすることとされた。

これを受けて都道府県教育委員会は、開発に対応するため埋蔵文化財の「把握・周知」に努めるとともに、開発事業者との「調整」を行い、さらに工事によりやむを得ず破壊される埋蔵文化財の記録保存調査を行ってきた。開発事業は昭和40年頃から増加の一途をたどり、それとともに都道府県教育委員会の体制の整備・拡充が進められた。

その結果、都道府県によっては、教育委員会が、記録保存調査の実施を主たる業務とする組織（公立調査組織）を本庁とは別に設置したところや、教育委員会に代わって記録保存調査の業務を行う外郭団体（法人調査組織）を設立したところもある。また、市町村でも教育委員会本庁の人員拡充や公立調査組織・法人調査組織の設置が行われた。

しかし、これらは飽くまでも開発事業への対応であったため、調査事業は進んだものの、記録保存調査以外の埋蔵文化財行政全体の充実には至らなかった。また、発掘作業を優先したため、記録類や出土品の整理まで手が回らず、「活用」を行う段階に至らないまま資料が山積みされる結果にもなった。さらに、埋蔵文化財行政において本来行うべき業務全般に対する理解が不十分なまま、専ら記録保存調査に対応するための体制を急速に整備したこともあり、記録保存調査を行うことこそが埋蔵文化財行政であるという誤解を生む結果にもつながることになった。

**埋蔵文化財に係る人員と予算の縮小** 発掘調査の規模は大小様々であり、遺跡の内容によつても調査に要する期間は大きく異なるため、発掘調査の事業量（専門職員が発掘作業に専念する時間）は発掘件数ではなく調査に要した費用に反映されていると考えられる。調査費用は平成9年度に1,321億円となりピークを迎えるが、その後減少傾向へと転じる（平成24年度は534億円）。

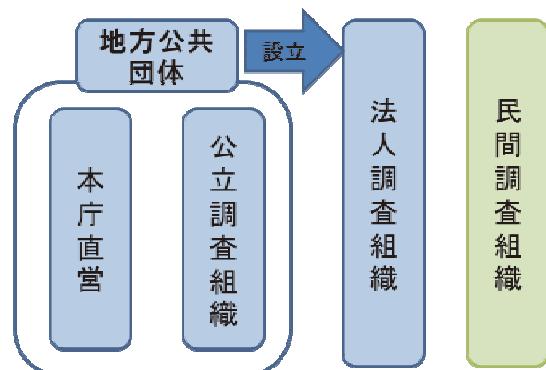


図3 発掘調査を行う組織

調査費用の減少、すなわち発掘調査の事業量の減少を受け、各地方公共団体はそれまで手が回らなかった出土品や記録類の整理、発掘調査報告書の公刊、発掘調査成果の「活用」事業にも積極的に取り組むようになった。それと同時に、地方公共団体が行う域内の埋蔵文化財の把握や重要遺跡の保存を目的とした試掘・確認調査の件数も次第に増加するようになり、ようやく本来あるべき埋蔵文化財行政が行われるようになってきた。

また、平成12年度施行の地方分権推進に係る改正文化財保護法により、文化庁長官が有する埋蔵文化財に係る権限は、その内容に応じて都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に委譲され、埋蔵文化財行政における地方公共団体の役割が飛躍的に拡大したが、専門職員の人数はこの年をピークに減少へと向かう。その後も、行政改革の流れの中で、全国的な傾向として、開発事業対応を主たる目的として整備されてきた埋蔵文化財保護に係る人員と予算は、開発事業の減少とともに縮小されてきている。

## （2）留意すべき近年の動向

**東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護** 東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いをめぐって、岩手県・宮城県・福島県及び被災した市町村における埋蔵文化財行政を担う体制の差が浮き彫りとなるとともに、当初、一部からは発掘調査の実施が復興の阻害要因となるのではないかとの声が上がった。

これは、この地域の多くの市町村ではこれまで発掘調査が余り行われたことがなく、住民が埋蔵文化財に接する機会が少なかったことや県及び市町村が迅速な発掘調査を実施するために様々な取組を行っていることが正しく伝わっていなかつたことなどが要因と考えられる。

このことは、埋蔵文化財の価値や意義について日常的に住民の理解を得るために活動を行う必要があることや埋蔵文化財行政としての取組を内外に発信する必要があることを改めて認識させることになった。

**発掘調査経費の事業者負担範囲** 従前、道路整備事業等の公共事業に伴う発掘調査の経費については、「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（昭和46年1月1日付け建設省道一発第93号）の運用により、当該事業費から支出されていた。しかし、この通知には発掘調査に係る公務員の人事費が含まれると明確に述べられていなかつたことから、平成22年10月に、会計検査院による是正改善の処置要求（平成22年10月26日付け22検第635号 会計検査院長から国土交通大臣宛て「道路整備事業を行う国道路事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財調査費用の算定について」）が出され、直轄道路事業関係の発掘調査に係る公務員の人事費は当該事業費から支出されなくなった。

## 2 地方公共団体を対象とした実態調査等から明らかとなつた課題

ここまで示してきたように、埋蔵文化財行政を担う体制は開発事業に伴う記録保存調査の実施のために整備されてきたという経緯があり、それ以外の業務に対する取組は必ずしも十分とは言えない。こうした中で、これまで体制整備の動因となってきた開発事業の減少は、必然的に体制

の縮小に直結することになったが、その程度が本来的な埋蔵文化財行政に必要な範囲を超える例も見受けられることが懸念される。

以下では、地方公共団体が埋蔵文化財行政を行う上で必要な体制を有しているかどうかを検証することを目的として、文化庁の作成による埋蔵文化財関係統計資料（以下「**統計資料**」という。）の分析と今回の検討に際して実施した地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制と民間調査組織利用の実態調査（以下「**実態調査**」という。）結果から浮かび上がった、地方公共団体の埋蔵文化財行政を担う体制の課題を指摘する。

なお、実態調査の結果の詳細は参考資料2に掲載した。

### （1）専門職員に係ること

#### ア 全体的な傾向

**専門職員数の減少** 都道府県では、専門職員の減少を指摘した平成20年報告時より更に減少が進んだところが26あり、特に法人調査組織における減少が顕著である。市町村でも専門職員を有する1,120市町村のうち21.3%に当たる239市町村で専門職員が減少している。これらの主な要因は記録保存調査が減少していることにある。減員の影響については、84市町村は「無し」と回答しているが、61市町村が業務に影響があったとしている。

業務に影響があったとする市町村の中には、発掘調査件数が増加したにもかかわらず専門職員が減少した例が認められた。

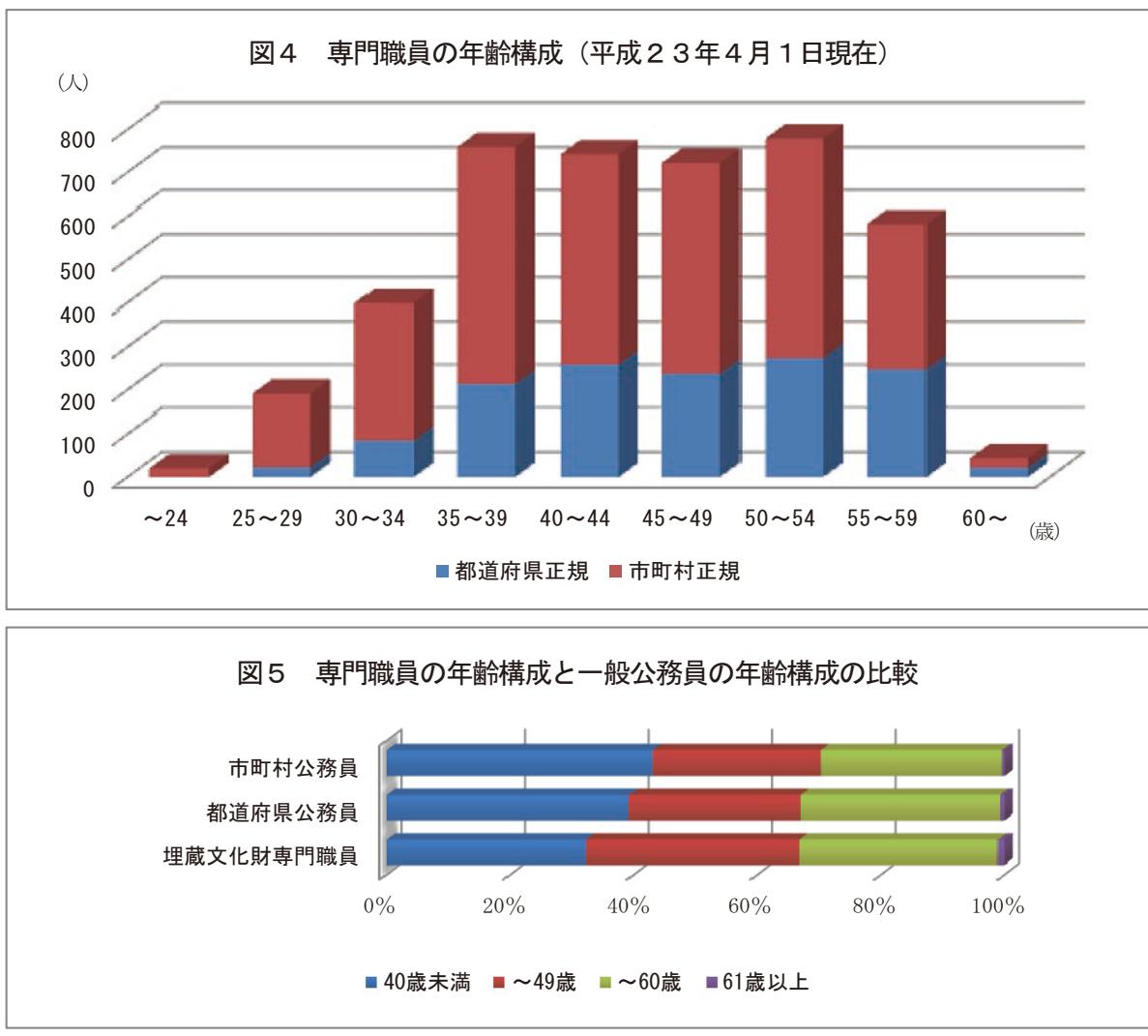
なお、平成16年度に行われた会計検査院による実地検査では<sup>i</sup>、出土品の整理や台帳作成の不備、出土品の公開・活用が不十分、発掘調査報告書の未刊行等の問題点が指摘されたが、専門職員の減少もこれらの問題が生じた要因の一つであると考えられる。

**専門職員の年齢構成の偏り** 記録保存調査の増加に対応するために専門職員の配置が行われてきたという経緯から、採用年次が各域内で大規模開発事業が実施された時期に集中する傾向がある。今回の実態調査の結果によれば、地方公共団体の正規職員（任期の定めのない常勤職員）の人数を世代別みると、40歳未満は32%（都道府県39%・市町村43%<sup>ii</sup>）、40代は35%（28%・27%）、50歳以上は33%（32%・29%）で、35歳未満の専門職員は14%にとどまっており、他の行政分野よりも若手・中堅職員の占める割合が低い（図4、図5）。

なお、都道府県は地域における埋蔵文化財行政の指導的役割を担う必要があるが、平成12年度以降、専門職員を新規採用していないところが8あり、世代の偏りが今後も進行するおそれがある。新規採用の停滞や世代の偏りは、これまで培われてきた知識・技術の継承が困難になることを懸念させる。

<sup>i</sup> 検査結果は、会計検査院「平成16年度決算検査報告」で報告されている。

<sup>ii</sup> 括弧内の数字は、総務省による「地方公務員給与実態調査結果」から算出した平成24年4月1日時点の全地方公務員の年齢構成比。



#### イ 都道府県本庁における体制の弱体化

**専門職員数の不足** 都道府県の本庁に配置されている専門職員の主な業務には、文化財保護法令で定められた埋蔵文化財に関する権限の適切な行使に係る事務、開発事業者との調整、行政目的調査等がある。

統計資料によると、本庁で事務・調整の業務に携わる専門職員数は、延べ191名で全国平均では4.1名となるが、専門職員の配置が1名以下のところが12ある。こうした傾向は、本庁における専門職員数の不足を指摘した平成20年報告時と変わっておらず、「把握・周知」「調整」業務に関する専門職員の関与の度合いが低いところや、特定の専門職員に事務負担が集中しているところがあることを示している。

**発掘調査経験を有しない専門職員の存在** 都道府県に新規採用後5年以上在籍した専門職員の中で、記録保存調査及び発掘調査報告書作成業務について未経験の者がいるところが6あるが、発掘調査の実施経験は、専門職員の知識・技術の向上及び地域の埋蔵文化財を理解する上で必要である。

また、埋蔵文化財に係る事務・調整等の業務を行う場合も、地域の埋蔵文化財に関する理解と発掘調査に関する知識・技術が不可欠であるので、都道府県は全ての専門職員に対し、発掘調査業務に携わる機会を設ける必要がある。

## (2) 発掘調査の実施体制等に係ること

**自ら発掘調査を行わない都道府県の存在** 行政目的調査のうち、分布調査及び試掘・確認調査は行政判断を行うための調査であることから、平成20年報告では地方公共団体（公立調査組織を含む。）自らが行うこととされているが、都道府県の中にはこれらの発掘調査を法人調査組織に全て委ねているところが3ある。

**市町村合併の影響** 平成の市町村合併により専門職員の配置率は増加したが、合併後の市町村の規模に対し専門職員の配置が不十分と考えられる事例が多数認められる。中には、市町村合併により他の部署よりも著しく職員が減らされた例や、専門職員数に対する市町村面積（市町村面積／専門職員数）が市町村の平均面積約168km<sup>2</sup>の数倍にも及ぶ市もある。こうした行政の対象範囲の拡大により、埋蔵文化財包蔵地の面積、量の増加だけでなく、行政目的調査や現地における調整のための業務量（移動時間等も含む。）が増加することにもなっている。

また、「合併により旧市町村間の相違（体制の規模や埋蔵文化財保護に関する方針の違いなど）が顕在化した」と回答した市町村が222ある。このことは、市町村間における埋蔵文化財の取扱いに関する差異が無視できない大きさで存在することを裏付けており、少なくとも各都道府県の域内では、都道府県による助言の下、埋蔵文化財の取扱いを統一することが望まれる。

**法人調査組織における財政基盤問題の顕在化** 法人調査組織のうち11組織が専門職員の高齢化と今後の事業量の見通しが立たないため職員の新規採用が見込めないことを課題に挙げている。また、職員の減員分を嘱託・任期付職員の雇用により対応している状況が認められる。

法人調査組織の中には国や地方公共団体からの受託事業費のみで運営されているところがあり、こうした組織にとって記録保存調査の減少は、組織の運営基盤を揺るがすことに直結する。これまで法人調査組織については財政基盤の脆弱さが指摘されてきたが、それが顕在化していることが改めて指摘できる。

## (3) 民間調査組織の取扱いに係ること

**民間調査組織とは** 記録保存調査を実施することを目的に、企業や個人により設立された組織のことをいう。このような民間調査組織は、全国で80社以上存在しており、地方公共団体が行う発掘調査の支援や地方公共団体・開発事業者から受託又は請け負った発掘調査を行っている。

**利用形態の区分** 今回の実態調査では、民間調査組織の利用件数や地方公共団体による監理の実態について、ここ数年の推移を確認することを目的として、平成18年度に行った調査とほぼ同様の設問で調査を行った。なお、民間調査組織の利用形態の区分は以下のとおりとした。

- (i) 支援導入：地方公共団体（公立調査組織を含む。）に所属する専門職員が発掘調査を担当し（以下、発掘調査を担当する専門職員を「発掘担当者」という。）、調査の全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断の一切を行うもので、民間調査組織は、地方公共

団体の発掘担当者の指示の下で作業（調査及びその他の支援業務）を行う形態。

(ii) **一括導入**：発掘作業の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断を民間調査組織の責任の下に行う形態。民間調査組織は、発掘調査業務の全てを開発事業者や地方公共団体から受託又は請け負う形を執り、地方公共団体は発掘調査の監理を行う。

**民間調査組織の利用傾向と一括導入における監理頻度の減少** 平成18年度調査の結果では、民間調査組織を利用（支援導入・一括導入の別を問わない。）したことがある都道府県は7、市町村は185であったが、今回の調査では都道府県15、市町村307で、18年度調査の1.7倍に増加している。

また、一括導入における地方公共団体の監理の実態については、常駐監理あるいは毎日1回は監理をしていると回答した都道府県は0%（0／一括導入実績がある6都道府県）、市町村は18%（31／同169市町村）である。これは平成18年度調査の結果（都道府県100%（6／同6）、市町村37%（65／同174））よりも大きく減少している。中には、専門職員未配置市町村における民間調査組織の一括導入の事例も見られる。

民間調査組織の利用に際しては、発掘調査の適正性を確保する必要があることから、平成20年報告では地方公共団体による「監理」の重要性が指摘されたが、今回の調査結果はそれが形骸化してきていることを示しており、「監理」の考え方について補足する必要がある。

**民間調査組織利用に際しての手続上の問題** 埋蔵文化財調査のために土地を発掘しようとする者は、事前に文化財保護法第92条に基づく届出が必要であるが、地方公共団体が発掘調査主体である場合は同条の適用は受けないこととされている<sup>i</sup>。

これに基づけば、本来、地方公共団体以外の調査組織が調査主体である文化財護法第92条の届出件数は、地方公共団体による民間調査組織の一括導入件数を上回るはずであるが、平成23年度の統計調査では、民間調査組織が調査主体となった発掘調査件数205件に対し、一括導入件数は323件（つまり、118件が地方公共団体が発掘調査主体であるとして扱われている。）と逆の結果となっている。このことは、文化財保護法で定める手続に混乱が生じていることを示しているので、地方公共団体が行う発掘調査とそれ以外の者が行う発掘調査の違いを具体的に示す必要がある。

i 文化財保護法では、埋蔵文化財調査のために土地を発掘する場合は事前の届出を求めていた（第92条）、昭和50年の法改正の際に、第98条の2（現行の第99条）を新たに設けたことに伴い、改正法の施行通知である「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和50年9月30日付け 府令第191号 文化庁次長通達）第11の1（1）により、地方公共団体が行う発掘調査については、同法第57条第1項（現行の第92条）の規定は適用しない扱いとされた。そのため、地方公共団体が行う発掘調査については、事前の届出を要しないこととし、代わりに届出に準じる方式で通知を行うこととされた。これにより、地方公共団体が発掘調査を実施する場合の届出に代えて、事前に通知を行うことが広く定着している（いわゆる「文化財保護法第99条による通知」）。

過去の本委員会「報告」における地方公共団体の埋蔵文化財行政に係る主な指摘事項

		平成7年報告	平成10年報告	平成20年報告
埋蔵文化財行政 の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋蔵文化財の所在等の状況把握</li> <li>○開発事業計画との調整</li> <li>○開発事業に対する埋蔵文化財の取扱い方針の決定</li> <li>○記録保存等のために行われる発掘調査の管理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要な遺跡の史跡指定等の推進、発掘調査体制・方法の改善</li> <li>○発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等への積極的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①把握・周知</li> <li>②調整</li> <li>③保存</li> <li>④活用</li> </ul>
地 方 公 共 團 體 の 役 割	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○域内のあらゆる埋蔵文化財の問題について調整・指導</li> <li>○大規模あるいは広域にまたがる埋蔵文化財の発掘調査の実施</li> <li>○市町村の業務を総合的に指導・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護の基本となる方針や標準の設定</li> <li>○域内の市町村への指導</li> <li>○域内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないための配慮</li> </ul>	試掘・確認調査を実施し、記録保存調査の実施と監理を適切に行うことができる体制の構築
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋蔵文化財の周知徹底、保存・活用</li> <li>○市町村が調査主体となる開発事業に係る事前調整等</li> <li>○調整、調査、保存・活用機能の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋蔵文化財の把握</li> </ul>	
専門職員の能力等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋蔵文化財保護と開発事業との的確な調整ができる能力</li> <li>○発掘調査を管理・運営できる能力</li> <li>○発掘調査結果を整理・評価できる能力</li> <li>○発掘成果の活用等ができる能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発掘調査全体と調査報告書の作成を適切に行うことができる専門的な能力</li> <li>○発掘調査結果の評価・公表及び遺跡や出土品の保護・活用を適切に図ることができる能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①考古学・歴史学等の知識</li> <li>②発掘調査を行う技術・能力</li> <li>③埋蔵文化財行政に関する基礎的な知識</li> <li>④埋蔵文化財の地域性や時代・種類に関する知識・技術</li> </ul>

## 第3章 地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制について

### 1 適正な埋蔵文化財行政を担う体制の構築に際して望まれる事項

#### （1）基本的な考え方

現在の埋蔵文化財行政を担う体制は、第2章で示したように、開発事業への対応を中心として整備されてきた受動的なものである場合が多い。しかし、ここまで示してきた埋蔵文化財行政の本来的な目的からすると、「把握・周知」「調整」「保存」「活用」を一層重視した能動的な体制に改善することが強く望まれる。

すなわち、埋蔵文化財行政全体を適切に執行するため、地方公共団体は埋蔵文化財行政の四つの段階の業務における各種の事務及び行政目的調査を行うことが重要であり、そのために必要な人的配置が望られる。

#### （2）整備方針

**人的配置に関する基本方針** 地域の実情を踏まえつつ埋蔵文化財行政に係る業務の量や内容に見合った人的配置を行う必要がある。また、専門職員は、大学等で身に付けた知識・技術を基礎とし埋蔵文化財行政に継続的に携わりながら研鑽を積むことによって、その知識・技術の更なる向上を図ることができる。さらに埋蔵文化財に関する法令や制度に加え、文化財保護全般に係る関連法令、制度等の知識が必要とされる。

一方、地方公共団体には、専門職員がそうした経験を積むための体系的・継続的な機会を提供することが求められる。また、専門職員の持つ知識・技術や行政的なノウハウは、当該地方公共団体が文化財を生かした魅力ある地域づくりを推進する上でも活用できるので、それらを次世代に継承できるよう、年齢構成を考慮した人員配置に配慮することが期待される。

なお、専門職員の身分は、埋蔵文化財行政が専門性を確保しつつ、安定的・継続的に行われるためにも、期間の定めなく任用される正規職員であることが強く望まれる。

**専門職員の配置** 専門職員は、上記（1）を踏まえ、埋蔵文化財行政の4段階の業務を適切に実施することが求められるが、行政目的調査は、開発事業の動向により件数や規模が大きく左右される記録保存調査とそれ以外の調査とに大別されることに鑑みると、地方公共団体における体制整備は以下の点を念頭に行う必要がある。

- (i) 開発事業等の外的要因により業務量が変動しにくい事務や記録保存調査以外の行政目的調査等に対応するため、域内の埋蔵文化財の状況に応じて必要な人員を配置すること
- (ii) 開発事業等の外的要因により業務量が変動する記録保存調査に対応するため、域内の中長期的な開発事業の動向を注視して必要な人員を配置するとともに、短期間に事業が集中する場合への対応に備えておくこと

### (3) 他部局等との連携

#### ア 学校教育との連携による活用事業の推進

**連携の意義** 適切な埋蔵文化財行政を進めるためには、住民の理解と関心の高まりが不可欠であることから、地方公共団体は住民に地域の埋蔵文化財の存在とその価値を理解してもらうための活用事業を実施することが望まれる。

中でも学校教育に地域の埋蔵文化財を生かすことは、未来を担う子供たちが自分たちの地域を知り、さらには郷土への関心を深めて愛着を育む機会にもなることから、埋蔵文化財担当部局は学校と積極的に連携を図り、種々の取組を行うことが望まれる。

**具体的な連携事業** 学校教育との連携事業には、例えば以下のものが考えられる。

- (i) 専門職員による出土品等を用いた出前授業
- (ii) 児童・生徒による発掘調査や土器作り等の体験学習
- (iii) 埋蔵文化財センター等の地域における発掘調査の拠点となる施設や博物館・資料館等の施設を活用した学習会の開催や児童・生徒による郷土史の調査や勉強会
- (iv) 史跡等、域内の遺跡案内
- (v) 出土品の校内展示
- (vi) 地域の埋蔵文化財に関するパンフレット・資料集等の作成
- (vii) 教員を対象とした地域の埋蔵文化財等に関する研修会

なお、児童・生徒の理解や関心は学年や発達段階によって大きく異なるため、こうした事業に際しては、埋蔵文化財行政側からだけではなく、教員と意見交換を行いながら、より魅力のあるメニューを作り上げ、継続的に行っていくことが望まれる。

#### イ 地方公共団体と大学の連携

**連携の意義** 専門職員に必要な考古学の基礎知識は、多くの場合、大学で得られることから、専門職員の確保に際して大学が果たす役割は極めて大きい。しかし、大学における考古学専攻生が減少している状況を踏まえると、専門職員を今後も採用・育成していく上で地方公共団体と大学が可能な限り連携を図ることが重要である。

また、大学で得られる知識は埋蔵文化財に対する学生の関心を高め、大学卒業後に様々な立場から埋蔵文化財行政の推進を支援する人材の育成にもつながる。一方、大学においても、埋蔵文化財行政担当職員による講義をはじめ、現場の実態を踏まえた「生きた授業」を提供するなど、学生の埋蔵文化財行政への関心を高め、理解を深めるための取組が望まれる。また、大学が持つ専門知識・技術を生かし、地方公共団体が行う保存目的調査への参加又は地方公共団体との共同調査の実施なども効果的であると考えられる。

**具体的な連携事業** 大学との連携事業には、例えば以下のものが考えられる。

- (i) インターンシップ制度等を活用した行政目的調査における考古学専攻生の受入れ
- (ii) 大学と地方公共団体との合同調査
- (iii) 大学を会場とした埋蔵文化財行政の取組に関する事例報告会の開催

なお、上記のこととは、地方公共団体、大学双方が相応の責任を持って行うこととし、いずれか一

方に過度な負担が掛かることがないよう配慮が必要である。

#### ウ 地方公共団体を越えた連携の必要性

**発掘調査の相互支援** 東日本大震災の復興においては、全国の地方公共団体や法人調査組織から多くの専門職員が被災地へ派遣され、埋蔵文化財の保護に取り組み、各種の調整や迅速な発掘調査を進めている。また、独立行政法人国立文化財機構は専門的な知識を持って支援に当たり、文化庁は予算措置や埋蔵文化財の取扱いに関する考え方を提示し、全国各地に対して専門職員の派遣を要請している。

震災復興に限らず、個々の地方公共団体の対応能力を超える短期的な大規模事業の集中による発掘調査等の増加に対応するため、他の地方公共団体や法人調査組織が人的支援を行った事例はこれまで幾つかあるが、こうした支援は各地で育まれてきた発掘調査の技術や方法の共有化にもつながっている。このような支援は、支援を受ける側の地方公共団体等にとってだけではなく、支援を行う地方公共団体等にとっても有益であり、今後とも地方公共団体及び関係諸機関による相互支援の継続と支援体制の充実が期待される。

**活用事業の相互協力と連携** 複数の地方公共団体や法人調査組織、大学等が連携して活用事業を行うことも、埋蔵文化財に関する国民の理解と関心を高めるために有効であり、近年、そのような取組が活発化している。

その方法は多様であり、

- (i) 複数の組織が一堂に会し、それぞれの発掘調査成果の報告会等を開催
- (ii) 複数の組織が共通のテーマの下、イベントを開催
- (iii) 地域の埋蔵文化財に関する情報を発信する際に、関連する他地域の埋蔵文化財も併せて紹介 など

工夫を凝らした様々な取組がなされている。また、都道府県と市町村、近接する市町村同士あるいは国府跡や国分寺跡等同種の埋蔵文化財を持つ地方公共団体同士等、連携の枠組みの在り方も多様である。

このような連携は、住民にとって地域の埋蔵文化財をより幅広い視点で客観的に見たり、また過去の地域間のつながりを確認したりする機会にもなり、広い視点で自らの郷土の歴史を考える機会を提供することになる。また、こうした取組は、生涯学習や歴史を媒体とした新たな地方公共団体間の交流の形成という点からも重要かつ効果的であるので、今後とも積極的に行われることが期待される。

## 2 都道府県の役割

### (1) 都道府県の業務

都道府県の主たる業務としては、広域の地方公共団体として、域内の市町村が適切な埋蔵文化財行政を行うために必要な助言や市町村との連絡・調整及び市町村では対応できない大規模な発掘調査の実施等が挙げられる。

しかし、例えば保存目的調査や活用事業の実施をはじめ、市町村と業務内容が共通する部分も多く、これらの業務についての都道府県・市町村相互の役割については、これまで必ずしも明確ではなかった。よって、以下では、市町村との役割分担を踏まえつつ、都道府県の役割について確認する。

#### ア 広域の地方公共団体としての業務

**研修会等の開催** 都道府県は、本委員会が過去の報告で提言してきた諸基準の整備や市町村の体制整備に対する助言に加え、域内市町村の専門職員や埋蔵文化財行政に関わる職員を対象に、

(i) 埋蔵文化財行政に関する最新の情報の共有化

(ii) 域内所在の埋蔵文化財の特性に応じた発掘調査技術や知識・意識の向上

についての会議や研修会を行い、域内の埋蔵文化財行政の水準の維持・向上を図ることが望まれる。また、こうした取組を通じて市町村の専門職員と交流することにより、種々の情報や諸課題への対応方法の共有化等を図ることも、埋蔵文化財行政の円滑な推進のために有効である。

#### イ 行政目的調査の実施に係る業務

**主体的な発掘調査の実施** 以下で示す発掘調査は、域内の埋蔵文化財を俯瞰できる立場にあり、市町村に比して体制が整っている都道府県が主体となって行うことが効果的である。

(i) 域内の埋蔵文化財を総体的に捉え、現状保存する遺跡を決定するために行う行政目的調査（例えは貝塚、古墳、古代・中世寺院、各種生産遺跡、城館遺跡の悉皆調査等）

(ii) 発掘調査に高度な技術を要する遺跡などについて、その保存と活用のために計画的に行う行政目的調査

**記録保存調査** 記録保存調査における市町村との役割分担は、域内における埋蔵文化財の状況や開発事業の動向等を勘案しながら行う必要がある。

また、専門職員が未配置、あるいは一時的な開発事業の増加等の理由で市町村が発掘調査を行うことができない場合には、都道府県が発掘調査を支援あるいは代行することも考えられる。さらに、監理の体制が必ずしも十分とは言えない市町村において民間調査組織が主体の発掘調査が行われる場合についても、都道府県が監理を代行することが考えられる。ただし、この場合の都道府県の調査及び監理は飽くまでも臨時の措置であることを市町村に認識させ、当該市町村が自ら埋蔵文化財行政を担う体制を構築・整備するよう働き掛けることが重要である。

#### ウ 保存・活用事業に係る業務

**史跡指定等における都道府県の役割** 都道府県には、埋蔵文化財の価値を総体的に評価し、その価値に応じた保護措置を自ら執ることが望まれる。また、史跡指定の仕組みや他の都道府県や市町村における文化財保護の取組に関する優良事例等についての知識を蓄積し、市町村が埋蔵文化財の現状保存措置を執ろうとする場合には、これを基に適切な助言を行うことが望ましい。

**都道府県による活用事業の実施** 活用事業は、都道府県と市町村が域内の埋蔵文化財の特性を生かし、連携して行うことが望ましい。特に都道府県は、域内の埋蔵文化財を体系的に捉えた

上で行う活用事業を自ら進めること、域内の複数市町村と連携して活用事業を実施すること、さらには、市町村に対し活用事業への積極的な取組を促し支援することが重要である。

資料編では都道府県の活用事例を幾つか掲載しているが（資料編52～82ページ），これらはいざれも特定の遺跡を対象としたものではなく、域内の埋蔵文化財全体を俯瞰し、地域の埋蔵文化財をストーリー立てて幅広く発信しているところに特徴がある。単独の市町村では実施が困難なこうした取組を各都道府県において進めることが期待される。

## （2）体制構築の留意事項

都道府県には、あらゆる時代と種別の埋蔵文化財の行政目的調査や活用事業を実施できる体制の整備が望まれる。

また、都道府県は、埋蔵文化財に係る専門性の高い業務を行うという観点から、本庁とは別に埋蔵文化財の調査や活用を行う機関として公立調査組織や法人調査組織を設置しているところが多い（表1）。これらの組織については、以下の点に留意する必要がある。

**公立調査組織を有する都道府県が行うべき事項**　公立調査組織のほとんどは、その設置目的に発掘調査の実施や出土品の整理・保管を掲げており<sup>i</sup>、組織によってはそれに加え普及事業や研究、市町村への知識・技術の教授を行うとされている。

このように公立調査組織は、埋蔵文化財行政の業務のうち、行政目的調査を主に担当し、事務・調整を行う教育委員会本庁と一体となって埋蔵文化財行政に係る4段階の業務を行うことが期待される。しかし、公立調査組織を有する17都道府県のうち、保存目的調査を実施しているところは6にとどまっており、公立調査組織の業務が記録保存調査の実施にほぼ限定されている状況にある。

公立調査組織を有する都道府県は、本庁及び公立調査組織の両者が一定の役割分担の下で行っている業務内容について、ここまで示してきた「都道府県で行う必要がある業務」が適切に行われているか点検し、両者が一体的に埋蔵文化財行政を推進していく必要がある。

なお、公立調査組織の中には、出土品の保存処理を業務として掲げているところがある。出土品を保存・活用する上で、保存科学の知識と技術を有する職員の存在は重要であり、こうした職員を有し、保存処理を自ら行うことができる環境を整備することにより、市町村の発掘調査に対しても技術的な助言が可能となる。このことは域内の市町村における発掘調査の技術水準の向上にもつながる。

**法人調査組織を有する都道府県が配慮すべき事項**　法人調査組織は、地域の埋蔵文化財に関する知見や発掘調査の技術に係る豊富な経験を持ち、埋蔵文化財行政上大きな役割を果たしてきた。また、その設置理由や活動の沿革からも都道府県との関係が極めて近く、民間調査組織とは位置付けが異なる。

法人調査組織は、都道府県が持つべき恒常的な調査体制では対応できない場合の記録保存調査

<sup>i</sup> 公立調査組織とは別に法人調査組織を有するところの中には、こうした業務を法人調査組織が行うこととし、公立調査組織は主として公開・普及を行うこととされているところがある。

を担当させる組織として有用な場合があるほか、同組織が有する知見や技術等を継承することは域内の発掘調査の質を保つ上でも必要である。よって、都道府県は、行政目的調査を行う体制を可能な限り整備するという原則の下、法人調査組織を活用し続ける場合は、同組織を都道府県の埋蔵文化財行政を担う体制を補完する組織として位置付け、記録保存調査の増減に対して適切に対応できるよう法人運営に必要な支援を行うことが必要と考えられる。

なお、5で述べるように、法人調査組織が調査主体となる発掘調査については都道府県の監理を受けることになるが、これらの組織が都道府県が行るべき役割を補完することを目的として設置されたこと、それぞれの地域において豊富な調査実績を有すること、地域における発掘調査の実施に際し中心的な役割を果たしてきたこと等を踏まえ、監理の頻度を軽減するなどの措置を執ることも可能と考えられる。

**表1 調査組織形態の違いとそれぞれの特性・問題点**

組織形態	特 性	問 題 点
本庁直営	事務・調整の業務と調査業務を同一組織内で行うことができることから、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査成果を速やかに事務・調整業務に反映することができる。</li> <li>・専門職員に事務・調整と調査双方の業務を経験させることができる。</li> <li>・開発事業計画や予算を把握しやすく、発掘調査計画を立てやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増員が困難</li> </ul>
公立調査組織	本庁の出先機関であり、かつ調査等専門的な業務を行うことを目的に設立されていることから、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査や調査成果の活用に係る専門的な業務に専念しやすい。</li> <li>・専門職員の採用・養成により専門性を高めやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増員が困難</li> <li>・専門的な業務に特化しやすく、本庁との連携が不十分になる場合がある。</li> </ul>
法人調査組織	地方公共団体から分離した公的な事業を行う組織で、調査等専門的な業務を行うことを目的に設立されていることから、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録保存調査の量に応じて比較的、柔軟に体制を組むができる。</li> <li>・発掘調査や調査成果の活用に係る専門的な業務に専念しやすい。</li> <li>・専門職員の採用・養成により専門性を高めやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤が脆弱<small>ぜいじやく</small>で運営が不安定になりやすい。</li> <li>・埋蔵文化財担当部局との連絡調整が円滑に行われないおそれがある。</li> </ul>

### (3) 埋蔵文化財の取扱いに係る権限行使について

**権限委譲の現状** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条の規定では「都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができます。」とされている。都道府県の中には、この規定に基づき文化財保護法第92条以下の届出受理、指示等の権限を市町村教育委員会に処理させている例が99認められた（平成24年4月時点）。その中で事務処理に何らかの影響があったとした35の市町村のうち、11（指定都市3、市6、町2）は都道府県教育委員会との協議等が不要になったことによる事務量の軽減・迅速化を効果として挙げている。しかし、13（指定都市6、市6、町1）が事務量の増加、さらにそれによる事務の遅滞や混乱を挙げている。

また、このほかにも、権限委譲後に当該市町村教育委員会に専門職員が不在になったところもあるなど、埋蔵文化財行政が適切に行われているかどうか疑問視される点もある。

**権限委譲する際の留意点** 都道府県教育委員会が有する埋蔵文化財保護に関する権限を市町村教育委員会に委譲する場合、当該市町村教育委員会において権限を行使するにふさわしい体制を有するとともに、その体制が安定的に維持されていくことが前提である。都道府県教育委員会は、権限委譲を行う場合には、こうした点を確認することが求められる。

なお、権限委譲が行われたものの、委譲の前提となった体制の維持等の措置が十分でなくなつたため適切な権限行使が期待できない市町村教育委員会に対し、都道府県教育委員会は地方分権の要請を踏まえつつも、条例改正も含めて適切な措置を講じることが望まれる。

## 3 市町村の役割

### (1) 市町村の業務

本委員会は、過去の報告において、市町村の業務として開発事業との調整や発掘調査の実施を挙げてきたが、詳しい業務内容については触れてこなかった。よって、以下では市町村の主な業務について示すこととする。

#### ア 開発事業との第一義的な窓口としての業務

**開発との調整** 指定都市を除く市町村は、都道府県教育委員会から権限委譲されない限り、制度的には開発事業に伴う文化財保護法上の具体的な事務処理権限は有しない。しかし、埋蔵文化財行政における市町村の役割の大きさを指摘し、埋蔵文化財の所在や内容の把握は市町村が行うことが適切であるとした文化庁の指導（「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成10年9月29日付け 庁保記第75号 文化庁次長通知）にのっとり、市町村が文化財保護法第93条第1項による届出の受付をはじめ開発事業者に対する第一義的な窓口となっているほか、開発事業との調整についても実際に担当する場合が多い<sup>i</sup>。こうした業務を的確に行うため

<sup>i</sup> 市町村教育委員会による文化財保護法第93条第1項等の届出の受付等は、都道府県条例により制度化されている場合のほか、都道府県と市町村との協議の結果によるものなどがある。

には、以下のような措置が求められる。

- (i) 域内の埋蔵文化財の所在状況や範囲・内容の把握と遺跡地図等を整備し、これらを窓口やホームページで閲覧可能な状態にすることなどによる周知の徹底
- (ii) 開発担当部局等との連携による域内の開発事業の動向の早期把握
- (iii) 開発事業者との調整
- (iv) 埋蔵文化財の保護と開発事業に関する各種の行政目的調査の実施

**都道府県教育委員会との連絡・調整**　埋蔵文化財の範囲や内容について都道府県教育委員会と情報を共有するとともに、記録保存調査の要否判断等、埋蔵文化財の取扱いに関する考え方について適宜都道府県教育委員会と協議し、適切に意見具申を行うことが望まれる。

#### イ 情報収集に係る業務

**発掘調査成果等の収集・整理**　域内の埋蔵文化財、発掘調査等に関する以下の情報収集と整理、活用を行うことが望まれる。

- (i) これまでに行われた発掘調査とその成果
- (ii) 今後予定されている発掘調査計画とその内容

#### ウ 行政目的調査に係る業務

**主体的な行政目的調査**　市町村は、埋蔵文化財の把握や保存・活用において主体的な役割を果たすことを期待されていることから、以下の行政目的調査を行うことが望まれる。

- (i) 埋蔵文化財の保存や、開発事業との調整へ備えるために行う埋蔵文化財の有無や範囲、内容を把握するための試掘・確認調査
- (ii) 重要遺跡の保存と活用を行うために計画的に行う発掘調査

**記録保存調査**　都道府県と役割分担を行った上で、その担当に係る記録保存調査を行う。また、市町村の専門職員には、域内の埋蔵文化財に関する豊富な知識や遺跡の種類に応じた調査技術を有している者が多いので、こうした知識や技術を基に都道府県や他の調査組織が行う発掘調査に対し、必要な助言を行うことも期待される。

#### エ 保存・活用事業に係る業務

**史跡指定等における市町村の役割**　市町村は、都道府県と連携しながら、重要な遺跡については計画的な調査の積み重ねによって、その内容に応じた史跡指定を進めることが望ましい。

一方、「歴史文化基本構想技術指針」(平成24年2月 文化庁文化財部)でも示されているように、近年は各地で文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く、的確に把握し、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用することが試みられている。このように埋蔵文化財の保存・活用に対する考え方や方法が多様化していることを視野に入れ、例えば、開発事業との調整により重要な遺構が確認された範囲を公園や緑地として整備し保全を図るなど、史跡指定以外の方法も含めた保存・活用の方法について検討することが期待される。そのため、市町村は埋蔵文化財をはじめとする域内の文化財の内容や価値を的確に把握しておくことが必要と考えられる。

**市町村による活用事業の実施** 行政内外の組織と連携して、発掘調査の成果を活用し、地域づくり、ひとづくりにつなげるために様々な活用事業を企画し推進することが望ましい。

市町村は、地域住民の要請を直接知る機会が多いので、住民と連携し、さらには住民の参加を求めながら事業を企画・実施することが大切である。また、埋蔵文化財に対する住民の理解をより深めるために、住民に対し埋蔵文化財の価値や保存の意義について丁寧な説明を行うことはもちろん、様々な文化財を含めた総合的、多角的な事業を行うことも望まれる。

資料編では市町村の活用事例を幾つか掲載しているが、そのいずれもが様々な工夫を凝らした個性豊かな取組であり、こうした埋蔵文化財や地域の個性を生かした取組が、全国各地で行われることが期待される。

## (2) 体制構築の留意事項

市町村の体制構築の考え方は、都道府県と基本的に同様である。(公立調査組織、法人調査組織に関する扱いを含む。)埋蔵文化財を有する市町村はその保護のために必要な体制を構築する必要があるが、小規模な市町村の場合は、現実問題として必ずしも十分な埋蔵文化財行政の体制を構築できるとは限らない。こうした市町村については、地域の実情を踏まえ、必要に応じて地方自治法第252条の2～6の規定による協議会方式や同法第284条第2項の規定による一部事務組合など、事務の共同処理によって対応することも考えられる。

## 4 民間調査組織を利用するに際しての留意事項

### (1) 民間調査組織に関する課題と本委員会によるこれまでの指摘

**民間調査組織の利用実態** 民間調査組織は開発事業に伴って増加する記録保存調査により迅速・効率的に対応するために利用されてきたという経緯がある。現在行われている民間調査組織の利用方法には、

- (i) 発掘調査の周辺的な作業（測量・写真撮影等）における利用
- (ii) 地方公共団体の発掘担当者が調査の全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等（例えば、調査方法の選択と指示等）を行う中で、民間調査組織が発掘調査の一連の作業を担当する形態（「民間調査組織を地方公共団体の発掘調査体制に組み込む形態」で、地方公共団体が調査主体となる発掘調査）
- (iii) 発掘調査の一連の作業だけではなく、全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等も民間調査組織が行う形態（民間調査組織が調査主体となるもので、地方公共団体は発掘調査の監理等の関与を行う発掘調査）

の三つがある。

**本委員会におけるこれまでの指摘** 平成7年12月の「埋蔵文化財保護体制の整備充実について（報告）」（「平成7年報告」）では、(i)の利用について、発掘調査を効率よく進めるために有効な場合は、民間調査支援機関の効果的な導入を図る必要があるとともに、(ii)の利用について、以下の留意点を示した。

- (a) 民間調査機関の選択、調査に関する事業者との契約等について、その地方公共団体が責任を持って対応すること
- (b) 導入しようとする民間調査機関とその調査担当職員は、調査につき十分な能力と実績を持つものであること

続く平成20年報告では、記録保存調査を含め調査全般は、地方公共団体が可能な限り調査主体となって実施するという考え方の下（資料編101ページを参照）、民間調査組織の利用については（i）（ii）を基本としている。ただし、平成20年報告は、一部の地域で（iii）の利用が行われている実態に鑑み、民間調査組織の特性や地方公共団体の体制整備の観点から、慎重な対応を求めつつも（資料編99・102ページを参照）、（iii）の利用を行う場合の原則として、以下の点を示した。

- (a) 地方公共団体が対応しきれない量の発掘調査が生じた場合に限ることとし、本来地方公共団体が行うべき発掘調査の一部を補完する役割にとどめること
- (b) 地方公共団体が関与すること

**民間調査組織を利用した発掘調査の問題** 民間調査組織を（iii）の方法で利用した場合を中心に、以下のア）～ウ）の問題が生じている例がある。

- ア) 民間調査組織の中には、埋蔵文化財の地域的特性を十分に把握していない場合や考古学的な専門性が不十分なところが見られる。この場合、地方公共団体が適切に関与しなければ発掘調査の質が著しく劣化することになる。
- イ) 地方公共団体における行財政改革の進展に伴って、民間調査組織の実態が十分に認識されないままにその利用が進み、それによって専門職員の削減が行われている場合があり、地方公共団体の体制に深刻な影響を及ぼすおそれがある。
- ウ) 地方公共団体において、民間調査組織に依存する傾向が強まった結果、埋蔵文化財の知識・技術に関する専門性が弱体化し、適切な対応が執れなくなっている場合がある。

また、埋蔵文化財は、土地に埋蔵されているがゆえにあらかじめその内容を予測しにくいという性質があるため、発掘調査は作業の進捗に伴い調査計画や方法を柔軟に変更しながら進められる。このため、通常の土木工事のように設計書と成果物との対比のみでは適切に調査が行われたかを確認することができない。したがって、地方公共団体の専門職員が作業の進捗状況を逐次、現地で点検する必要がある。それを怠れば、仮に必要な作業行程の省略等不適切な調査が行われたとしても、そのことを把握することさえできることになる。発掘調査の質が劣化することは、地域の歴史・文化を後世に伝える役割を果たす埋蔵文化財行政にとって大きな問題となる。

このように（iii）の利用にあたっては特に、地方公共団体が周到な準備を行い十分に関与する必要があるが、第2章で指摘したとおり、一部の地域では民間調査組織が調査主体となる発掘調査の常態化や行政の関与の希薄化等、いくつかの問題が生じている。これらの問題が生じる背景には、平成20年報告の内容が十分でなかったこと、内容の趣旨が誤解された向きがあることなどが考えられる。よって以下では、いくつかの点を補足、修正する。

## （2）地方公共団体が調査主体となる発掘調査における民間調査組織の利用（（i）及び（ii）の利用形態）に関する留意点

地方公共団体が調査主体となり、民間調査組織を利用する場合には、改めて以下の点を満たしているか確認する必要ある。

- ア) 地方公共団体(公立調査組織を含む。)の専門職員が発掘担当者として調査を指揮すること
- イ) 発掘調査の全行程における進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等の一切を地方公共団体が直接行うこと
- ウ) 当該発掘調査の発掘調査報告書を地方公共団体が作成すること

また（ii）の利用形態を採る場合には、地方公共団体の発掘担当者が調査の全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等を行うことを、業務発注時の特記仕様書等で明確に示しておく必要がある。

なお、第2章で述べたとおり、地方公共団体が民間調査組織を利用して行う発掘調査に関する文化財保護法の運用上の手続に混乱があるが、文化財保護法第99条による発掘とすることはできるのは、少なくとも上記ア)～ウ)を充たす場合に限っているので、注意が必要である。（地方公共団体からの委託等によって民間調査組織が調査を行う場合であっても、上記のア)～ウ)を充たさない場合は、当該民間調査組織が文化財保護法第92条の届出を行うことになる。）

## （3）民間調査組織が調査主体となる発掘調査（（iii）の利用形態）に関する留意点

### ア 地方公共団体の関与について

**民間調査組織の的確な選択** 平成20年報告では、民間調査組織を利用する際には、以下の点について基準を策定する必要があることが指摘されている。

- ア) 発掘調査を適切に行うことができる調査組織や発掘担当者を判別するための基準
- イ) 発掘調査の方法と内容の決定、経費・期間等の積算・算出、開発事業者との契約に関する基準
- ウ) 監理の内容・方法についての基準

なお、同報告の中では、ア)の基準の運用として、民間調査組織の実績等を審査して適當な組織・担当者をあらかじめ地方公共団体が登録しておくという方法が例示されている（次に掲げる平成20年報告の抜粋部分を参照）が、その運用次第で民間調査組織への常態的な依存を進め、結果として地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞する例が生じている場合も見られるので、民間調査組織を選定する際には、登録された民間調査組織であっても、発掘調査の都度、地方公共団体がその組織の体制と能力の確認を行うのが適切である。

また、民間調査組織の選定は、組織の能力や調査の体制・方法も含めた総合的な評価に基づき行う必要があり、単に経費のみで選定を行う入札方式は適切でない。

**調査組織の要件** （中略）調査組織の見極めには、組織の所在地・財政規模・職員構成・業務実績等を総合的に判断することが必要である。また、（中略）地方公共団体と緊密に連絡調整を行うことが可能な場所に組織の拠点があることが望ましい。

**選択の方法** 民間調査組織の選択にあたっては、発掘調査の質の維持等を十分に担保するために、発掘調査の経緯・規模やその調査条件・難易度とともに、民間調査組織の当該地域における発掘調査実績等を考慮し、発掘調査の内容・規模が組織の総体的な能力に応じたものとすることが必要である。

適切な能力を備えた民間調査組織と発掘担当者を客観的に判別する際の利便性を考慮すると、あらかじめその実績等を審査して適当な組織・担当者を登録しておく方法もある。

**契約内容等の点検と協定** 実態調査では民間調査組織の倒産事例が相当数報告されており（都道府県4件、市町村60件）、膨大な残務を地方公共団体が引き継ぐことになった例もある。経済的な基盤の弱い民間調査組織が発掘調査を実施する背景には、開発事業者の事情により調査期間の短さや経費の低廉さを優先して選定されることが大きな要因となっていると考えられる。

そして、民間調査組織の倒産後の処理のために地方公共団体が費用負担し、人員を割いている事例があるという実態に鑑みれば、そのような事態に陥らないよう地方公共団体は民間調査組織が行う発掘調査に対し責任を持って関与することが重要である。

具体的には、

- ア) 客観的、標準的な基準にのっとった調査経費と調査期間の積算
- イ) 具体的な調査方法や手順を示した調査仕様の作成と調査成果の確認方法の明示

については、地方公共団体が行う必要があるほか、以下の点について地方公共団体、開発事業者及び民間調査組織の三者で協議し、三者協定を締結するなどあらかじめ方針を決めておくことが望まれる。

- ① 地方公共団体による「監理」の具体的な方法（第3章 5. 参照）
- ② 重要遺跡の発見等に伴う工事計画と埋蔵文化財の取扱いに関する再調整等、調査開始後に生じる可能性がある事態への対応
- ③ 出土品や記録類の地方公共団体による保管・利活用

#### イ 民間調査組織利用の前提となる地方公共団体の体制

民間調査組織を利用しようとする地方公共団体は、上記で示した関与を行う必要がある。これらの業務を行うためには、埋蔵文化財に対する知識と調査対象地内の埋蔵文化財に関する正確な情報が必要であり、それを基に過不足ない発掘調査計画を作成することが求められる。

また、民間調査組織による発掘調査が適切に実施されるようにするために、地方公共団体は、地域の埋蔵文化財を熟知し、かつ高度な専門知識・技術と十分な行政経験を持つ専門職員を相応の頻度で、発掘現場における監理に当たらせる必要がある。こうした業務は当該地方公共団体にとっても相応の事務及び実務負担となることから、これらに対応できる体制が構築されていることが民間調査組織の利用の前提になる。

## 5 発掘調査の監理

**監理の定義と必要性** 「監理」とは、域内の発掘調査が当該地方公共団体の定めた「発掘調査基準」やそれに基づく「調査仕様」及び文化庁刊行の『発掘調査のてびき』(平成22年・平成25年)にのっとり行われているかどうかを、地方公共団体が埋蔵文化財保護を所掌する立場で確認するとともに、適切でない場合にはその場では正を求める措置である。

**本委員会の考え方** 平成20年報告では監理について、

- (i) 発掘調査の質を確保するとともに埋蔵文化財を適切に保護するために、遺跡の内容や遺物の出土量等を確認し、調査期間・経費との関係、遺跡の保存、現場公開等の対応や協議を行うこと
- (ii) 監理を行う地方公共団体には、事務的業務と発掘調査業務の全般をそれぞれ十分に経験し、発掘担当者よりも高い資質・能力を備えた専門職員が必要であり、こうした専門職員を監理業務に充てること

などを示した。しかし、平成20年報告では監理の対象となる発掘調査や監理を行う主体についての考え方方が具体的に示されておらず、地方公共団体によっては監理についての考え方には差異が生じる状況となっているため、以下ではこれらの点について本委員会の考え方を示す。

**監理の実施主体** 監理は以下の地方公共団体が行うことが適当である。

- ア) 都道府県
- イ) 埋蔵文化財担当部局に事務的な業務と発掘調査の実務につき十分な知識・経験を持つ専門職員が配置された市町村

**監理の対象となる発掘調査** 監理の対象となる発掘調査は、都道府県及び監理の体制が整備されている市町村が行うものを除く全ての行政目的調査である。

**監理項目** 監理を行う地方公共団体は自ら監理項目を定めるとともに、調査を行う組織や調査対象等によって適用する項目を選択することが必要である。

**監理の視点** 監理業務の内容に鑑み、監理を担当する専門職員は、以下の観点から監理を行うことが適切である。

- (i) 地方公共団体が民間調査組織に示した調査仕様にのっとった手順で調査が行われているか。
- (ii) 地方公共団体が作成した発掘調査標準や文化庁が作成した『発掘調査のてびき』で示された調査方法のうち、当該遺跡及び遺構の内容に最もふさわしい方法が選択され、的確に行われているか。
- (iii) 写真及び図面といった記録類が過不足なく作成され、その精度や様式が調査仕様で示したとおりのものであるか。
- (iv) 調査前に設定した期間と予算の範囲内で適切な発掘調査を行うことができるか（遺跡の内容が当初の想定を大幅に上回っていないか）。

なお、監理を行う専門職員は発掘作業だけではなく、整理等作業や発掘調査報告書作成に至る一連の作業が適切に行われるよう確認することが必要である。

**監理の方法・頻度** 監理は、発掘作業における作業量や実施方法を左右する行程（基本層序の確認、機械掘削、遺物包含層掘削、遺構検出など）及び埋蔵文化財の評価や性格付けに関わる重要な局面では、一連の作業を発掘現場で確認し、問題があればその場で是正を指導することを原則とする。

また、監理の実施主体は、遺構・遺物の数量等が事前の想定と異なり調査期間や経費に変更が生じる場合には、調査を担当している組織及び開発事業者と速やかに協議し、期間の変更や経費の増減等、必要な措置を執る必要がある。さらに、発見された埋蔵文化財の内容によっては、現状保存や工法変更等の対応を開発事業者等と協議する。

これらのことから、地方公共団体は監理のための専門職員を発掘現場に常駐させることが望ましく、発掘作業の進行上、定形的な作業が続くことが想定される場合で、かつ、他の業務との兼ね合いにより職員の常駐が困難である場合でも、最低1日1回は作業内容の確認をするのが適当である。

## 6 地方公共団体の埋蔵文化財行政の整備に向けた文化庁等の役割について

### （1）文化庁の役割

**埋蔵文化財に係る諸標準の検討・提示と地方公共団体への支援** 平成12年度から施行された改正文化財保護法により、文化庁長官が担っていた埋蔵文化財に係る事務は都道府県等の教育委員会が行うことになった。しかし、文化庁は、文化財保護法を所管する国の行政機関として、地方自治の原則を踏まえつつ、引き続き次のような事項について対処する必要がある。

- (i) 埋蔵文化財行政に関する基本的な方向性を提示すること
- (ii) 埋蔵文化財に関する事務処理等が地方公共団体によって不統一にならないよう、その執行に関する標準の提示と必要な助言等を行うこと
- (iii) 地方公共団体が行う埋蔵文化財保護のために必要な事業に対する支援を行うこと
- (iv) 今後の埋蔵文化財行政の在り方について中長期的な視野で検討を行うこと

**文化庁が主催する会議・講習会等への参加促進** 文化庁が行っている「埋蔵文化財担当職員等講習会」では、専門職員の知識・意識の向上を目的に、埋蔵文化財行政の現状と課題等に関する講演や各地域における活用事例の報告等に関する意見交換が行われている。文化庁はこの講習会を継続するとともに、常に埋蔵文化財を取り巻く課題を注視し、地方公共団体にとってより有意義なものにする必要がある。また、地方公共団体の協力を得つつ、例えば「埋蔵文化財行政初任者研修」を開催するなど、埋蔵文化財行政に従事する地方公共団体職員の意識・知識の向上に寄与する取組を充実させる必要がある。

一方、地方公共団体は、専門職員がこの種の講習会等に支障なく参加できるよう予算面をはじめ一定の配慮を行うことが望まれる。

**資格制度の検討** 平成20年報告及び「埋蔵文化財保護行政における資格のあり方について

（中間まとめ）」（平成21年3月31日）において、発掘調査技術等の維持・向上のため、専門職員の資格創設について提言が行われている。これらの提言を踏まえ、引き続き資格創設について検討を継続する必要がある。

**行政目的調査への支援** 文化庁では、記録保存調査への支援のみならず、地方公共団体による埋蔵文化財の保存と活用を目的とした主体的な発掘調査に対し、国庫補助等により積極的に支援を行う必要がある。

**活用に関する補助事業の充実とその成果の周知** 埋蔵文化財の保存・活用のために、文化庁では地方公共団体に対する補助事業の充実を図ってきたが、今後とも埋蔵文化財の意義や重要性を国民に伝えるため、地方公共団体の意見を取り入れながら、支援内容の一層の充実を図る必要がある。また、現在多くの地方公共団体で行われている保存・活用の取組に関する情報を収集し、全国の地方公共団体及び関係組織等に発信することが望まれる。

**大学と地方公共団体の連携の推進** 本章1（3）ウで示した地方公共団体と大学との連携を推進するためには、文化庁が、大学において埋蔵文化財行政における種々の取組を紹介する機会を設けるよう協力を求めるここと、地方公共団体と大学との連携事業を支援することも効果的であると考えられる。

## （2）埋蔵文化財行政における奈良文化財研究所の役割

### ア 奈良文化財研究所の役割

奈文研は、文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行う組織として国により設置され、埋蔵文化財や歴史資料、建造物等の文化財を中心に調査研究を行い、これらの調査研究に関する情報資料の収集、保管、公開等を行ってきた。その後、組織改編があり、現在は独立行政法人国立文化財機構の中の1組織として、全国各地の発掘調査・遺跡整備等に対する協力・助言及び地方公共団体等の文化財担当者を主たる対象とした研修、調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を担っている。

こうした奈文研の取組が地方公共団体の埋蔵文化財行政に引き続き資するよう、一層の充実が図られることが望まれる。特に、地方公共団体における体制整備を図る上では、以下のイ及びウの機能の強化・充実が必要である。

### イ 埋蔵文化財の保存・活用や専門職員の知識・技術の向上に対する支援

#### 発掘調査や埋蔵文化財の保存・活用に関する助言・支援

- (i) 専門的知識を生かした発掘調査等への支援
- (ii) 埋蔵文化財の保存・活用に関する助言・支援
- (iii) 埋蔵文化財及び文化財保存に資する調査・研究の実施・提言
- (iv) 遺跡の整備の調査研究の実施と保存・活用に関する助言・支援

**専門職員の養成等に関する役割** 奈文研は、昭和41年度から継続して埋蔵文化財等に関する専門的な研修を行ってきた。これらの研修は、専門職員の養成や知識・技術の向上のために極めて有益である。今後も地方公共団体の要請を踏まえながら、その充実を図ることが期待される。

## ウ 埋蔵文化財に関する知識・技術の開発と普及

### **発掘調査等の技術に係ること**

- ( i ) 最新の測量・物理探査・計測技術等についての調査研究の実施と技術の普及
- ( ii ) 保存科学や自然科学的な調査方法等の効果的な導入のための調査・研究等, 科学的な調査・研究方法の開発と普及
- ( iii ) 建築学, 文献史学等の関連分野の知識を応用した調査方法, 遺構・遺物の観察・分析方法等, 埋蔵文化財を多角的な視野で検討する方法・技術の検討・提示と普及

### **埋蔵文化財に関する情報の収集・保管・発信**

- ( i ) 全国の発掘調査や埋蔵文化財の保存・活用事例等についての情報収集と発信
- ( ii ) 遺跡や遺物, 報告書のデータベースの構築・充実と情報発信

## 埋蔵文化財行政の現状

1	埋蔵文化財担当専門職員数の推移	30
2	埋蔵文化財担当専門職員の年齢構成	31
3	緊急発掘調査費用の推移図	32
4	発掘届出等件数の推移図	33

注（1）1，3，4は『平成25年度埋蔵文化財統計資料』から転載した。

2は「埋蔵文化財担当専門職員等の状況調査」（平成25年6月26日付け25財記念第26号）に対する回答に基づき作成した。同調査は埋蔵文化財専門職員と文化財保護関係及び社会教育関係職員数について、昭和46年度から行っている。

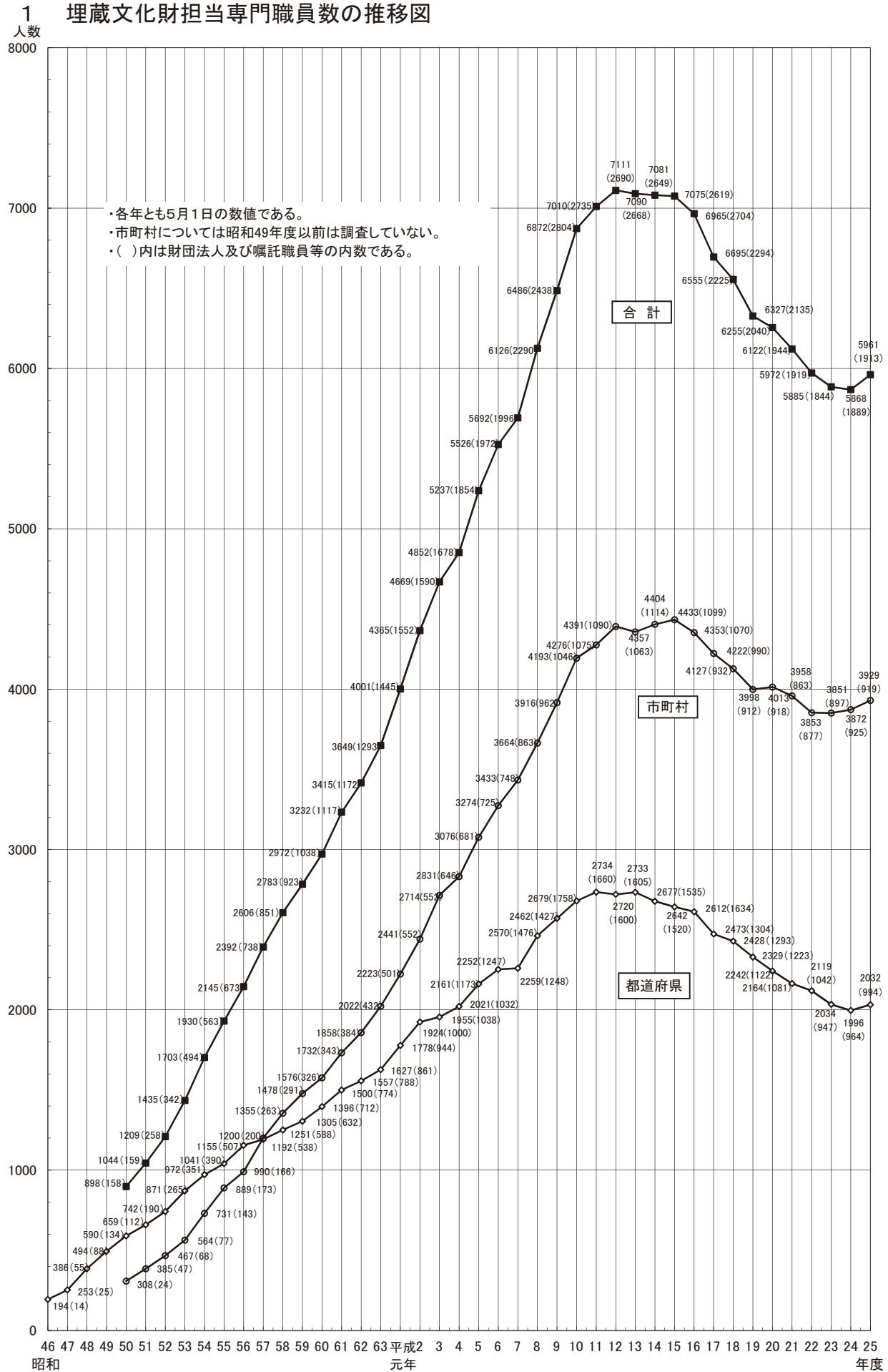
(2) 1及び2の「埋蔵文化財担当専門職員」とは、「地方公共団体及びそれが設立した法人調査組織において埋蔵文化財保護行政に係る諸業務に従事する専門職員（嘱託等の非常勤職員も含むが、正規職員と同等の専門性をもって従事するものを対象とし、アルバイトと同質の整理等作業従事者は除く。）と、博物館・資料館・研究所等において考古担当の専門職員として位置付けられている職員」のことを指す。

(3) 4の「学術調査等の件数」には、大学等研究機関が行う学術目的調査と地方公共団体が行う保存目的調査が含まれている（本文の定義とは異なっている）。

(4) 職員の雇用形態は、統計調査開始時に比べて多様化しており、現在ではこれまでの調査における区分に当てはまらない職員の雇用形態も認められる。

平成25年度調査までは経年変化を重視し、調査開始時の区分に当てはめるようデータを整理してきたが、今後は今日的観点で現状をより正しく把握するため、区分を見直す予定である。

## 埋蔵文化財担当専門職員数の推移図



## 2 埋蔵文化財担当専門職員の年齢構成

下表は、埋蔵文化財担当専門職員の年齢構成と採用形態を示したものである。

- ・採用形態による区分は以下のとおりとした。

公務員：地方公共団体に採用された、任期の定めのない常勤職員

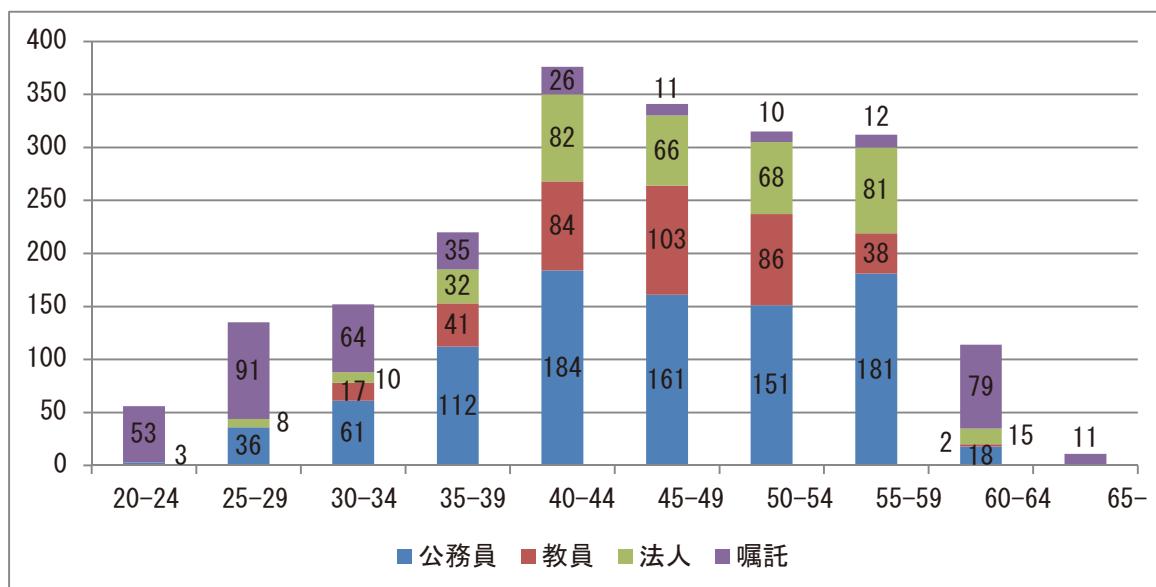
嘱託：有期任用職員

教員：教職員として採用され、期間を限り埋蔵文化財行政に携わる常勤職員

法人：法人調査組織に採用された、任期の定めのない常勤職員

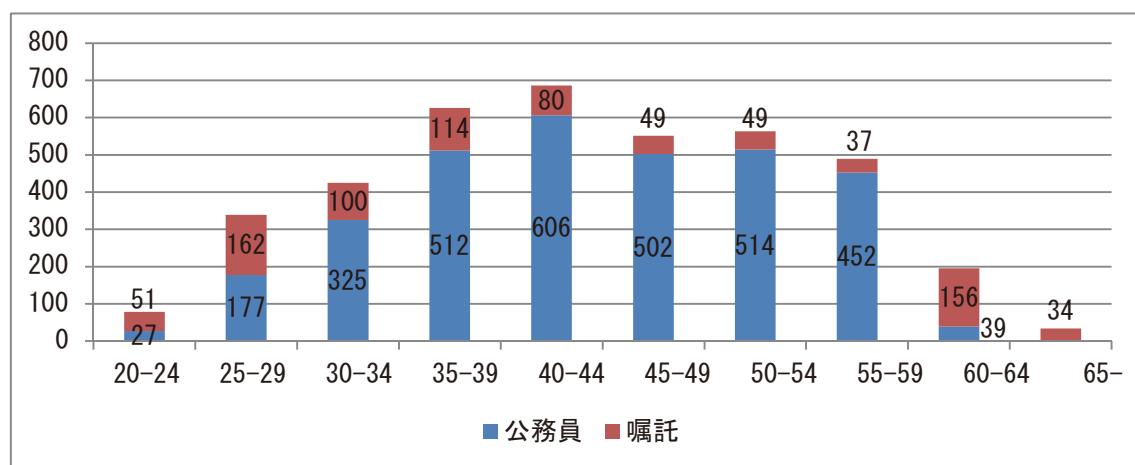
- ・市町村は、教員及び法人の割合が著しく少ないとしたため、公務員と嘱託の区分のみとした。

### ○都道府県における埋蔵文化財担当専門職員の年齢構成（平成 25 年 4 月 1 日時点）



- 都道府県においては、20～30 歳代に比して 40～50 歳代の人数が非常に多く、年齢構成に偏りが生じている。また、40～50 歳代では「公務員」が半数近い比率を占めるが、20 歳代では「嘱託」の比率が過半数を大きく上回る。

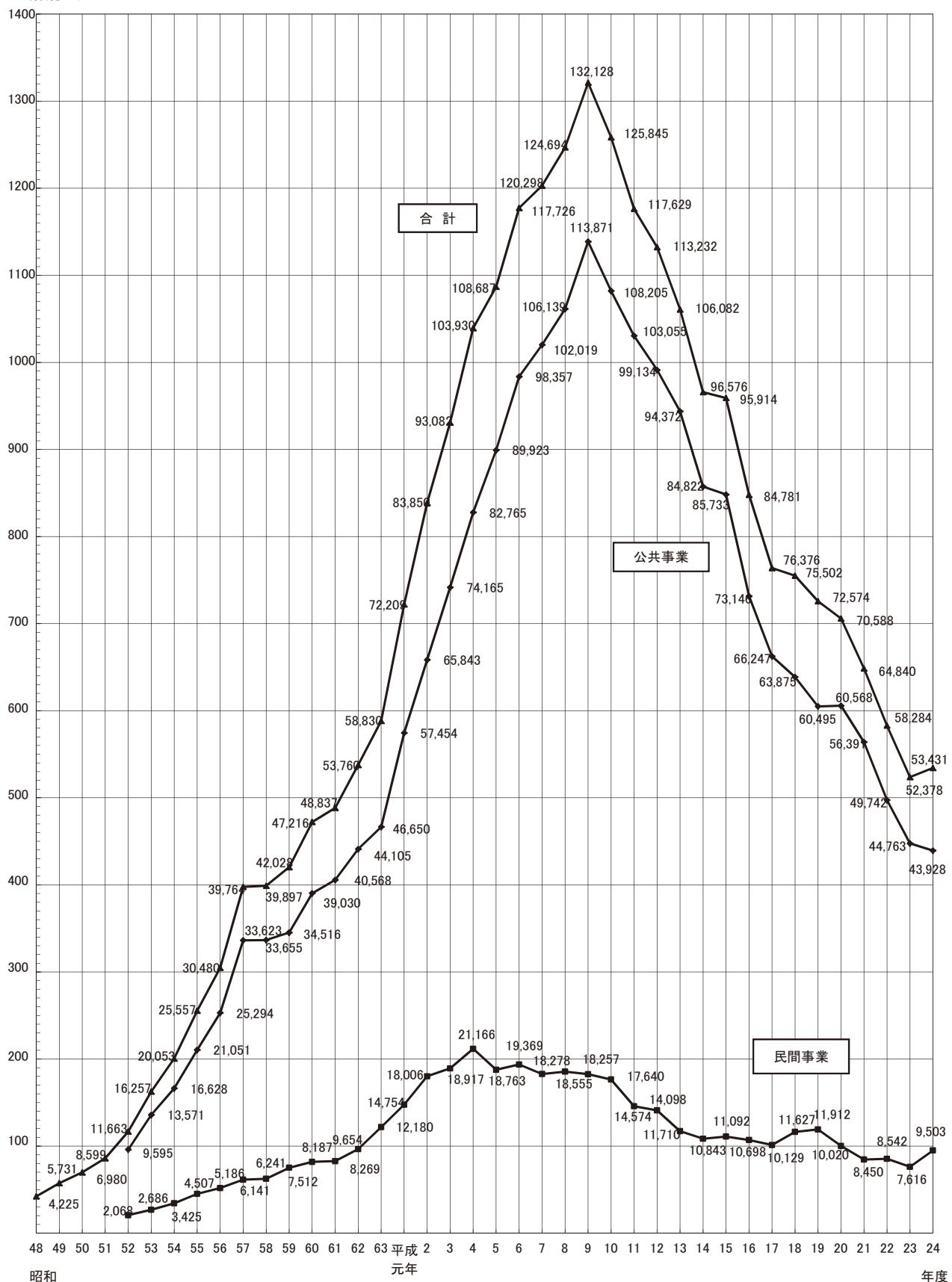
### ○市町村における埋蔵文化財担当専門職員の年齢構成（平成 25 年 4 月 1 日時点）



- 市町村では、都道府県に比して年齢構成の偏りが少ない。また、「公務員」は40～50 歳代は 9 割前後に達するが、20 歳代では「嘱託」の比率が過半数を超える。

### 3 緊急発掘調査費用の推移図

金額(億円)

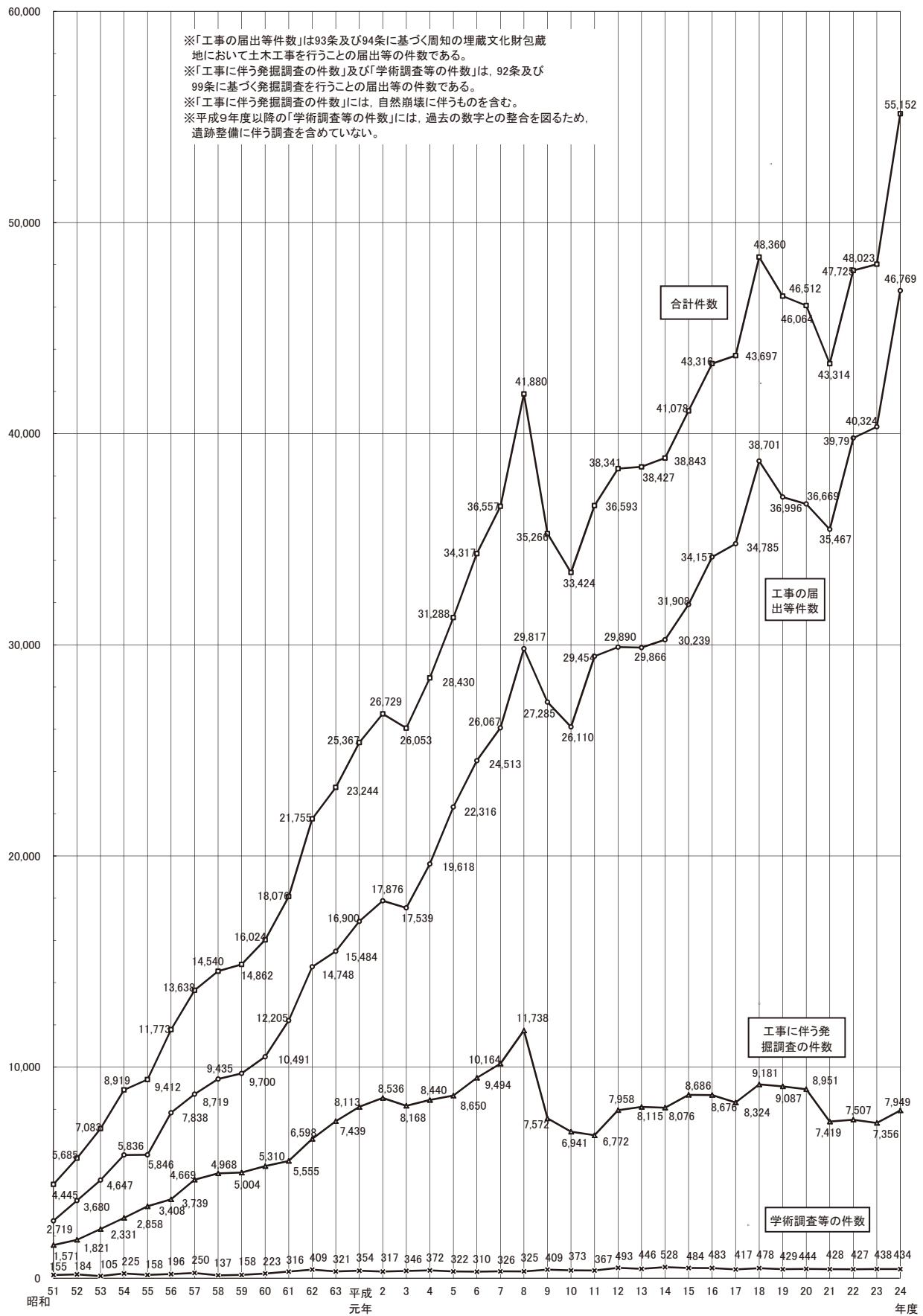


※グラフに用いた数値は事業原因者別に集計したものである。

※平成8年まで国庫補助事業を含まないが、平成9年度以降については国庫補助事業分を含む。

※グラフに付した金額は百万円単位である。

#### 4 発掘届出等件数の推移図





## 資料 2

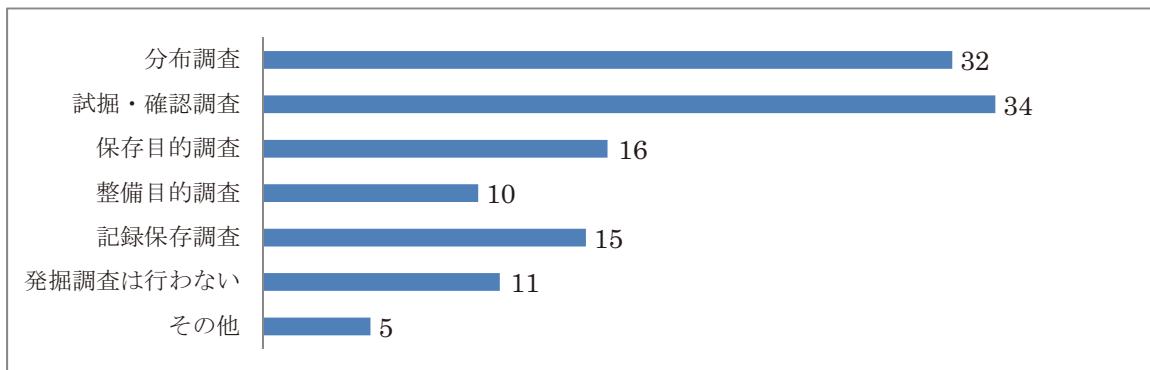
### 地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制と 民間調査組織利用の実態調査

- 注（1）「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」に係る実態調査の実施について（平成24年7月31日付け24財記念第76号）に対する回答に基づき作成した。
- （2）実態調査は、全都道府県（47）と専門職員のいる市町村を対象（1,120）とした。ただし、民間調査組織に関する調査については、民間調査組織の利用実績を持つ専門職員未配置市町村（13）も含んでいる。
- （3）報告をまとめるに際し、実態調査実施時に用いた文言等を、調査結果に影響しない範囲で一部修正した。

## 1 都道府県における発掘調査体制に関する調査

### (1) 発掘調査体制について

①本庁で行う行政目的調査はどれですか。(複数回答可)



※「整備目的調査」とは、保存目的調査のうち史跡整備等に先立って実施するものを指す。

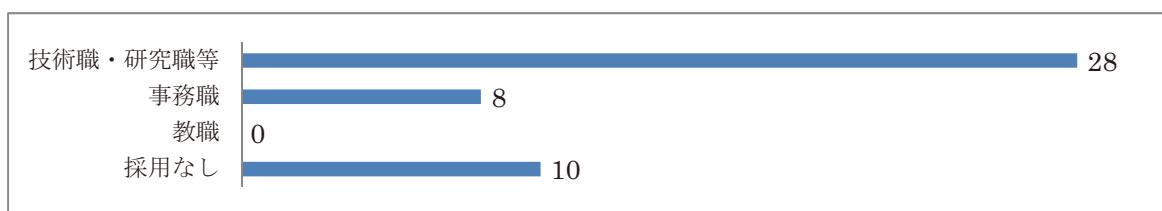
②記録保存調査を行う組織を有していますか。(N=47)

直営	3	法人調査組織を有する	21
公立調査組織を有する	17	公立・法人双方の調査組織を有する	6

●行政目的調査の全てを法人調査組織に委ねているところが3、保存目的調査を実施していないか、あるいはそれを法人調査組織に委ねているところが11ある。法人調査組織を有する都道府県では法人調査組織に記録保存調査以外の行政目的調査についても依頼している傾向がある。

### (2) 専門職員の状況について

①平成12年度以降に新規採用された正規職員の職種についてお聞かせください。(無回答1)



②本庁に5年以上在籍している専門職員の中で、入庁後に記録保存調査及び当該記録保存調査の報告書作成業務について未経験の者はいますか。(N=47)

いる	6	いない	41

●専門職員の採用に際しては、ほぼ全てが大学等で考古学や歴史学の専攻等、専門性を示すための条件を付している。

●グラフでは表現していないが平成12年度以降、専門職員の採用を行っていないところのうち8は、法人調査組織が行政目的調査のほとんどを実施している。

### (3) 管内市町村の状況について

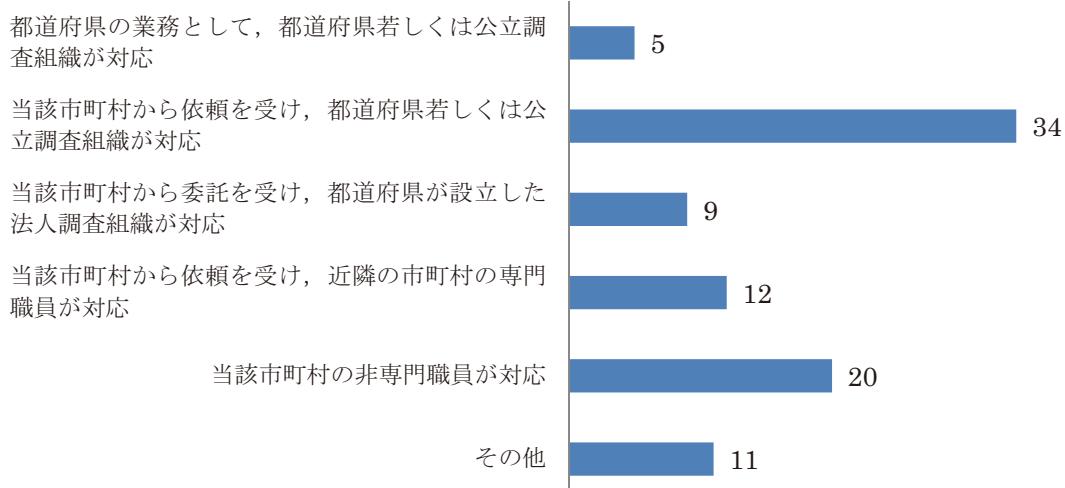
①発掘調査における都道府県と市町村の役割分担をお聞かせください。(N=47)

- ①国・県の開発事業は都道府県で、それ以外は市町村で対応
- ②原則は①であるが、国・県の開発事業を市町村で対応することもある
- ③開発事業の主体者に関係なく、初期の調整は市町村で対応し、その時の状況でどちらが対応するか、協議して振り分ける
- ④その他



●国事業、都道府県事業といった事業者の違いにより役割分担を行っている場合(①)と事業規模や受益範囲により市町村が国・都道府県事業を行う場合(②)が拮抗している。

②専門職員未配置市町村において、調整業務、工事立会、試掘・確認調査、発掘調査等が生じた場合の対応はどうしていますか。(複数回答可)



●「その他」の事例として、他部局へ異動した専門職員や、外部委員（文化財保護指導委員）等の有識者に依頼しているところがある。

## 2 市町村における発掘調査体制に関する調査

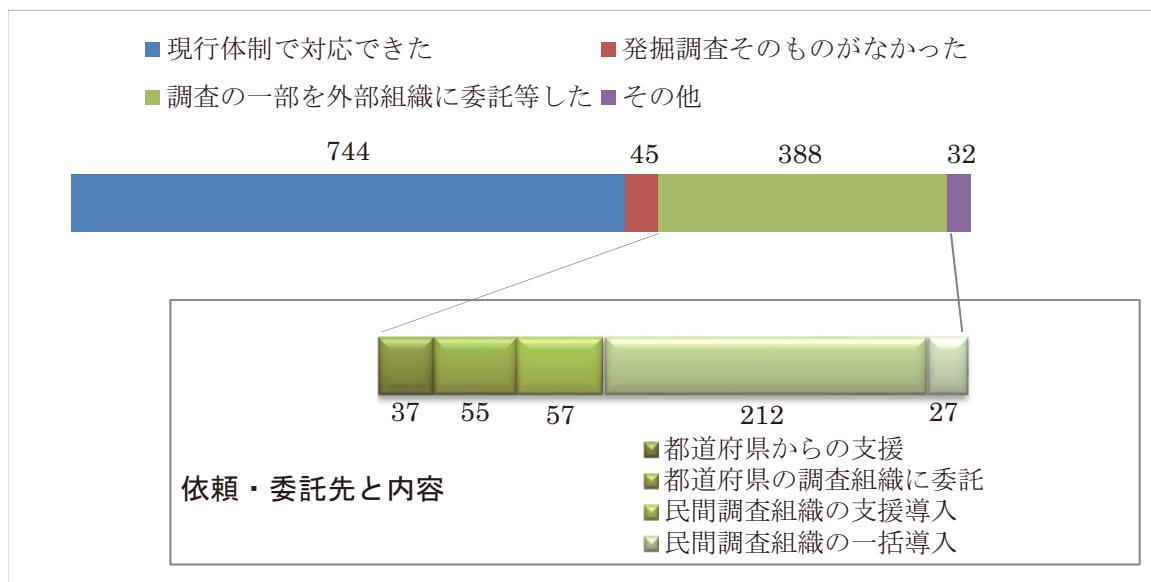
### (1) 発掘調査体制について

①記録保存調査を行う組織を有していますか。(N=1,120)

直営	990	法人調査組織を有する	32
公立調査組織を有する	42	遺跡調査会を有する	56

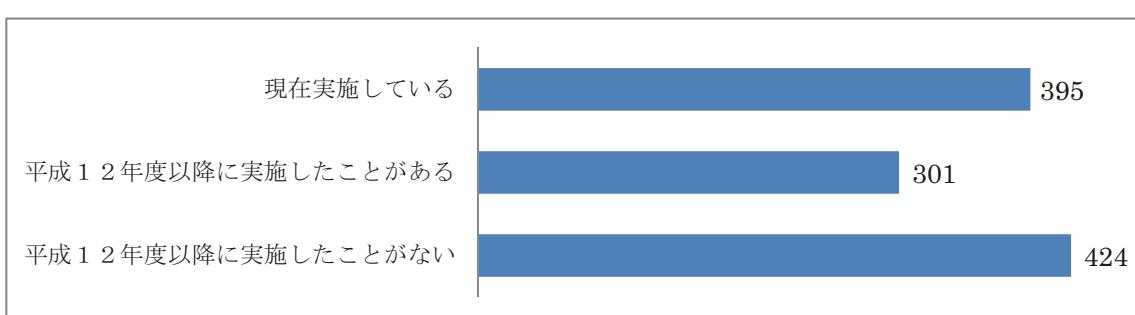
●全市町村1,711のうち専門職員を配置していない市町村は、約35% (591) である。

②全ての記録保存調査に対応できましたか。(複数回答可)



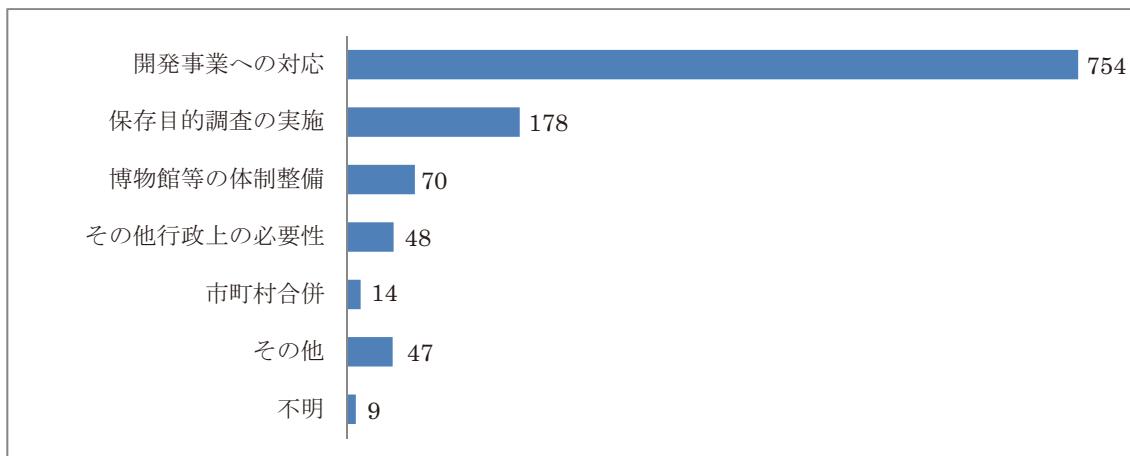
●グラフでは表現していないが民間調査組織の一括導入により対応した市町村の68%は関東、北陸、東海地域の市町村であり、特定の地域に集中している傾向が認められる。

③保存目的調査・整備目的調査を実施していますか。(N=1,120)



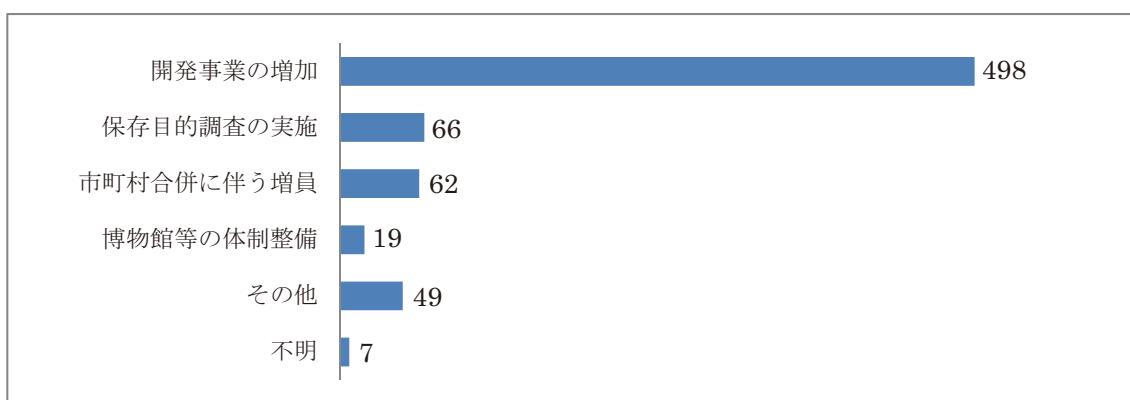
## (2) 専門職員の配置状況について

①専門職員は、どのような契機によって配置されましたか。(N=1,120)



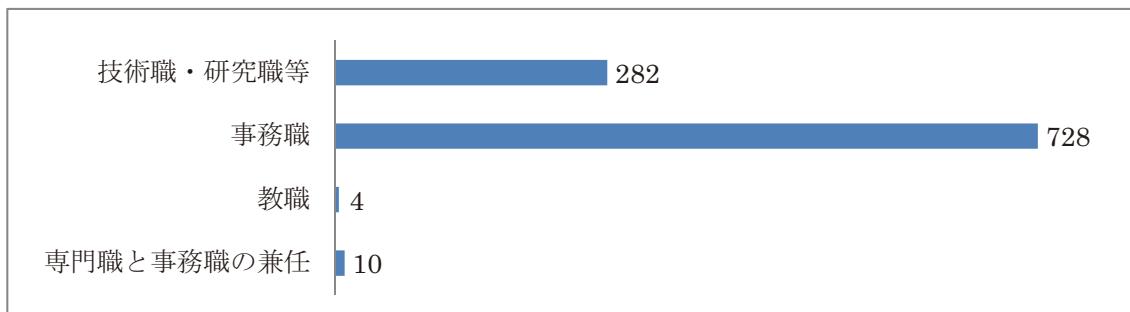
②専門職員が複数配置になったのは、どのような契機によるものですか。

(複数配置市町村数=701)



③平成12年度以降に新規採用された正規職員の職種についてお聞かせください。

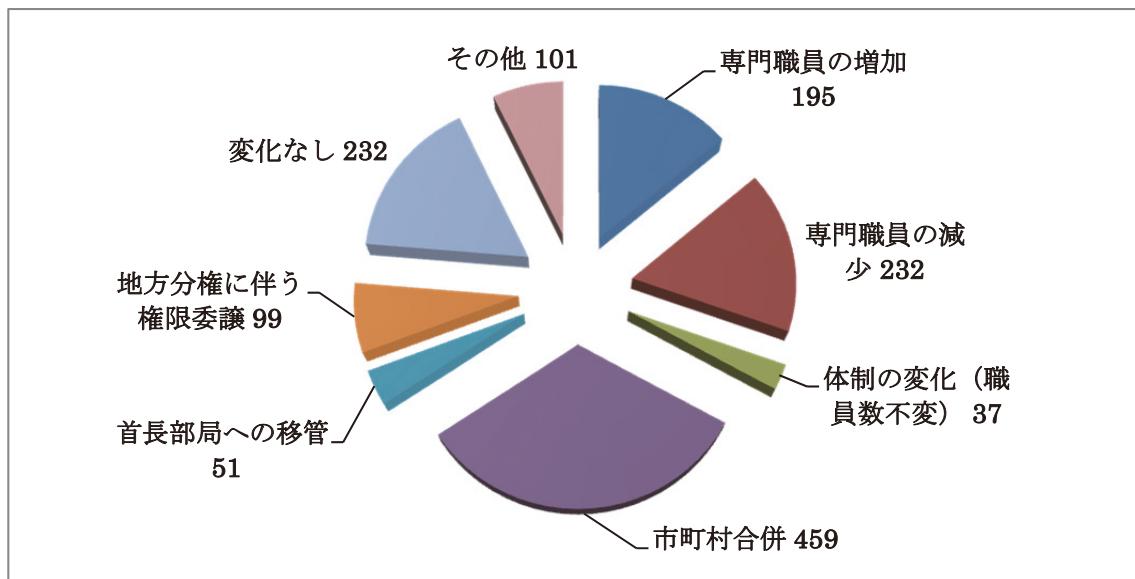
(有効回答数：1,024, 複数回答可)



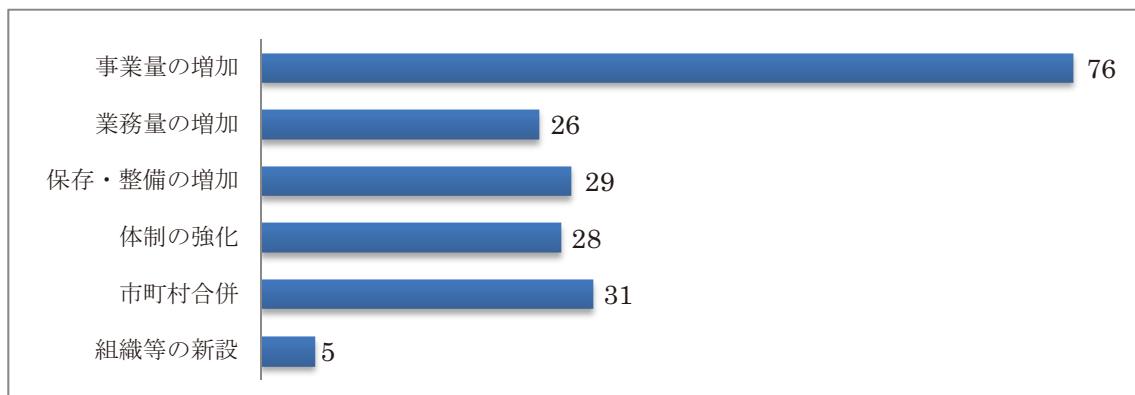
●グラフでは表現していないが専門職員の採用に際しては、95%が大学等で考古学や歴史学を専攻等、専門性を示す条件を付しているが、採用の職種は71%が事務職である。

### (3) 発掘調査体制について

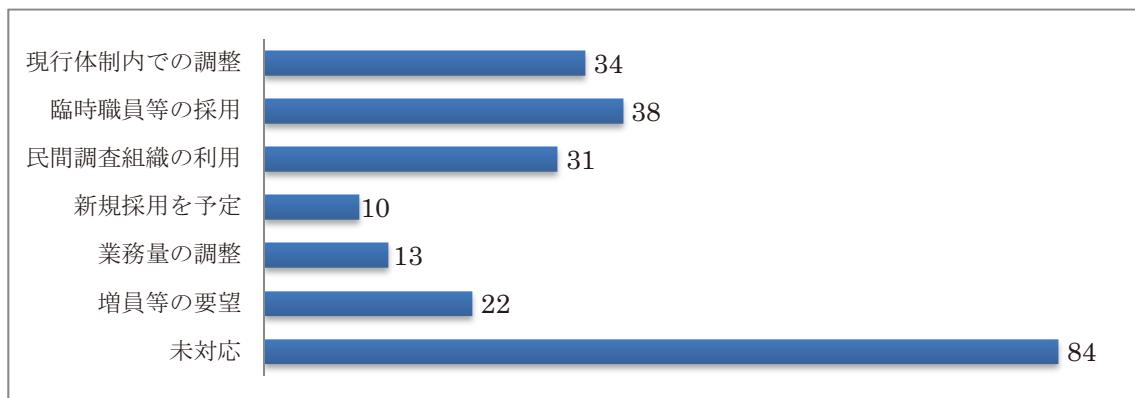
①近年の大きな変化として、どのようなものがありますか。(複数回答可)



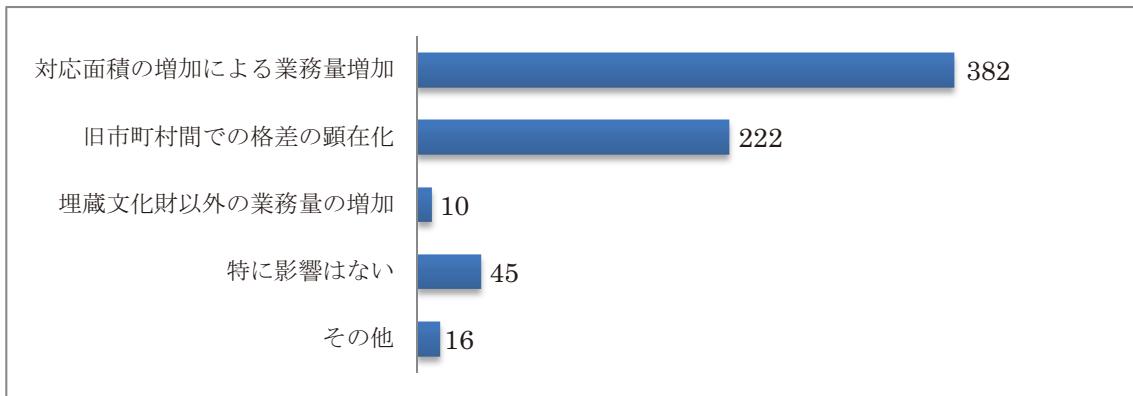
②「専門職員の増加」の理由は何ですか。(N=195)



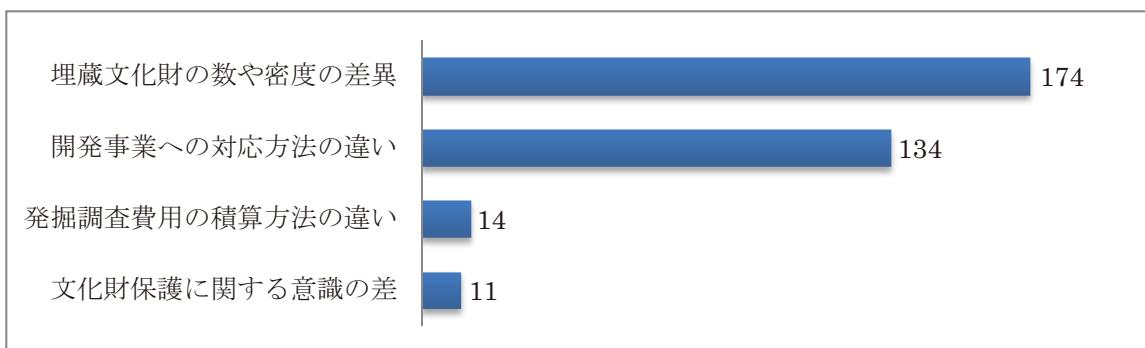
③「専門職員の減少」に対して、どのように対応していますか。(N=232)



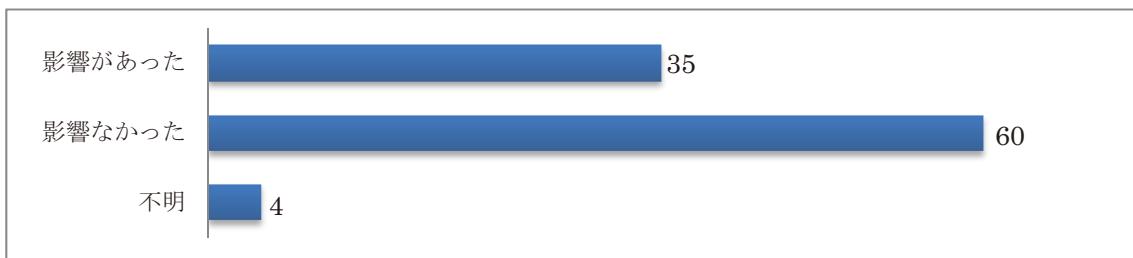
④ー1 市町村合併により、どのような影響がありましたか。(N=459, 複数回答可)



④ー2 旧市町村間の格差とは具体的に何ですか。(N=222, 複数回答可)



⑤「地方分権に伴う権限委譲」で影響がありましたか。(N=99)



●具体的な影響としては、事務の軽減・迅速化といったメリットを挙げるところ（11）と、逆に事務量の増加といったデメリットを挙げたところ（13）にほぼ二分されている。

### 3 記録保存調査への民間調査組織の利用に関する調査

#### (1) 民間調査組織の利用実績等について

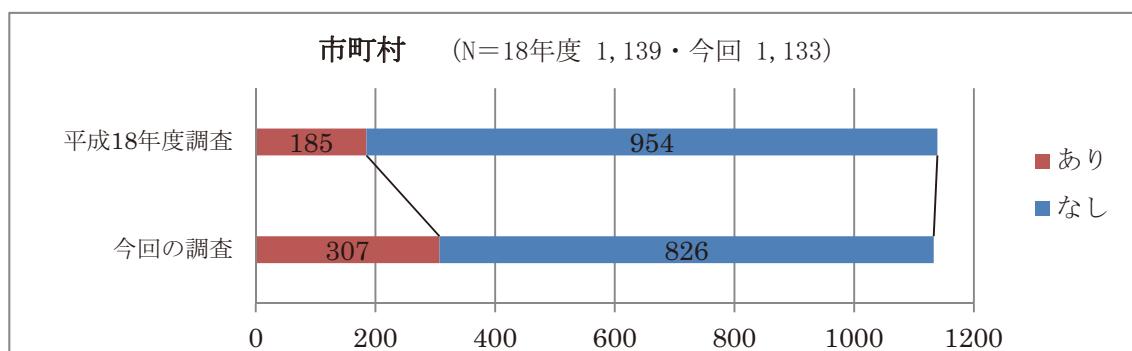
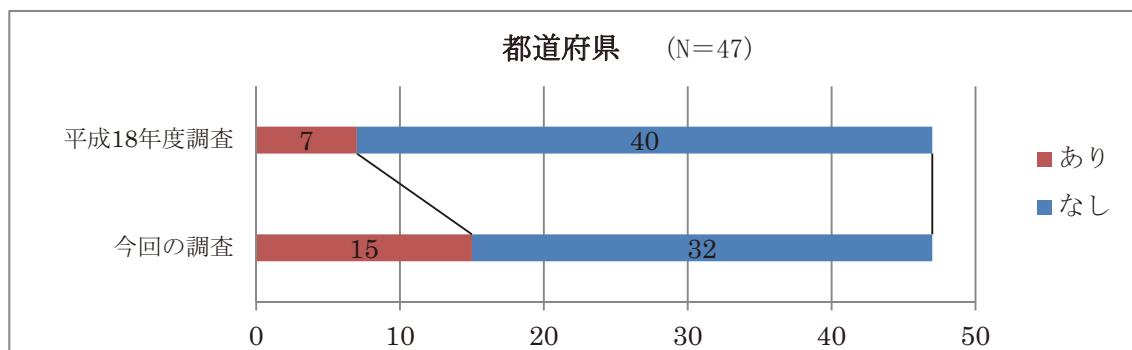
①民間調査組織の利用基準（内規を含む）がありますか。

	策定済み	都道府県基準を利用	策定中	今後策定予定
都道府県	17	—	7	23
市町村	26	725	14	359

●都道府県では過半数が平成24年度までに基準を策定している。（平成26年6月に確認したところ、策定済みが18、策定中が6。）市町村では独自に策定していないが、過半数がその都道府県の基準に準じている。

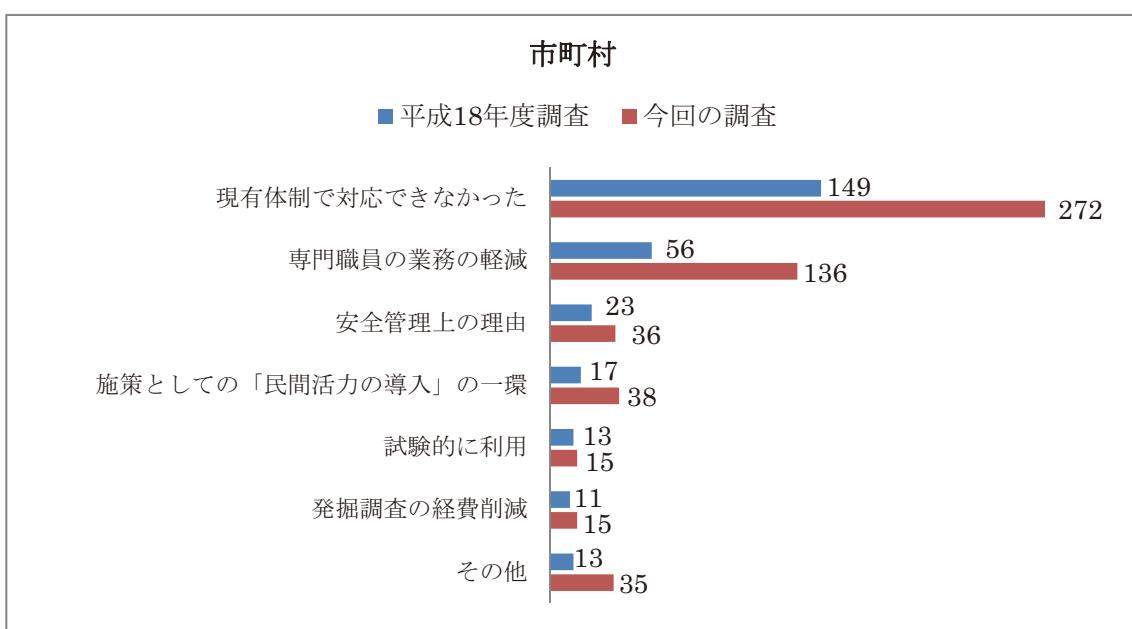
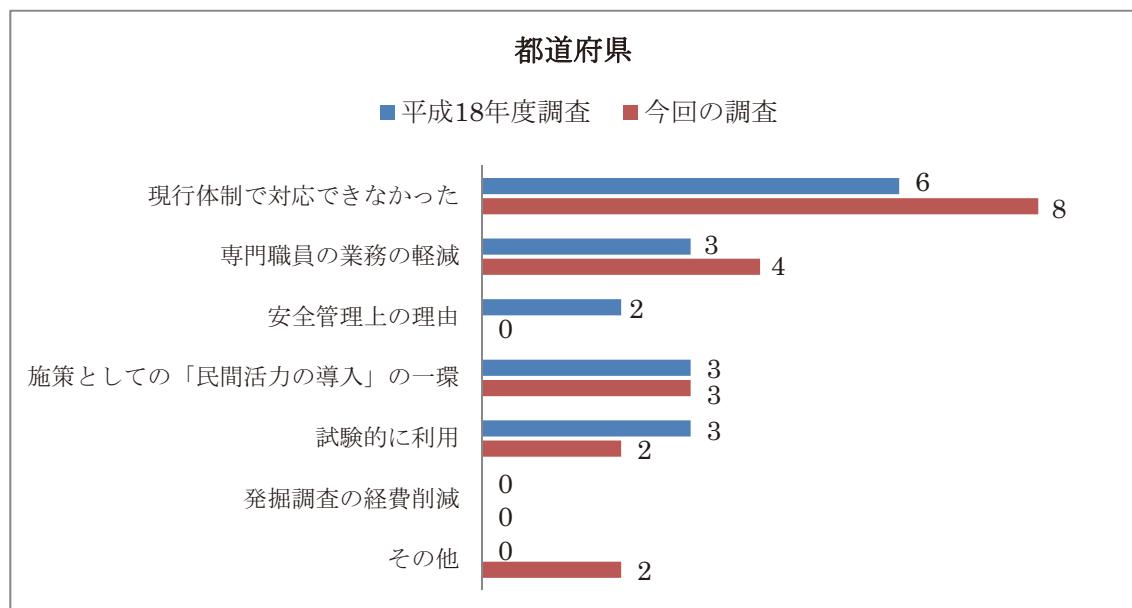
●平成18年度調査時では、利用基準あるいは内規を策定している都道府県は5であったので、8年間で12増加したことになる。

②平成18～23年度に管内にて実施した記録保存調査において、民間調査組織を利用したことがありますか。（平成18年度の調査（平成15～17年度実績を調査）時との比較）

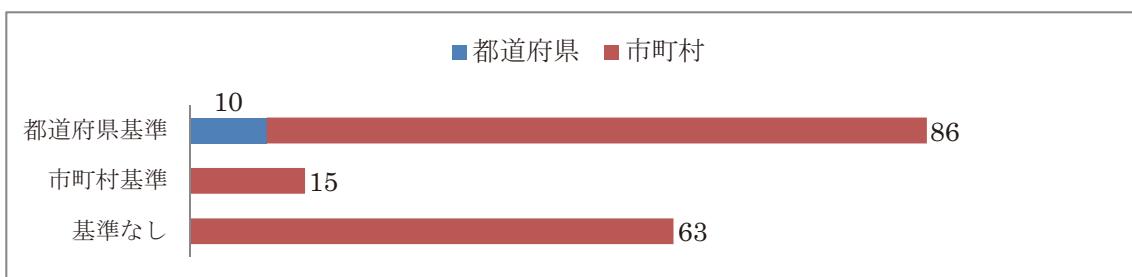


●民間調査組織の利用件数自体は、平成18年度の調査時点と大きな差はないが（平成23年度の利用件数は17年度の1.1倍）、利用経験がある市町村数は1.7倍になっている。また、開発事業に伴う記録保存調査件数は、平成17年度が5,000件に対し、23年度は4,547件に減少している。

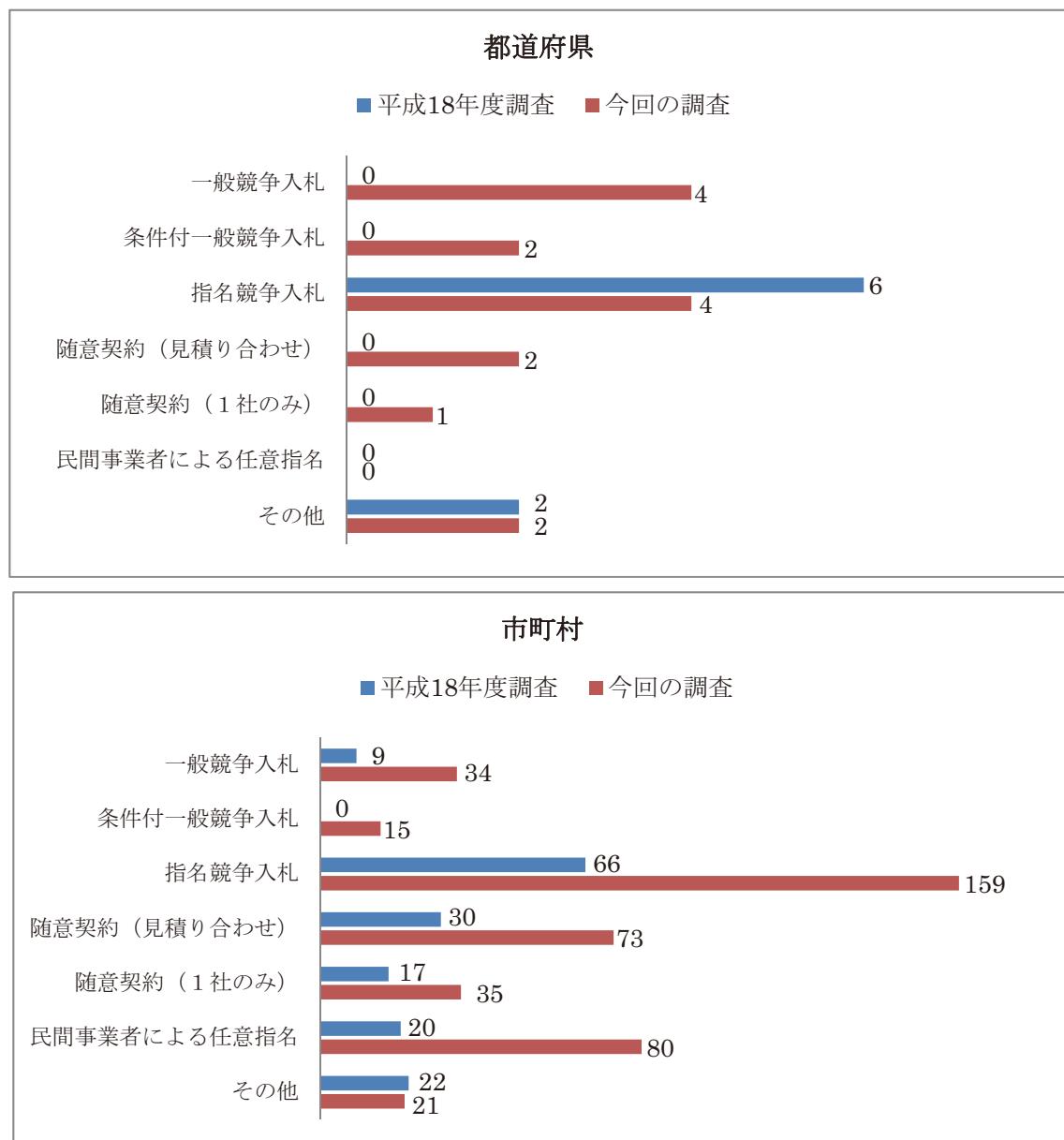
③民間調査組織の利用はどのような理由で始めましたか。(平成18年度の調査時との比較)



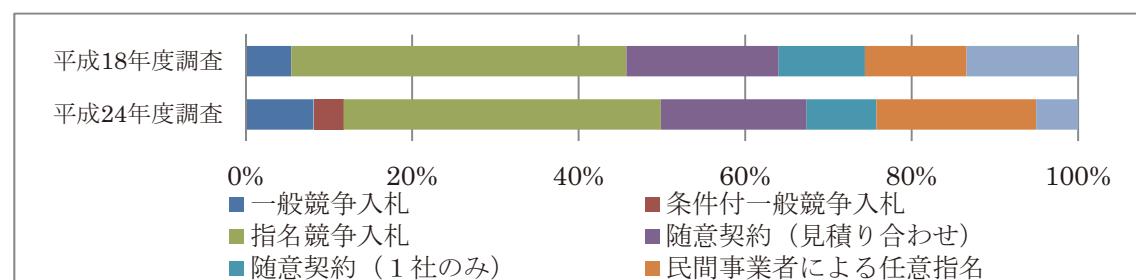
④利用条件は何を根拠にしたものですか。



⑤民間調査組織の選定はどのような方法で行っていますか。(平成18年度の調査時との比較)

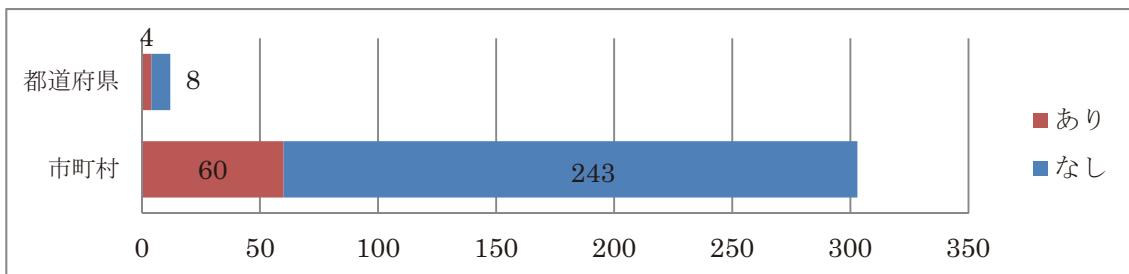


【参考】市町村における民間調査組織選定方法の変化（上のデータを比率で表記）



●指名競争入札が40%程度を占めるという傾向は変わらないが、地方公共団体が関与せずに事業者が民間調査組織を指名する場合が、平成18年度調査では12%であったものが今回は19%になっている

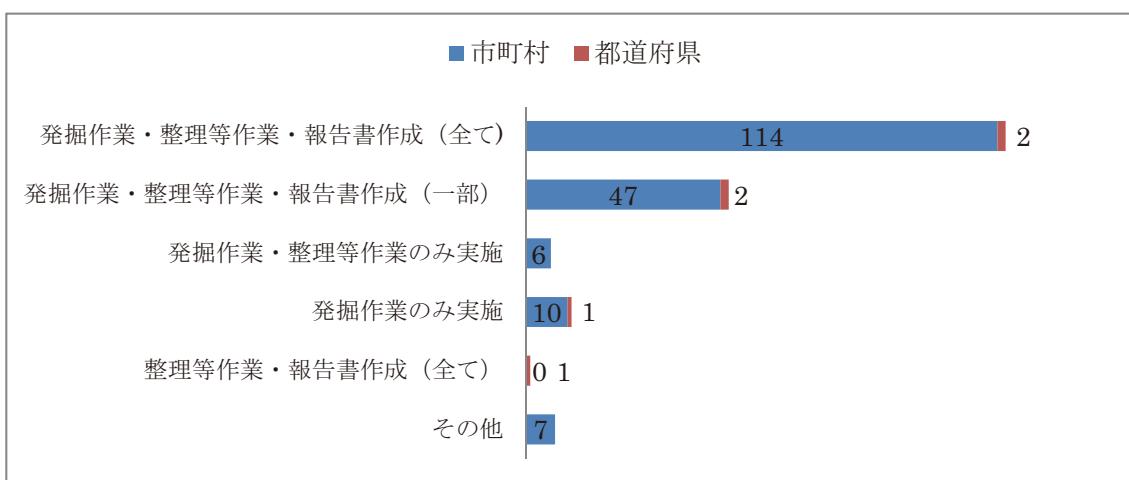
⑥管内での発掘調査に携わった民間調査組織が、破綻・倒産したことがありますか。



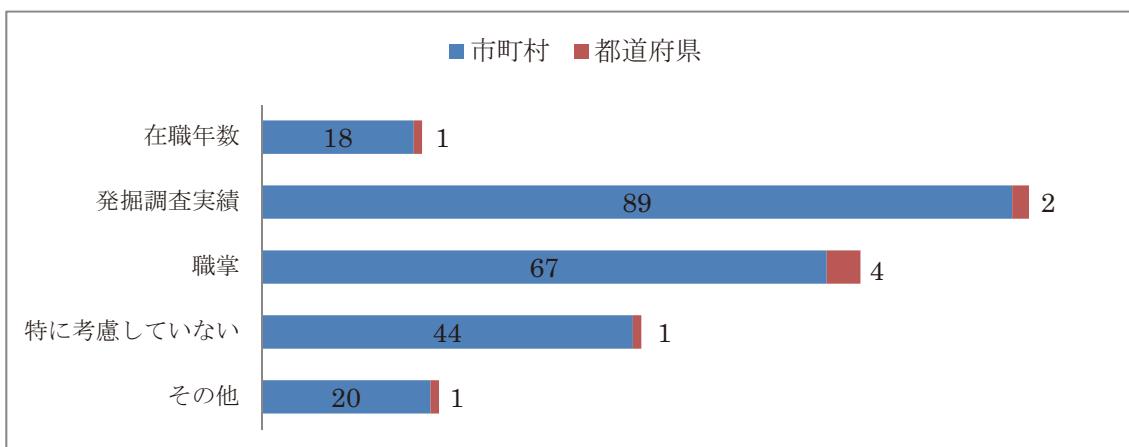
※一社が破綻・倒産した場合、その会社が活動したことのある市町村が全てにカウントされているため、この数値は破綻・倒産した会社数を示すものではない。

(2) 一括導入について

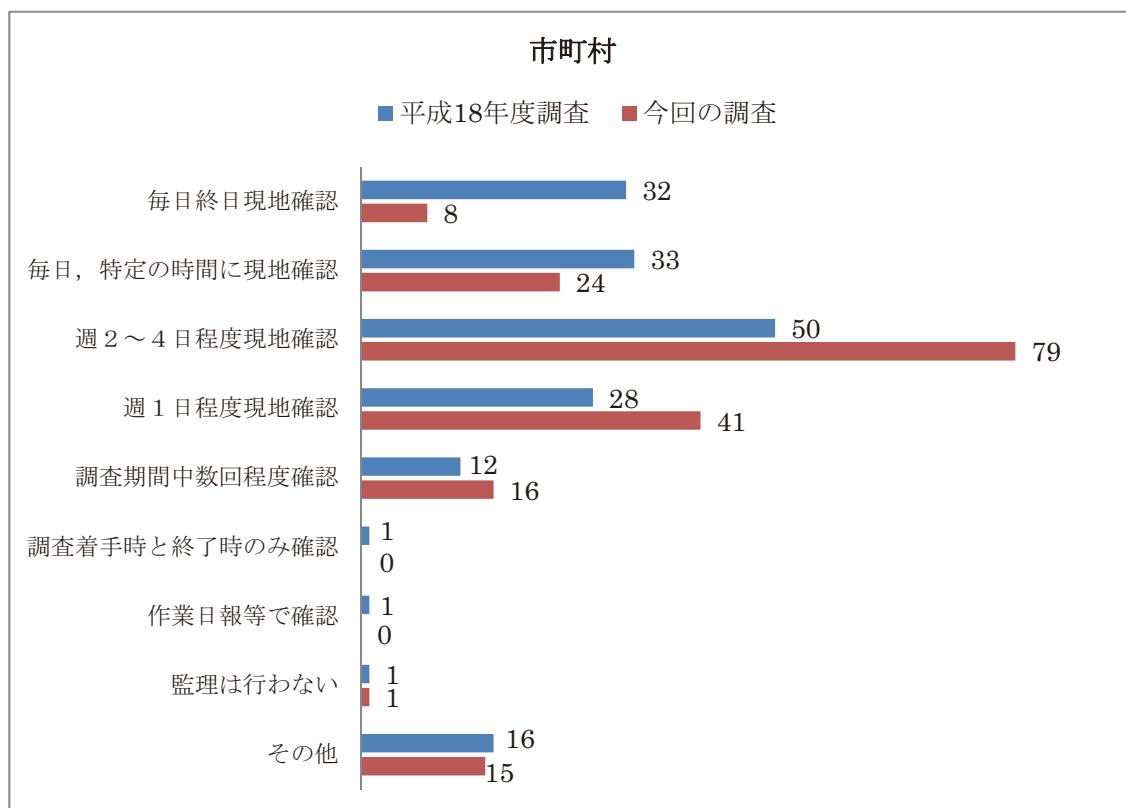
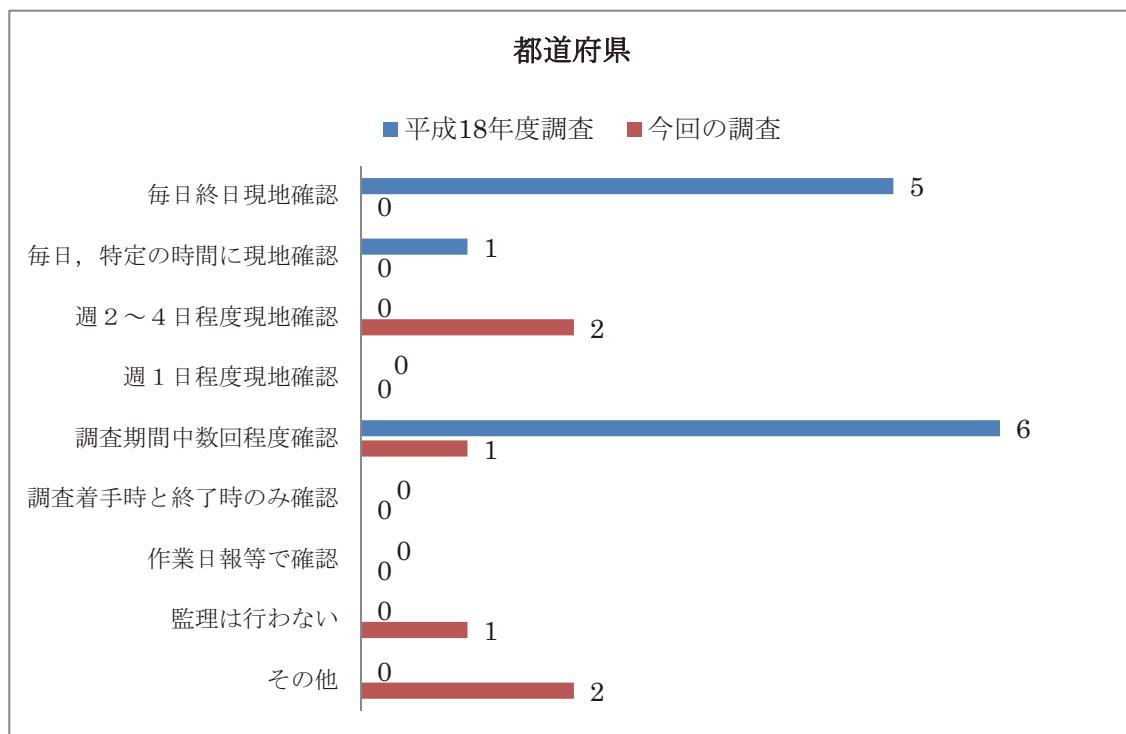
①一括導入で発掘調査を実施する場合、民間調査組織はどの部分を実施しますか。



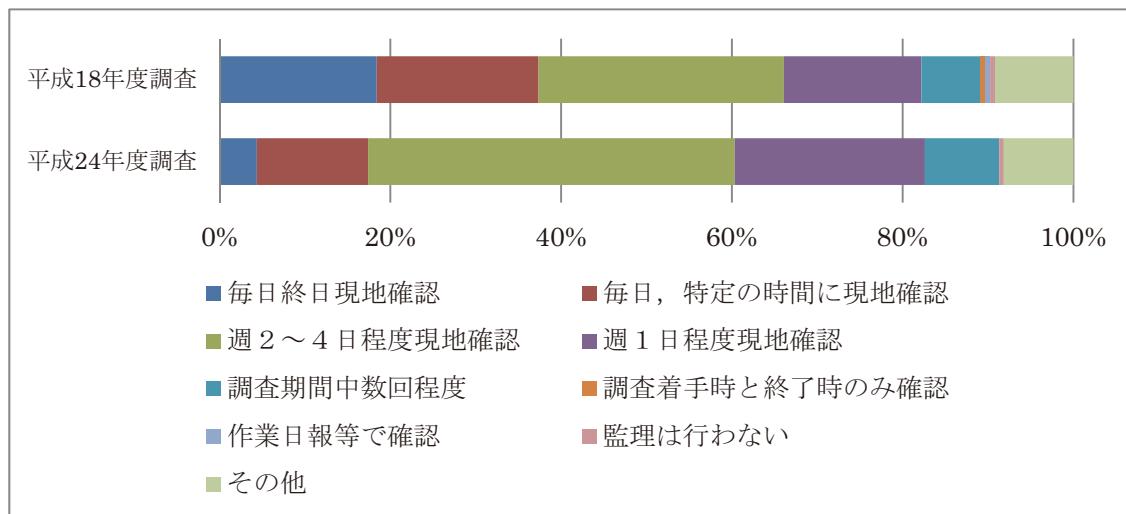
②監理を担当する専門職員の人選について、どのような点を考慮していますか。(複数回答可)



③発掘作業においてはどのような監理を行っていますか。



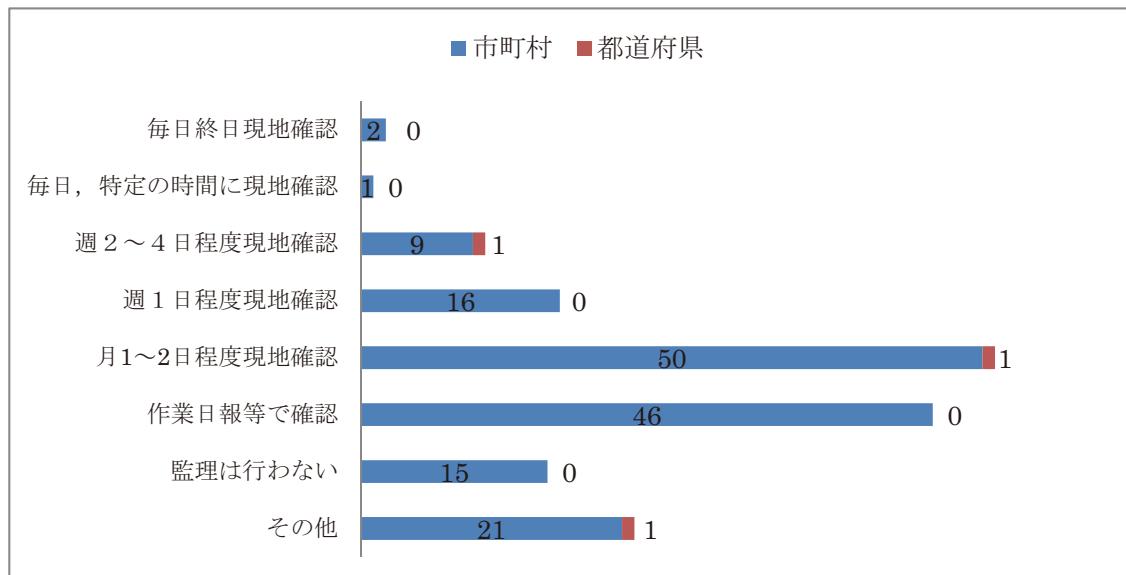
【参考】市町村における監理頻度の変化（上のデータを比率で表記）



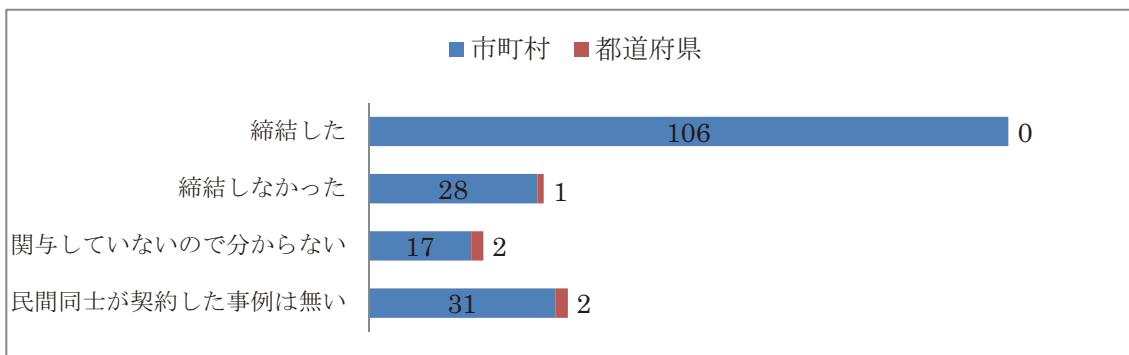
●民間調査組織の利用実績がある市町村数が今回は、平成18年度調査時の1.7倍に増加しているのに対し、一括導入を行っている市町村数は174から184と10市町村の増加にとどまっている。

●平成18年度調査時は18%を占めていた市町村による「毎日終日現地確認」は4%に減少している。また、「毎日終日現地確認」に「毎日、特定の時間に現地確認」を加えた場合、平成18年度調査時は37%であったのに対し、今回は17%に減少している。

④整理等作業においてはどのような監理を行っていますか。（平成18年度は調査せず）

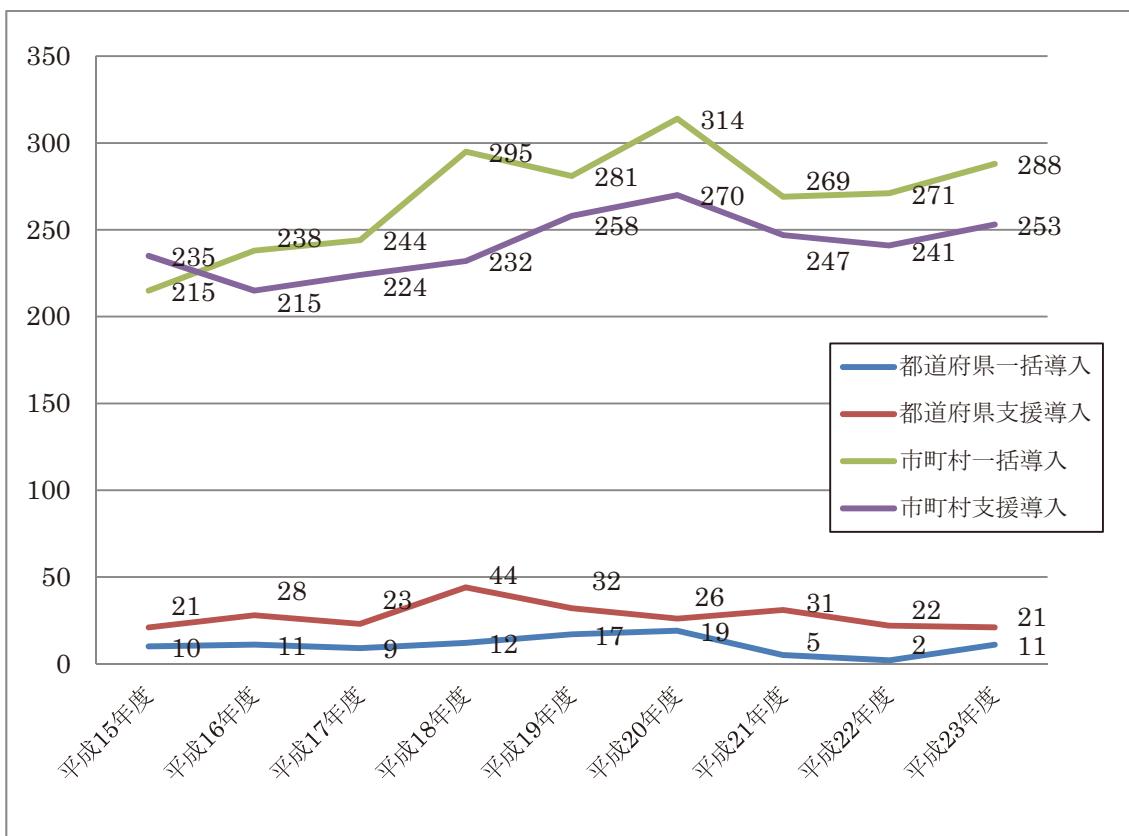


⑤民間開発事業者が民間調査組織に委託して発掘調査を実施する場合、地方公共団体、民間開発事業者及び民間調査組織と三者協定を締結しましたか。



●三者協定の内容は、調査に対する指導・助言（38）、市町村による監理の実施（25）、出土品や記録類の帰属（20）、都道府県基準に基づいた調査の実施（11）、事業者への指導・助言（4）である（協定内容に関する質問に対する回答（複数回答可））。

【参考】民間調査組織の利用件数推移（平成18年度調査と今回の調査結果による）



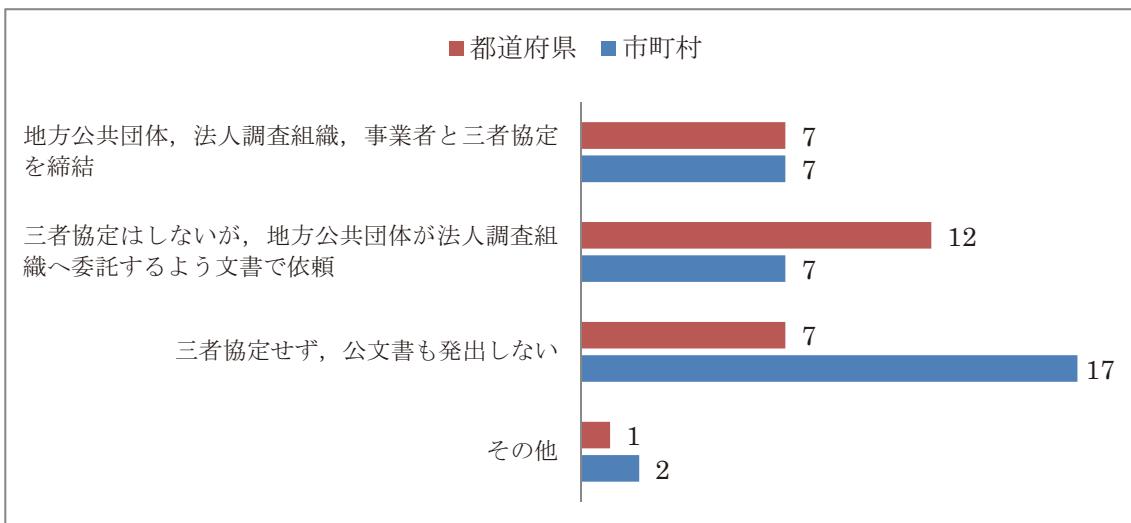
※平成15～17年度調査における一括導入と支援導入の区分は文化財保護法第92条の届出による発掘調査か、いわゆる文化財保護法第99条による通知を根拠とするものかによって区分した。

## 4 法人調査組織に関する調査

①受託事業の契約先はどちらですか。

	地方公共団体	事業者
都道府県設立の法人	10	17
市町村設立の法人	5	27

②事業者と直接契約の場合、どのような対応を行っていますか。(複数回答可)



③法人調査組織が実施する発掘調査に対する監理の状況について

	監理をする	監理をしない
都道府県	23	4
市町村	29	3

●都道府県・市町村ともに監理を実施しているとの回答が多いが、定例的な会議の開催を監理と位置付ける例もあるなど、監理の考え方や方法は多様である。



## 埋蔵文化財活用事業事例の紹介

埋蔵文化財活用事業は多くの地方公共団体で行われているが、当資料では、文化庁主催の埋蔵文化財担当職員等講習会での発表などにより、文化庁で把握している事業の一部を紹介するものである。資料の作成は各地方公共団体に依頼した。

1. 地域が誇る文化資源としての遺跡の活用（北海道伊達市）	52
2. 地域の人たちの協力で盛り上がった縄文まつり（岩手県宮古市）	54
3. 発掘調査と復興事業の両立を紹介した企画展（岩手県宮古市）	56
4. 「縄文人の故郷」をつなぐ・つながる（東京都西東京市）	58
5. 縄文文化を体験実習を通して五感で学ぶ（新潟県津南町）	60
6. 歴史と出会える場所（石川県）	62
7. 文化財課のお手伝い～それは地域の人々とつながる仕組み（山梨県南アルプス市）	66
8. 古墳は、まつりの舞台（長野県千曲市）	68
9. 昼飯大塚古墳に葺石を葺こう、ならべる埴輪をつくろう（岐阜県大垣市）	70
10. 歴史遺産を生かした様々な取組（滋賀県）	72
11. 史跡等まちに遺跡が溶け込む・向日・毎日が文化財活用（京都府向日市）	74
12. さあ 1 5 （いこ）－！ ほっと Place オポナカムラ（兵庫県・兵庫県播磨町）	76
13. 古都大宰府保存協会の活動（福岡県太宰府市）	78
14. NPO 法人歩かんね太宰府の活動（福岡県太宰府市）	79
15. 久山の児童・生徒 800 人全員による「首羅山いつまでも」の大合唱！（福岡県久山町）	80
16. 子供たちと地域の人たちが成功させた遺跡シンポジウム！（鹿児島県南種子町）	82

## 地域が誇る文化資源としての遺跡の活用

北海道伊達市

事業名	史跡北黄金貝塚公開活用事業		
遺跡名	史跡北黄金貝塚	対象	全市民、観光客
実施主体	伊達市教育委員会	共催等	だて噴火湾縄文まつり実行委員会・縄文スクスク森づくりの会・オコンシベの会・黄金の自然と歴史を語る会・伊達緑丘高等学校
行政の関わり	市教委と各団体が共催で行う。市教委はボランティア団体の事務局を担当する。		
事業目的	本事業は、縄文時代の遺跡である北黄金貝塚の価値と重要性を多くの人々に知ってもらうとともに、地域が誇る文化資源であることを再認識してもらうことを目的としている。		
予算措置	埋蔵文化財公開活用事業		
予算額	2,000千円	実施年度	平成25年度
事業内容	史跡北黄金貝塚公園を舞台として地域住民と行政との協働によるイベントを実施。		

### 1. 史跡の環境整備とガイダンス

**【縄文の森づくり】** 史跡公園内的一角に気候が温暖であった縄文時代前期の植生を復元している。平成11年に結成された縄文スクスク森づくりの会の会員約30名が植樹と下草刈り、自然観察会（写真1）、自然工作室を行っている。近年は林程度に木々が成長したため、ウバユリやカタクリなどの野草を育てる試みも始めており、史跡公園の新たな魅力作りに貢献している。また、約12,000m<sup>2</sup>の広さを持つ縄文の森を多くの人に散策してもらおうと、マップと季節の花などを掲載したパンフレットを作成して活用している。今後の取組は平成25年度に史跡の追加指定がなされたことから、その一部分にも植樹することで、現代的景観の修景を図り、縄文の雰囲気を感じられる環境整備を考えている。



写真1 自然観察会の様子

**【縄文の精神文化の解説】** 遺跡の解説ボランティアであるオコンシベの会が一般来園者をはじめ、年間約10,000人が訪れる修学旅行生に対してガイドと体験学習の指導を行っている。縄文前期における貝塚が単なるゴミ捨て場ではなかったということや、縄文時代にアニミズム的世界観が存在したことといった「縄文人の精神文化」に焦点を当てた専門的な解説も行うため、会員が常に研鑽を積めるよう学習会やロビー講座を開催している。

### 2. 普及啓発イベント

**【だて噴火湾縄文まつり】** 市民の考古学サークルである噴火湾考古学研究会を中心とした実行委員会が平成9年から毎年行っている。1日目は縄文文化に関するシンポジウム、2日目は史跡を会場としたイベントとし、「学び」と「遊び」を両立させることとしている。平成25年度は、貝塚に関する講演会と、「ホタテ（貝殻）投げ選手権」や「火おこし大会」といった縄文にちなんだ催しを開催した。

**【皮なめし体験】** 動物の皮の内側にある脂を複製した黒曜石のナイフでなめす体験を、日にちを限った体験イベントとして行っている。毛皮は獣友会等から提供されたもので、種類はこれまでクマ・シカ・

タヌキを対象にしたことがある。手順は、対象となる動物についての情報（年齢・雌雄・捕獲地・死因・入手経路）を説明した後、参加者とスタッフで默禱する。その後、丸太に固定した毛皮の内側を、ゴム手袋着用の上、石器でこそげ落とし、なめし液に漬けるまでの作業を行う。後日、毛皮は乾燥させて、竪穴住居内の敷物などとして活用している。作業中は獣の臭いがするが、それも含めて縄文時代の生活を理解するプログラムであると位置付けている。

**【縄文キャンプ】** 1泊2日の日程で縄文文化を体感するイベントとして小中学生を対象に毎年実施している。グループごとに縄文の森を散策してより多くの植物の葉を採集するゲームから始まり、黒曜石のナイフ作り、生鮭の調理（写真2）、火おこし、貝塚での儀礼、復元した竪穴住居での宿泊といった一つながらで縄文文化を理解できるプログラムとしている。星空が望める時は肉眼での星の観察会を行い、雨の夜は竪穴住居内でアイヌ民族や世界の狩猟採集民の物語を朗読するなど、実際の遺跡の上でそこに住んだ人々の生活や文化に思いをはせる機会を提供している。



写真2 縄文キャンプでの生鮭の調理

#### 事業効果

- 観光客や修学旅行生には短い滞在時間の中で縄文文化への関心を持つきっかけとして「縄文体験メニュー」や「縄文まつり」を実施しており、一定の来場者数を確保している。また、ガイドの熱のこもった解説（写真3）は遺跡の魅力を伝える上で重要であり、引率の教員がリピーターとなり、常連校が増えている。
- 縄文キャンプや皮なめし体験などは少人数で比較的長時間掛けた学習が可能であり、理解度が高められる。口コミで遠方から参加する親子や地元のリピーターもあり、遺跡の魅力と価値を反復して伝えることが可能である。
- 縄文の森づくりの会による環境整備も市民が年に3~4回遺跡に足を運ぶことにつながり、自然系に関心のある市民への理解促進という面も併せ持っている。そして平成25年度からは、地元の伊達緑丘高校1学年（約160名）の生徒が毎年森作りに参加することとなった。これは平成17年以降毎年実施してきた同校の「縄文学習」の発展的形態で、これまででは遺跡の踏査等を行ってきた。平成25年度は縄文の森から採取した木の実をポットに植え、翌年以降に後輩たちが苗木を育て、植樹を行っていく計画である。これにより、地元の高校が遺跡と継続的に関わってもらえることとなった。
- 平成13年6月に史跡公園としてオープンして以来、これら普及活用イベントを地域住民と共に継続してきた。これにより来訪者が増え、遺跡の知名度も増してきた。地域住民の意識が「ただの畠」から「文化資源」、「地域の誇り」へと意識が変化したのであれば、事業による大きな成果だと言える。



写真3 ボランティアガイドの解説

## 地域の人たちの協力で盛り上がった縄文まつり

岩手県宮古市

事業名	埋蔵文化財活用事業（体験学習及び崎山貝塚縄文まつり）		
遺跡名	史跡崎山貝塚	対象	市民一般、小中学生
実施主体	宮古市教育委員会	共催等	崎山公民館・ふれあい文化ボランティア・崎山小学校（協力）
行政の関わり	宮古市教育委員会主催		
事業目的	本事業は、各種体験学習や、地域と市民ボランティアの協力で行う縄文まつりなどの事業を通じて、地域住民や、小中学生、一般市民など来場者が楽しく歴史を学びながら交流を図ることのできる場の創出を目的として、平成12年から継続的に実施している。		
予算措置	平成22年度以前 総合整備活用推進事業 平成23年度 市単費 平成24年度 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業 平成25年度 史跡等総合活用支援推進事業（埋蔵文化財）		
予算額	平成22年度 20,520千円（史跡整備含） 平成23年度 2,400千円 平成24年度 4,400千円 平成25年度 2,800千円	実施年度	平成25年度（継続）
事業内容	埋蔵文化財活用事業として、下記の事業を実施している。		

### 1. 各種体験学習、出前講座の開催

【体験学習】市内の小中学生を対象として、史跡崎山貝塚を会場に、貝塚の解説や縄文土器作り、野焼き、火おこし、勾玉ペンダント作りなど各種縄文の体験学習を実施している。また、出前講座は、職員が市内小学校へ出向き、崎山貝塚や市内の縄文遺跡についての解説を行うことで、地域の歴史や、縄文文化について興味や理解を深める。

### 2. 第14回崎山貝塚縄文まつりの開催

毎年11月3日に実施。市の広報やポスターの掲示をし、広く市民に参加を呼び掛けている。

事業の準備や当日の運営は、崎山地区の人々や市民ボランティアの協力を得ている。

また、崎山小学校児童による演舞といった、地元の子供たちの参加も事業を盛り上げている。

【講演会】外部講師を招き、様々なテーマで講演会を開催する。

【火おこし選手権大会】参加者が火おこしのタイムを競う。

【体験学習】参加は全て無料。地元の方や職員が体験の講師となり、参加者は各体験に自由に参加していただく。内容は、ペンダント作り・どんぐり団子作り・試食、石斧体験・弓矢体験・竪穴住居公開・火おこし体験、縄文クッキング・試食などを行なう。

### 【展示コーナー】

① 縄文の風土器コンテスト受賞作品展示（出品総数141点・入賞17点）



写真1 土器作りの体験学習



写真2 出前講座 縄文の暮らし

② 崎山貝塚内容確認調査状況写真と配石遺構レプリカ、出土遺物展示

③ 体験学習状況写真展示

④ 復興関係発掘調査写真展示

【古代の製鉄体験】 製鉄体験、砂鉄の磁選

体験、製鉄体験講座の紹介、展示。

【アトラクション】 崎山小学校児童による  
「崎小ソーラン」の演舞。



写真3 縄文まつりのポスター



写真4 弓矢体験



写真5 どんぐり団子作り体験

### 事業効果

○体験学習・出前講座の実施については、市内の小中学校を対象に周知を行っており、平成25年度は年間20回実施し、延べ883名の児童が参加した。おおむね小学校6年生の総合学習の時間を使っての参加だが、地元の崎山小学校では毎年3年生から6年生までの各学年が参加し、縄文の暮らしについての解説に加え、火おこしや、弓矢、勾玉ペンダント作りなどを行うことを通じて、地元の歴史や文化について楽しみながら、興味を持って学習してもらうことができた。

○また、縄文土器作りには143名の児童が挑戦し、縄文まつりにおいて展示を行っている「土器コンテスト」へ出品している。入賞者には文房具などの副賞を用意し、創作活動を通じて、縄文土器や縄文文化への興味を持ってもらうことができた。崎山貝塚縄文まつりは、平成12年から継続して行っている事業であり、周知を重ねながら少しづつ参加者を増やし、今回で第14回を数える。平成25年度は天気にも恵まれ、過去最高の605名と多くの参加者でにぎわった。

○平成23年3月の震災により、崎山公民館関係者にも亡くなられた方がおり、縄文まつりの実施も危ぶまれたが、地元の人々からの「鎮魂の意味も含め、元気なすがたを見せよう」という強い要望で、震災の年も継続してまつりを実施した。縄文まつりの会場では、体験学習とは別に、地元関係者が地元で取れた食材や、餅をついて振る舞ったり、また、被災した市内の商店が「復興を応援してくれた方へのお返し」と、無料で商品の魚を提供したりと、地元やこの縄文まつりに関係する人々の「崎山貝塚」に対する強い愛着と親しみが感じられる。地元の崎山小学校も、毎年児童による「崎小ソーラン」の演舞でまつりを盛り上げ、子供たちも地元の「崎山貝塚」に親しみを持って参加している。

○現在、崎山貝塚では平成26年から28年の計画で、史跡公園の整備と展示・ガイダンス施設、体験学習、埋蔵文化財センター、崎山公民館・出張所が一体となった複合施設の建設を進めている。地元の人々からの期待も大きく、観光や地元の活性化も視野に埋蔵文化財の活用事業を展開していきたいと考える。

## 発掘調査と復興事業の両立を紹介した企画展

岩手県宮古市

事 業 名	第9回ふるさと博物館企画展 「未来へ伝えていくために～復興事業関連発掘調査資料展～」		
遺 跡 名	復興事業関連遺跡	対 象	市民一般
実施主体	宮古市教育委員会	共催等	特になし
行政の関わり	教育委員会主催		
事業目的	本事業は展示を通して地域の文化財に対する興味や愛着を持ってもらうために、考古・歴史・民俗・自然など様々なテーマを設定し、平成17年度から継続して実施している。今回は「復興発掘調査」をテーマに取り上げ、復興事業に伴う発掘調査についての理解を深め、さらに発掘調査によって次第に分かってきた地域の新たな歴史に触れてもらう目的で実施した。		
予算措置	文化財公開活用事業（市単費）		
予 算 額	980千円	実施年度	平成25年度 (平成17年度からの継続事業)
事業内容	<p><b>1. 第9回ふるさと博物館企画展「未来へ伝えていくために～復興事業関連発掘調査資料展～」</b></p> <p>【日時・場所】 平成26年2月6日（木）～2月16日（日） 宮古市立図書館 (移動展 2月20日～3月30日 北上山地民俗資料館)</p> <p>【内容】 ①宮古市における復興事業関連発掘調査の紹介 ②岩手県沿岸部における復興事業関連発掘調査の紹介 ③共に未来へ～発掘調査と復興事業 ④復興支援交流展示～名古屋から宮古へ</p> <p><b>2. 講演会</b></p> <p>【日時・場所】 平成26年2月16日（日）宮古市立図書館 2階視聴覚室</p> <p>【内容】 ①「三陸の復興発掘調査からみえてくること」 ②「名古屋の遺跡」</p>		
 			
写真1 企画展示の状況 (その1)		写真2 企画展示の状況 (その2)	

### 3. 埋蔵文化財説明会

【日時・場所】平成 26 年 2 月 14 日（金）・  
宮古市立図書館視聴覚室

【内容】①埋蔵文化財の取扱いと事例報告  
(主に事業者向けの説明)  
②企画展見学

### 4. 「第 2 回閉伊地方の蝦夷～古代三陸の鉄 シンポジウム～」

【日時・場所】平成 25 年 9 月 21 日（日）・  
道の駅シートピアなんど

【内容】復興発掘調査で検出例の増えてい  
る古代の鉄生産遺構についてのシンポジウム（平成 24 年度に第 1 回「奈良時代の蝦夷」を開催）。蝦  
夷研究会との共催。



写真 3 シンポジウムの状況

#### 事業効果

- 「復興」がテーマということで市民の関心も高く、10 日間という短期間の開催ではあったが、多くの来場者があった。「家の近くの遺跡について知ることができた」「昔の人はどのような暮らしをしていたのか」などの意見が多く、復興事業が進んでいく中で、改めて地域の歴史・文化について見直すきっかけになったと言える。なお、より多くの市民に来場していただくために、移動展と題して展示内容を一部変更し、川井地区にある北上山地民俗資料館においても開催している。
- さらに、復興発掘調査の職員派遣でつながりのある名古屋市との「復興支援交流展示」は初めての試みであり、宮古市内では出土していない円筒埴輪や青銅鏡などの名古屋市の遺物に地域の歴史の違いを感じることができた。併せて展示遺物の紹介を含む名古屋の遺跡についての講演も行っている。職員派遣を超えた新たな取組としてマスコミ等でも注目されており、今後も継続して実施していく予定である。
- また、震災後、埋蔵文化財の照会件数が増加していることから、主にハウスメーカーなどの事業者向けの内容である関連事業「埋蔵文化財説明会」を企画展の開催期間中に併せて実施し、説明会後は実際に遺物や写真パネルを見てもらうことで、事業者にも発掘調査について周知することができた。ちなみに、企画展パンフレットには遺跡の取扱いのフローチャートも掲載しているため、照会の際の資料としても活用している。
- 関連事業として実施した「閉伊地方の蝦夷～古代三陸の鉄シンポジウム～」では復興事業に伴う発掘調査で明らかになってきている古代の鉄生産についての報告・討論などを行い、その成果を市民に還元することができた。

## 「縄文人の故郷」をつなぐ・つながる

東京都西東京市

事業名	縄文の森の秋まつり					
遺跡名	下野谷遺跡	対象	市民・一般			
実施主体	西東京市教育委員会	共催等	地元自治会・商店会・小学校・公民館・各種市民サークル・市内外大学・中学生有志など平成25年度は16団体、スタッフ総勢約115名			
行政の関わり	教育委員会の単独主催事業であるが、当日の実際の運営は主に協力団体が行う。調整のため教育委員会・協力団体合同の「おまつり会議」を事前に3回程度開催している。					
事業目的	下野谷遺跡の知名度は地元ではそれほど高くなく、平成19年度にオープンした遺跡公園の存在あまり知られていない。また、遺跡のある西東京市は、都心からほど近いベッドタウンであり、近年、住民の流入出が多い上、合併して新市となってからまだ日が浅い。そのため、住民同士のつながりが薄れ、地域のアイデンティティーも希薄である。そこで、『「縄文人の故郷」つなぐ・つながる』をキーワードに、下野谷遺跡を広く周知し、貴重な文化資源として位置付けてまちづくりに活用するとともに、遺跡を保護し、未来につなげる気運を高めることを目的とする。					
予算措置	平成23年度に市の合併10周年記念事業として位置付け、予算措置を行った以外は、広く文化財保護事業費の一部で対応しており、特化した予算措置は行ってこなかった。平成25年度からは埋蔵文化財公開活用事業国庫補助の一部を充当している。					
予算額	平成23年度：390千円、平成25年度：100千円（いずれも普及事業費全体）	実施年度	平成19年度から毎年1回、秋に継続して実施			
事業内容	毎年、下野谷遺跡公園にて10月第2日曜日に東京文化財ウィークに合わせ、実施。					
<p><b>【内容】</b>各協力団体が企画する体験ブースを中心に、遺跡の解説や出土品の展示も行うほか、教育委員会や公民館、地元の小学校などが行った事業の成果発表や自治会活動の場としても活用している。</p> <p>平成25年度では体験ブースが10（「火おこし」「勾玉作り」「木の実アート」「からむしで糸作り」「どんぐり試食」「編布作り」「縄文ファッショントレーニング」「縄文アクセサリー作り」「縄文パズル」「凧上げ」）、展示・発表ブースが6（「出土遺物とパネル展示」「縄文人も利用した植物展示」「発表！縄文キッズの土器作り」「発表！公民館キッズアカデミー：縄文の3Dハウスを作ろう！」「発表！東伏見歴史館プロ</p>						
 						
写真1 縄文土器作り体験		写真2 縄文まつりでの成果発表				

ジェクト<地元小学校で児童が開設した出土品を含む文化財展示室の紹介>」「和太鼓演奏」のほか、商店会による飲食物の販売、スタンプラリー&抽選会を行っている。

ブースは遺跡や文化財に興味を持つきっかけとなるような親しみやすさを基本に展開しているが、展示ブース以外のブースでも、考古学の専門家や大学生などの協力を得て、考古学的な解説を行ったり、質問などに対応できるように配慮している。また、関連する他の事業でも、必ず初回には考古学的な講義を行い、体験後にはまつりの場で成果発表を行うことで、より深い理解を得ることができるようにしている。この形は、平成23年度に行なった「縄文笛コンサート」から始めたもので、子供たちの活動・成果発表を通じて、周囲の大人たちもより興味を抱く様子が見受けられる。



写真3 縄文笛コンサート

#### 事業効果

○実施当初は参加団体・参加者ともに少なかったが、継続してきたことにより認知度が高まり内容も充実し、平成25年度には市内外から600人を超す参加があった。こうした継続的な取組によって、住民だけでなくスタッフも遺跡の価値を再認識している。また参加団体に地元の自治会、商店会、小学校などが加わり、地域の年中行事として定着し、人々のつながりができてきたことで、遺跡を核としたまちづくりを考える気運が盛り上がってきている。行政でもこれを受けとめ、平成26年度から始まる第2次総合計画に文化財を活かしたまちづくりに向け、下野谷遺跡などの保存・活用を計画的に進めることをうたった。

○当市のような都心近郊のベッドタウンとして発展を続けている地域では、住民の移り変わりが激しく、世代が替わってしまった土地には、新たな住宅や商業施設が作られていく。こういった問題に対処しつつ、遺跡を保護することには困難が多い。下野谷遺跡での秋まつりを通じた取組は、事業としては成功しつつあるものの、本来の目的にはまだ道は遠く、具体的な成果を上げているわけではない。しかし、まつりや講演会でのアンケートからは、地域住民が、自らのよりどころとなるものを求めていることを感じる。地域住民と協働でこのような取組を続けることにより、遺跡の価値が世代を超えて浸透し、縄文人の故郷であった地を自らの心の故郷として新たに価値付ける人々が増えていくことが、やはり遺跡を未来に残す最大の力になると考えている。



写真4 火おこし体験



写真5 展示ブースでの解説

## 縄文文化を体験実習を通して五感で学ぶ

新潟県津南町

事業名	津南町埋蔵文化財活用事業		
遺跡名	町内遺跡 (史跡沖ノ原遺跡を中心として)	対象	全町民・町外者(特に地域学童及び町外学童)
実施主体	津南町教育委員会	共催等	特になし
行政の関わり	津南町教育委員会文化財班が主体的に企画・運営を行う。 なじょもん応援隊や友の会などの協力も積極的にお願いしている。		
事業目的	苗場山麓に位置する津南町の雪国文化の基層にある縄文文化に焦点を当て、自然環境との関わり方を学び、遺跡や環境資源の保全活動につなげることができる場所作りを行う。そして、この関わりを学んだ子供たちを、郷土愛や地域を誇りと考える将来の担い手として、育てることが目的である。		
予算措置	埋蔵文化財公開活用事業国庫補助金+一般財源、民間助成金		
予算額	平成25年度：10,000千円	実施年度	平成16年から継続
事業内容	津南町は、苗場山麓に展開する地質学的環境（ジオ）と生態学的環境（エコ）、そして、それら自然環境とかかわり作り上げた文化（カルチャー）を縄文人の視点で捉え、五感を通して体験するため、様々な体験学習を行っている。		

**【縄文ムラの建設】** 史跡沖ノ原遺跡をモデルにし、残雪期にソリに乗せた大木を運搬する体験から始まり、材木の皮剥ぎ作業、茅干し作業など、作業単位ごとの体験学習を行っている（写真1・2）。

**【縄文の生活体験】** 縄文ムラ周辺を探索し可食植物の観察や自然の変化を学び、打製石斧で百合根掘りを体験しながら、三つある百合根を一つ埋め戻す山の神との約束である自然を守る大切さもしっかりと伝える。また、復元住居に仮眠することで、「闇」を体験し、星空を見上げる縄文星座観察、竪穴住居の囲炉裏を囲んでの縄文の心を知る教室も大切な活動である。苗場山麓に分布する石器石材、粘土、黒雲母（金雲母）を含有する赤土、カラムシ、山ブドウツルなどの資源採集や加工、使用、実物の縄文土器や石器を観察し、触れ、持ってみることを体験実習の基本としている。その対象となる体験が土器作りやアンギン編み（写真3）、ブドウツル編みなどの体験である。雑穀と伝統野菜・古代米の栽培も続けており、草刈りや民具を利用した体験学習も縄文時代と弥生時代以降との比較体験として好評である。



写真1 縄文ムラの状況



写真2 竪穴建物作り体験



写真3 アンギン編み体験

写真4 縄文ムラでのイベントの様子

このほか、縄文土器などを展示する企画展をはじめ、「縄文」をテーマとしたアート展示や縄文ムラを舞台として、同じく「縄文」をテーマにした音楽や剣舞の公演会（写真4）も開催し、イベントをきっかけとして文化財に触れてもらう試みも地域住民と連携して実施している。

毎年、『体験実習活動報告』の刊行など文字や写真で記録に残す刊行事業（写真5）とホームページ（検索：なじょもん）による活動広報を行っているので参考願いたい。

#### 事業効果

○津南町農と縄文の体験実習館“なじょもん”は、広告宣伝費はないが、「楽しく面白い施設」と口コミで広がり、年間入館者数は津南町の人口1万人を越えている。そのうち、およそ3～4割が体験を目的とした入館者である。さらに、地元小学校や近隣市町村の小学校、都市部の修学旅行やグリーンツーリズムによる小・中学校などの団体による体験者が多い傾向にある。町内の小学生であれば、ほとんどの子供たちが本館を訪れ、見学をし、体験を行っている。その体験を基に、成果発表やまとめ学習を行い、そのまとめたものを本館で展示することも行っている。町内の小学生全員が本物の縄文土器に触れて、持ったことがあると言っても過言でない（写真6）。

○また、およそ10年間、これらの体験を継続して実施してきた結果、今後多くの体験のニーズが期待され、さらに、単に技術や物の名前を学ぶだけでなく、その背景にある歴史的、考古学的事象や自然環境の要因について、「学びたい」・「知りたい」という要望が増えている。

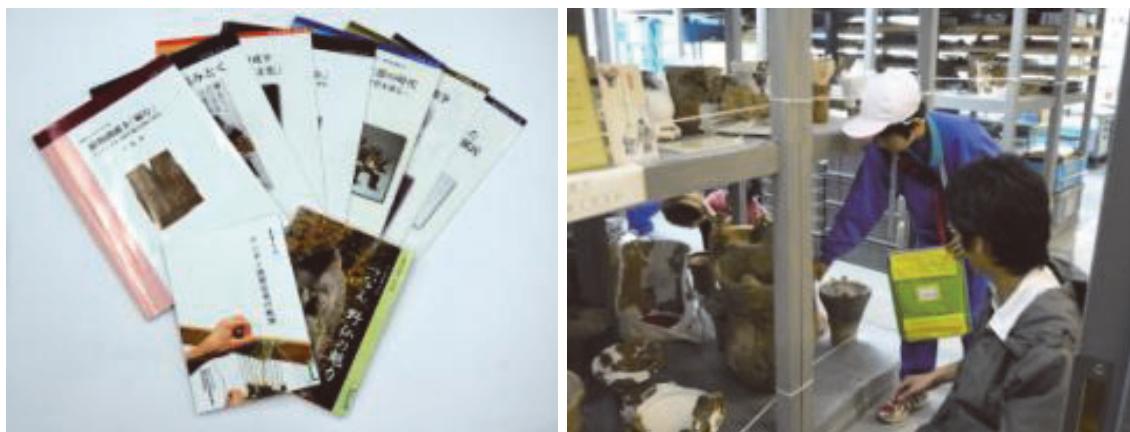


写真5 「津南学叢書」などの刊行物

写真6 本物の縄文土器に触れる

## 歴史と出会える場所

石川県

事業名	古代ふれあい体験事業		
遺跡名	県内遺跡	対象	市民一般
実施主体	石川県教育委員会	共催等	(公財) 石川県埋蔵文化財センターへ一部委託
行政の関わり	石川県教育委員会が事業の管理・広報・事務等を実施		
事業目的	石川県埋蔵文化財センターの古代体験ひろば等を会場として、体験イベントや体験工房でのもの作りを行い、ふるさと石川の古代の暮らしや文化を再発見する機会を提供する。		
予算措置	補助事業：県内埋蔵文化財史跡等総合活用支援推進事業（埋蔵文化財）		
予算額	4,126千円（H25）	実施年度	平成16年度～
事業内容	古代ふれあい体験事業は、まいぶん古代体験、まいぶん情報発信、まいぶん出前教室の三つの事業で構成し、埋蔵文化財センター本館及び古代体験ひろば等で実施。		

### 1. まいぶん古代体験

【古代体験まつり】 埋蔵文化財センター本館及び古代体験ひろばを会場とし、年1回（10月の日曜日、1日間）開催する無料の古代体験イベント。毎年コンセプト（平成25年度は「信仰」）を決めて、

職員が企画や体験指導を行う。

近年は22種類程度の古代体験として、

- ・もの作り体験（古代の鏡作り、まが玉作り、土偶・土玉作りなど）
- ・試食体験（縄文鍋試食、雑穀試食、古代米試食）
- ・その他体験（古代衣装試着、サトイモや雑穀の収穫体験、縄文弓矢体験、縄文の釣り体験、火おこし、土器・石器重さ当てクイズ、スタンプラリーなど）

- ・屋外ステージイベント（和太鼓演奏、まいぶんクイズ、まいぶんサイコロなど）

などを用意し、児童や親子連れに加え、高齢者も楽しめるよう工夫している。

来場者は家族連れを中心に1,000人規模（H25：1,270人）となり、好評を得ている。



写真1 古代体験まつりの風景

写真2 縄文弓矢体験

### 【古代体験コース】

#### ・個人隨時体験（通年実施）

埋蔵文化財センタ一体験工房を会場として、個人や家族連れを対象に通年で実施。火おこし体験や古代衣装試着、まが玉作りなどの古代体験メニューを常設し、期間限定の体験として、手形・足形作り、はにわ作り、古代の文房具（硯・木簡）作り、木簡年賀状作り、はた織り（原始機又は高機）体験などを加えて、月平均11種類の体験メニューを、職員指導で実施した。平成25年度は、4,084人の家族連れが古代の技などを体験した。



写真3 まが玉作り体験

#### ・団体体験（通年対応）

埋蔵文化財センターの本館や古代体験ひろばを会場に、小学校や生涯学習等の団体を対象として、平日（予約要）に体験学習を実施。火おこし体験、組みひも作り、まが玉作りなどを実施した。平成25年度は、35団体1,191人が体験した。



写真4 古代体験学習講座

**【古代体験学習講座】** 古代の文化や技術を学ぶ1日講座（予約要）で、埋蔵文化財センタ一体験工房を主な会場として、縄文土器作りなどを6回開催。出土品を活用し「本物志向」の古代体験ができるよう工夫している。



写真5 いしかわの発掘展の見学状況

## 2. まいぶん情報発信

**【いしかわの発掘展】** 年間テーマに沿って夏休み期間中に実施する企画展示（期間50日ほど）。埋蔵文化財センターの本館を会場に職員が企画・陳列等を行い、団体見学やバッカヤードツアーの個人等に解説した。平成25年度は「祈りの風景—墓標と弔いの品々—」を開催し、珠洲市野々江本江寺遺跡から出土した木製塔婆類などを展示することで、古代末から近世に行われた、弔いや祈りの様子を展示・解説した。

**【まいぶん速報展】** 発掘調査や出土品整理などの成果を速報的に展示・公開するもので、埋蔵文化財センターの本館ホールで実施。平成 25 年度は、まいぶん考古学講座の関連展示として「考古学からみた信仰」、報告書刊行遺跡の紹介として「ふるさとの遺跡“加賀編”」、発掘調査の紹介で「ふるさとの遺跡“能登編”」の展示を実施した。



**【講座 考古学最前線】** 大学教授等の外部講

写真 6 講演会の会場

師が、考古学の最新研究テーマや全国的に注目を集めている遺跡等を取り上げて解説する講演会で、毎年秋頃に開催している。平成 25 年度は年間テーマの「信仰」に沿い、「餓鬼草紙の考古学－卒塔婆と中世墓の世界－」の講演と関連報告を実施した。聴講者には考古学ファンや生涯学習者が多く、110 人の参加があった。

**【発掘報告会「いしかわを掘る】** 県内で実施された発掘調査の中から、地域や時代ごとに代表的な遺跡を取り上げ、一般向けの講座として調査員が画像などを用いて、最新の調査成果を分かりやすく紹介する報告会。

平成 25 年度は、6 遺跡の報告を行い、センター友の会々員など 206 人が聴講した。

なお、平成 25 年度から情報発信に関する考古学の入門講座として、「まいぶん考古学談話会」を開催した。これは職員が出土品の識別法と用語など、考古学の基礎知識を具体的に解説するもので、参加者と職員が古代の須恵器や中世の陶器に触れながら懇談した。

### 3. まいぶん出前教室

**【親と子の発掘体験教室】** 発掘調査を実施中の遺跡を会場として、小学 4 ~ 6 年生の児童とその保護者を対象に、各回 10 組の親子を募集し、発掘現場で土器や石器の発掘、遺物の洗浄までを体験するものである。平成 25 年度は、6 月に七尾市内、7 月に白山市内の 2 か所で実施した。



**【出前考古学教室（通年対応）】** 学校や公民館等の依頼に応じて、職員を講師として派遣し、出土品のミニ展示・解説や古代体験を行うものである。

写真 7 発掘体験教室の光景

教室の内容としては、「縄文人の暮らしに触れる」の開催希望が多い。これは、縄文土器や石器等の展示・解説、貫頭衣の試着体験、黒曜石試し切り体験、クルミ割り・試食体験、モミギリによる火おこし体験から構成されることから、小学校からの依頼は、6年生を対象として4～5月に集中する。

また、公民館などが主催する生涯学習を支援する冬期の歴史教室として、「ふるさと遺跡塾」を平日に開催している。内容は身近な地域における発掘調査成果の報告と、出土品の展示・解説で、ふるさとの歴史再発見の機会となっている。

\* なお、本事業に係る体験・講座への参加、職員の派遣依頼等は、電話による申込みで受付を済ませ、費用も無料としている。



写真8 出前考古学教室の解説



写真9 火おこし体験

### 事業効果

○石川県埋蔵文化財センターの古代体験ひろばにおける、様々な古代体験を通して、家族連れなどの県民が、気楽に古代の生活や文化に触れる機会となっている。古代の苦労や技術の高さを体感することで、埋蔵文化財に対する理解を深め、郷土の歴史に親しむ場ともなっている。それは本事業における体験者数が、平成19年度以降、毎年15,000～17,000人代で推移し、体験者アンケートに見るリピーター層の増加となって表れている。また、県内の発掘成果を中心とした企画展や講演会、発掘調査の報告会等を開催することにより、聴講型の生涯学習ニーズにも対応し、ふるさとに伝承される歴史や文化を見直す機会となっている。

○今後においても「見て、触れて郷土の歴史を学ぶ」、「古代人の暮らしとワザを体験」、「歴史に出会える場所」などをキーワードに本事業を推進していきたい。

## 文化財課のお手伝い～それは地域の人々とつながる仕組み 山梨県南アルプス市

事業名	文化財課のお手伝い（遺跡で散歩・文化財Mなび）		
遺跡名	市内遺跡	対象	全市民、市外からの来訪者
実施主体	南アルプス市教育委員会	共催等	NPO、自治会等
行政の関わり	教育委員会主催		
事業目的	6町村が合併して誕生した南アルプス市。洪水常習地帯がゆえに、合併当初は市民の多くは遺跡の存在すら知らず、また、市内で建設を計画する事業者にとっても同様であった。		
	埋蔵文化財行政をより円滑に進めるためにも、また、新たな市としてのアイデンティティーを共有するためにも、真っ先に教育普及に力を入れることとし、まずは遺跡の存在を知ってもらい、地域への誇り・愛着を醸成し、その先に本物の歴史に裏付けられた魅力あるまちづくりを目指すこととした。そのためには、多くの方々と「つながり」、埋蔵文化財に触れる機会を増やすこととし、「文化財課のお手伝い」として、飽くまでも主役は市民、そこにいかにお手伝いできるかという事業を展開してきた。		
予算措置	平成15・16年度は予算措置なし、平成17年度から埋蔵文化財公開活用事業国庫補助		
予算額	H23 300万円、H24 290万円、H25 290万円	実施年度	平成17年度から予算措置
事業内容			

### 【「文化財課のお手伝い」～ハードが無くてもソフトで勝負！】

潜在的なニーズを掘り起こすため、「とりあえずご相談ください」の姿勢の下、少しでも歴史的なことや埋蔵文化財に関連する要望には積極的にお手伝いすることとした。「文化財課のお手伝い」は市民が主役であり、学校や団体、例えば町内会の寄り合いにも軽ワゴン車に土器を詰め込んで出向いたり、現地を案内したりと多様なお手伝いを行っている。様々な世代・分野の方々との「つながり」を第一に、平成25年度は一年間で240件を超すお手伝いを実施している。

- ・学校：歴史だけでなく、防災、平和、理科、道徳等多岐に渡る。また、教員による教科別研究会に準会員として参加し共に教材研究を行っている。新赴任教諭や階層単位での研修も。
- ・一般：地区、町内会、各種NPO法人、青年会議所、女性団体、育成会、その他どんな団体とも。
- ・府内：新入職員研修、生涯学習事業、役所内勉強会、各種基本計画の策定など。

### 【「遺跡で散歩」シリーズ】

「遺跡で散歩」と題して、これらの活動の際に活用できるガイドマップや、より詳細に解説したガイドブックを、現地には、記録保存後に工事が行われた場所にも遺跡情報発信板を設置している。

- ・ガイドマップ（8種類、写真1）
- ・ガイドブック（4種類）
- ・遺跡情報発信板（11箇所、写真2）



### 【手描きの遺跡情報発信板】

遺跡情報発信板のうち4か所、計

11枚はその学区の児童による手描き 写真1 ガイドマップ

写真2 遺跡情報発信板

のものとした（写真3）。現在も、後輩の児童たちがこの発信板で学んでおり（写真4）、これらを作成した児童のさらに子供の代まで活用し続けることで世代もつないでいきたいと考えている。

### 【遺跡情報発信システム「文化財Mなび」～子供たちの声がふるさとをつなぐ！】

史跡や遺跡など魅力的な歴史資源の情報をPCで、あるいは現地で携帯・タブレットなどを通して入手できるシステム。写真と文章のほか、地域の子供たちの声、地元の方の声による音声ガイドも聞くことができ、世代を超えて遺跡を知るきっかけとなっている（写真5・6）。また、AR（拡張現実）技術を活かし、タブレットなどを通じて地下の構造を現地で体感できるサービス「MなびAR」も開始している。



写真3 案内板

写真4 小学生による案内板の学習

写真5 Mなびチラシ

写真6 Mなび（現地）

#### 事業効果

- これらの取組は劇的な結果をもたらすものではなく、未来へ向けての種まきと言える。近年では積極的な周知をしていないものの、口コミにより年々依頼は増加し、平成16年度に38件であったお手伝いの件数は平成25年度には240件を超えており、これは本市において埋蔵文化財に関するニーズが潜在していたことを証明しており、学校のほか、地域づくりへの要請が増えてきている。
- こうした中で、平成25年度に行なった国史跡御勅使川旧堤防の指定10周年を記念したシンポジウムには、日ごろかかわっていただいている団体や個人のうち代表して17団体（個人）と2頭（ヤギ）に登壇していただき、市民とのつながりが増していることが実感できた（写真7・8）。
- 「お手伝い」の先には、例えば果樹NPO法人と共に果樹農家を史跡ガイドに養成したり、農業NPO法人と共に遺跡・史跡の除草役にヤギを任命したりするなど、一見遺跡とつながりのない団体とも大いにつながり、お互いに有意義な活動へと発展させている。
- そのような種まきの成果か、徐々に、窓口での反応でも認知され始めていると実感できてきた。また市民の声が後押しして、既存施設ではあるがハコモノ「ふるさと文化伝承館」を所管することもでき、埋蔵文化財保護の拠点として活動することができている。
- 府内においても徐々に各部署の業務に反映され始め、埋蔵文化財への理解が深まってきたと言える。平成26年の仕事始め式では市長の年始の挨拶に代わり、全職員の前で文化財課による「過去は未来への道しるべ」と題したパフォーマンスを行っている。
- このように、これまでの種まきの結果、少しずつ芽吹きが見え始めてきた。水をまき、肥料を加えてくださる仲間＝市民も増え、いつか花を咲かせ、また新たな実を結び、その実がまた種となって良い「つながり」が未来へと繰り返していくことを願っている。



写真7 シンポジウムの状況



写真8 ヤギの登壇

## 古墳は、まつりの舞台

長野県千曲市

事業名	市民手づくりイベント－森将军塚まつり－		
遺跡名	史跡埴科古墳群 森将军塚古墳	対象	市民一般及び観光客
実施主体	森将军塚まつり実行委員会	後援等	千曲市ほか報道機関
行政の関わり	補助金の交付、森将军塚古墳館を事務局として支援。		
事業目的	森将军塚古墳、古墳館や長野県立歴史館など「科野の里歴史公園」の周知を図り、また歴史遺産を通して先人の文化を知り、未来に向けて新たな文化創造を図ること、さらに市民主催のまつりとして、地域の活性化に資すること。		
予算措置	補助金 700 千円（市単費）を毎年交付		
予算額	2,300 千円	実施年度	平成 25 年度
事業内容			

**【予 算】** 補助金と企業等の協賛金（1,000 千円）、出店負担金など。

**【実行委員会】** 市内の自治会・商工・文化・歴史・飲食・建設・福祉・交通・体育・郵便・JAなど賛同する各種団体（53 団体）で実行委員会を組織し、商工会議所会頭に実行委員長をお願いし、各団体が得意な分野でイベントを担当している。近くの小中学校や高校の児童・生徒も、まつりに参加するなど広範な市民により実施。

協賛金集めや出店については、商工会議所が中心となり募集を行い、協賛金は市内外の企業 57 社、協賛品 4 社から御協力いただいた。

**【開 催】** 每年 11 月 3 日（文化の日）に、古墳を中心とした科野の里歴史公園にて実施。

**【ウォーク】** 里山歩きの会の案内で、古墳まで 3 コースに分かれて山歩きを実施。

**【パレード】** まつりは屋代駅から小学生鼓笛隊の先導による「科野大王」のパレードで始まり、公園での開会宣言に続き、古墳前方部上で収穫感謝の儀式を行い、長野県歌「信濃の国」を参加者全員で合唱。大王は、周辺に古墳が周辺に点在することから、その年の自治会連合会長の持ち回り制としている。

**【青空講演会】** 古墳の後円部上で、歴史館専門職員による青空講演会を開催。



写真 1 科野大王のパレード



写真 2 前方部上での収穫感謝の儀式

**【おまつり広場】** 姉妹都市や地元の特産品、B級グルメの店、公園内の田んぼで収穫した米でついた餅と豚汁2,000食が振る舞われ、その長蛇の行列もまつりの名物である。20臼の餅つきは消防団やボランティア団体の力自慢が、丸めるのは福祉団体女性、豚汁は飲食業団体が担当している。

**【野外ステージ】** 踊りや太鼓の演奏、クイズなど青年会議所の司会進行で進められ、今では出演申込みが多数寄せられ盛況となっている。

**【古代体験】** 火おこし・注連縄作り、糀すりなど復元住居の前で、古墳友の会・子供劇場の皆さん的手ほどきで、子供たちは古代体験が楽しめる。

**【観覧料】** 11月3日は、古墳をはじめ公園全体がまつりの舞台となり、県立歴史館、古墳館・古墳見学バスも無料。公園から屋代駅まで、シャトルバスも無料運行。

森将軍塚まつりには、毎年1万人ほどの人出となりにぎわっている。



写真3 おまつり広場でのイベント



写真4 野外ステージの状況



写真5 糀すり体験



写真6 まつりの舞台となった森将軍塚古墳

### 事業効果

- 森将軍塚まつりは22回を数え、千曲市の歳時記の一つとして定着している。また、1月1日に森将軍塚古墳で初日の出を見る会も行われている。
- 森将軍塚古墳の整備は、単に古墳の保存や古墳見学者のためだけではなく、地域住民とイベントを通じたまちづくりの核として広く活用が図られている。

## 昼飯大塚古墳に葺石を葺こう、ならべる埴輪をつくろう

岐阜県大垣市

事業名	史跡 昼飯大塚古墳 体験講座		
遺跡名	昼飯大塚古墳	対象	一般市民、地元小中学生
実施主体	大垣市教育委員会	共催等	
行政の関わり	教育委員会主催		
事業目的	平成 25 年春に保存整備事業を完了した「昼飯大塚古墳歴史公園」での公開活用を図り、史跡への愛着を高め、文化財保護意識の高揚のために、市民を対象とした体験講座を実施した。		
予算措置	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業		
予算額	4,000 千円	実施年度	平成 25 年度
事業内容	昼飯大塚古墳歴史公園内復元ゾーンで体験講座を実施（写真 1）。		

歴史公園内にある復元ゾーンの一部には、あえて埴輪や葺石を設置せずに体験ゾーンとして設計した部分がある。この部分を利用して下記の事業を実施した。この事業は平成 29 年度までの 5 か年計画で実施予定である。

### ○葺石葺き体験

体験は復元ゾーン墳丘斜面 1 段目的一部分（施工面積約 39 m<sup>2</sup>）で実施した。地元小学校 6 年生が 9 月に実施（写真 2）したのをはじめに、同月に地元小学校保護者・自治会員が、また昼飯大塚古墳を中心としたウォーキングイベント参加者、10 月には一般公募の市民による体験、11 月には市主催の歴史探訪ツアー参加者が体験を行った。参加者数は計 155 名である。

各回の体験前には、専門家から葺石について詳しい説明を受けた。葺き方指導については、前年度までに工事に携わった復元工事施工業者の支援を受けた。参加者は最初、想像以上に力が必要ことと、上手に石が差し込めずに苦労していたが、コツを掴むと手際よく作業を行い、何個も石を葺く姿が見受けられた。

### ○埴輪製作体験

復元ゾーン 1 段目平坦面に並べる実物大の復元円筒埴輪を製作した。地元中学校 1 年生 153 名が 6 月に総合学習の時間を利用し、3 回に分けて 8 本製作した。9 月の連続する土・日の 2 日間で一般公募市民 30 名（延べ 60 名）が 6 本の製作を体験した（写真 3）。

作業当初は思うように形が作れず、苦労する場面も見受けられたが、専門業者の支援の下に全員が無事完成させることができた。製作した復元埴輪は、現地に既に設置されている埴輪同様に、焼成過程の一部に野焼きを取り入れている。

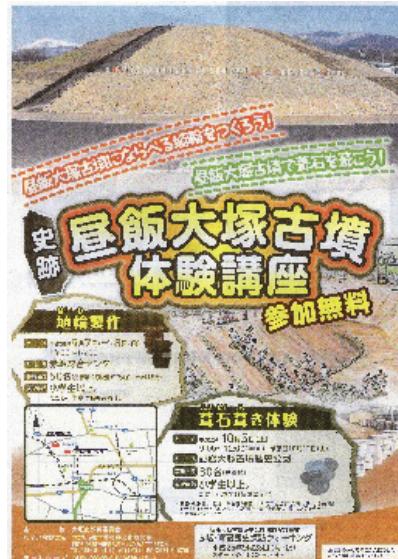


写真 1 体験講座のポスター



写真 2 小学生による葺石葺き体験

### ○埴輪設置体験

平成 25 年度は、現地に復元円筒埴輪 14 本のうち 9 本を設置した。埴輪製作体験者から希望者を募り、計 21 名が参加した。復元ゾーンに自らが製作した埴輪を運び、基礎に据え付けた後、周囲に土をかぶせて設置を完了した（写真 4）。



写真3 円筒埴輪の製作



写真4 円筒埴輪の設置

#### 事業効果

葺石葺き体験、埴輪製作体験ともに参加者には好評であった。平成 25 年度の体験参加時に、来年度以降も参加を希望される方もいた。参加者に地元小中学生や、地元自治会員を取り込むことにより、史跡公園を地元の公園として大切にする意識が醸成されることが期待できる。また、子供たちには少なからず文化財愛護の精神が芽生えているようであった。

体験実施に当たり、葺石葺きは、発掘調査で明らかとなった区画幅を基に、築造当初どおりの技法に沿つて葺くことに努めた。また埴輪製作も、粘土紐を回転台上で積み上げ、ハケメなどは実物の整形と同じ手順で行ったため、調査成果を体験学習に生かすことができた。

平成 26 年度以降も、同様に体験講座を実施する予定である。より多くの市民が古墳整備に直接的にかかわることで、昼飯大塚古墳歴史公園が地域に愛される公園となることが期待される。



写真5 空中写真（南東より）



写真6 体験後の様子

## 歴史遺産を生かした様々な取組

滋賀県

事業名	「県内文化財活用促進事業」、「近江水と大地の遺産魅力発信事業」					
遺跡名	県内遺跡・記念物	対象	県民一般			
実施主体	滋賀県教育委員会	共催等	他部局、市町、地元、各種団体、NPO、民間など			
行政の関わり	教育委員会が主体となり企画し、地元中心に関係機関と協働して実施。 また、各種団体が実施する企画への実施協力、広報支援なども行う。					
事業目的	県内の歴史資産を掘り起こし、その価値と魅力を県内外に情報発信し、地域の歴史を語る貴重な資産として地域の誇りとなるよう活用を図ることを目的とする。事業実施に当たっては、市町、地元、民間を支援し連携し、事業実施後も地域での取組として、定着が図られていくことを目指す。					
予算措置	埋蔵文化財公開活用事業					
予算額	以下の事業内容に記載	実施年度	H17~			
事業内容						
1. 平成 17 年度						
【湖都古都御都 in 石坂線街の電車で訪ねるびわ湖大津の歴史】 (2,000 千円) (株)京阪電車と連携し、京阪沿線の文化財を探訪と講座で活用。文化財をデザインしたラッピング電車(写真 1)や車内での文化財の紹介、駅での遺物展示などを実施。						
2. 平成 18 年度						
【琵琶湖環状沿線文化財探訪】 (4,200 千円) 琵琶湖環状線開業に合わせて探訪を開催し、沿線文化財の活用を県交通部や市町教委、博物館、観光関係機関、JR 西日本と連携して実施。						
【瀬田丘陵遺跡製鉄炉復元活用事業】 地元保存活用団体と連携し、復元検討委員会を設置。ガイドブックの作成。復元実験、体験学習、講座などを継続的に開催。現在も団体が独自に活動を続けている(写真 2)。						
3. 平成 19 年度						
【琵琶湖環状沿線文化財探訪】 (3,000 千円) 【琵琶湖と水をめぐる信仰をテーマにした文化財活用事業】 ガイドブック「近江物語一水の浄土琵琶湖」の刊行。探訪・講座の開催。						
【里山・遺跡のコラボ事業】 (H19:10,000 千円、H20:7,910 千円、H21:6,870 千円、H22:5,960 千円) 森林税を活用し、地元団体等で実施する里山の未指定文化財の環境整備と活用を支援。						
4. 平成 20・21・22 年度						
【「近江水の宝」調査選定事業】 (H20・H21:6,200 千円、H22:4,260 千円) 琵琶湖と水にまつわる歴史遺産 64 か所を選定し、観光振興局に文化財職員を一名派遣、探訪等の開催。						



写真 1 ラッピング電車の様子



写真 2 復元された製鉄炉

「水の生活体験学習パンフレット」の作成と学校体験学習の実施等。

#### 【市町事業等との連携】

「まるごと佐和山城」、「まるごと水口岡山城」、「史跡小谷城まつり」、「史跡上平寺城戦国浪漫のゆうべ」、「三雲城ウォーキング」、「戦サイズ史跡清水山城」などの市町事業に共催。また商工会、NPO、自治会、民間と協働し、遺跡を活用したまちづくり事業に協働事業（写真3）。



写真3 市町事業等との連携

#### 【戦国歴女マップ作成委員会】

県内外の歴女を20名（応募60名）公募。月1回の講座と探訪を開催。無償ボランティアで参加した歴女が県内各地を巡り、女性のための城案内マップを作成（写真4）。



写真4 歴女によるマップ作成

#### 【文化財サポーター中学生ボランティア事業】

夏休みに5回開催。先生や親、地域の人の参加も得て、史跡の学習と維持管理を兼ねて史跡のごみ拾いを実施（写真5）。

### 5. 平成23～26年度

#### 【近江水と大地の遺産魅力発信事業】（H23・24:5,000千円、H25・H26:2,000千円）

滋賀の文化や歴史の価値や魅力を全国に発信し、滋賀ならではの特性を生かしたテーマ性やストリーミングのある活用を図り、地域づくりや観光振興につなげることを目的に、パンフレットやガイドブック、マップ、看板等を作成し、探訪や講座を実施。



写真5 史跡でのごみ拾い

#### 【プロガー情報発信事業】

ボランティアのプロガーを募集。月1回の遺跡探訪や講座を開催。その内容をブログで発信してもらうとともに、行事案内も発信してもらう。

#### 【「里山と文化財が織りなす地域資産再生支援」事業】（H23～H26:5,000千円）

森林税を活用し、地元団体等で実施する里山の未指定文化財の環境整備と活用を支援。

#### 【近江歴史探訪案内メール配信サービス】

登録者に県や市町、団体が開催する事業案内をメールで配信。県開催はメール受付。

#### 事業効果

- 常時定員を超える参加者が得られるようになり県直営の活用事業として定着。
- アンケートから、県外参加者が2割あること、東京や九州から夏休みの家族旅行などの参加者も見られたこと、ふだん行けない場所を専門職員が解説し効率よく回れること、見所が多いなどの感想を得ている。
- また、地元では、地域の文化財の新たな掘り起こしや地域の文化財に対する意識が高まるとともに、訪れる人々との交流により、記念物の保存と活用事業が自治体や地元など地域の手で行われるようになってきた。行政内部からも直接的な活用が評価され、今まで以上に文化財の存在意義を示すことができた。

## 史跡等まちに遺跡が溶け込む・向日・毎日が文化財活用

京都府向日市

事業名	史跡長岡宮跡等地域の特性を活かした活用推進事業		
遺跡名	長岡京跡ほか	対象	全市民、小中高校生ほか
実施主体	向日市教育委員会	共催等	特になし
行政の関わり	教育委員会、公益財団法人向日市埋蔵文化財センター等主催		
事業目的	本事業は、埋蔵文化財の保護施策を通じ、地域で生まれ育った住民には誇りを、新住民には地域を知るとともに愛着を育み、市外の方には本市の魅力を発信し、市民の交流、地域・観光振興を図ることを目的に平成18年度から継続的に実施している。		
予算措置	平成18年度に原因者負担金による埋蔵文化財発掘調査を実施。その後、史跡指定、起債発行による先行取得。平成19~22年度に史跡等・登録記念物保存修理事業補助金と京都府みらいづくり交付金を活用し史跡整備を実施。平成22年度は、この整備に障がい者自立支援対策特例交付金を加算。平成22~24年度は、緊急雇用創出事業交付金を活用し、公開活用事業を実施。平成24年度から史跡指定地内での活用を史跡等・埋蔵文化財公開活用補助金と京都府みらい戦略交付金で実施。平成25年度の活用は、史跡等総合活用支援推進事業補助金と基金で実施。		
予算額	H18 241,000千円 H19 12,005千円 H21 31,949千円 H23 5,231千円 H25 18,469千円	実施年度	平成18~25年度 (継続中)
事業内容	事業実施地は、長岡宮跡を中心とした市域一円である。		
【内容】	平成18年、民間開発に伴い原因者負担金による埋蔵文化財発掘調査を開始した。調査の結果、重要な遺構が検出され、史跡指定、公有化、整備、活用と間断なく実施している。これは、埋蔵文化財が決して開発等の妨げではなく、調査成果を反映した整備と多様な活用により、地域の誇りとして「まちの宝(財産)」として根付くことにある。なお、これらの事業経費には、文化庁の補助金だけでなく、緊急雇用創出事業、障がい者自立支援対策事業、その他観光、防災関係等の補助金や交付金、基金など様々な支援制度を活用した。ここでは、史跡等埋蔵文化財が、まちづくりや地域の活性化、観光振興等に寄与することを目的として、史跡整備と並行し実施した活用事業の一例を紹介する。		
【案内員の配置】	(緊急雇用創出事業として実施し、埋蔵文化財活用事業へ継続) 史跡整備地は、駅前約30mという活用事業の実施に非常に至便な地にある。整備地の活用施設には、案内員を配置し、来		



写真1 古代衣装の貸出

訪者に対し史跡等埋蔵文化財等を含めた市域全体の案内を実施。平成 25 年度からは、古代衣装五着を常備し、市民への貸出しも行っており、この衣装については、地元商店街が動画配信を行い、広く周知を図っているところである。（「恋するフォーチュンクッキー」 AKB 公認、YouTube 配信中。）

#### 【パンフレット、映像資料作成】（緊急雇用創出事業）

史跡整備地での活用を目的とし、市内の歴史文化遺産等を紹介したパンフレット（14 種類、各 3000 部）を発行。市の紹介映像（2 種類、各 20 分）、小学校の地域・歴史事業にも対応した時代別のアニメ映像（7 本、各 10 分）、冊子（カラー 80 頁、8000 部）を発行。市紹介映像は、国民文化祭の開催に合わせ配信。アニメ映像は、市内外中学校に配布。冊子は、各校 4 年生以上に 1 冊行き届くよう配布するとともに、スタンプラリーの資料としても配布。

#### 【講座、講演会、ミニサロン等の開催】（市単独費と

して実施し、埋蔵文化財活用事業へと継続）

毎年、テーマを設け、各種の出土品の展示、講演会等を実施。平成 24 年度から、より多くの市民に文化財に対する関心を高めるため、会場を国登録有形文化財の建造物で、「ミニサロン」を開催している。

#### 【史跡長岡宮跡復元・体感事業アプリケーション

#### 「AR長岡宮」の作成・配信】（埋蔵文化財活用事業）

史跡長岡宮跡の一層の理解を深めるため、復元・体感アプリ「AR長岡宮」を作成・配信した。画面には、長岡宮の建築物やゆかりのある人物等が出現し、在りし日の長岡宮を現地で体感できるものである。

#### 事業効果

○実施したそれぞれの事業は、余り大規模なものとは言えない。しかし、史跡巡りにおける埋蔵文化財発掘調査の現地説明会の開催、文化財指定の建造物を会場とした埋蔵文化財関係の講座など、開催回数を増やすなど、他の事業との連携により、その効果は大きなものとなり、文化財に対する新たな市民の関心につながり、新たな事業展開へと発展した。また、市民主催の事業も開催されることとなった。

○埋蔵文化財の活用については、依然、厳しい声があるのは事実である。しかし一方では、文化財に対する興味が芽生え、更に深い知識を得たいと考える市民が増えている状況であり、各方面から応援や連携の声が寄せられるようになった。改めて、史跡等埋蔵文化財が持つ可能性の高さを再認識したところであり、今後とも、本市のまちづくりに寄与できるよう埋蔵文化財の活用事業の促進を図っていきたい。



写真2 「恋するフォーチュンクッキー」の撮影



写真3 ミニサロンの状況



写真3 タブレットを用いた「AR長岡宮」

スマートフォンやタブレット端末により、史跡長岡宮跡の一層の理解を深めるため、復元・体感アプリ「AR長岡宮」を作成・配信した。画面には、長岡宮の建築物やゆかりのある人物等が出現し、在りし日の長岡宮を現地で体感できるものである。

## 平成 25 年度：さあ 15（いこ）ー！ ほっと Place オポナカムラ

兵庫県立播磨南高等学校生徒会提案 海抜 15m であることから

兵庫県・兵庫県播磨町

事業名	①第 23 回大中遺跡まつり ②第 6 回考古博古代体験・秋まつり (①・②を同時開催)		
遺跡名	史跡大中遺跡 (兵庫県立史跡公園「播磨大中古代の村」)	対象	全県民・全町民
実施主体	①大中遺跡まつり実行委員会 ②古代体験・秋まつり実行委員会	共催等	①兵庫県立考古博物館
行政の関わり	①大中遺跡まつり実行委員会事務局（播磨町教育委員会・播磨町郷土資料館） 同委員会委員（兵庫県立考古博物館） ②古代体験・秋まつり実行委員会事務局（兵庫県立考古博物館） 同委員会委員（播磨町郷土資料館）		
事業目的	平成 25 年度については以下のとおり。		
	1. オポナカムラ（大中村の弥生語訳）の重要性を再認識するとともに、災害時に安全な避難場所となることも周知する。多彩な体験活動を通じて弥生人の生活文化のすばらしさを次世代に伝える。「大中遺跡」を大切に保存・活用し次世代にのこしていこうとする心を育むとともに、小学校や自治会、地域活動団体などの主体的な参加により、住民の幅広い交流を促進する。 2. 古代体験学習の先進的な取組を行っている台湾や県内外の主要博物館等を招致し、多様な古代体験メニューをイベントとして実演することを通じて、地域性豊かな古代の暮らしを深く学ぶ機会を提供するとともに、県内外の古代体験学習施設や県立考古博物館の活動を全国に広報することを目的とする。イベント前日には「古代体験事例報告会」並びに「シンポジウム」を開催し、先進的な取組を行っている施設の事例発表と各施設が抱える古代体験の問題や課題をシンポジウムで共有し、新たな古代体験プログラム作りに向けて施設間の連携を確認する。		
予算措置	①播磨町補助金＋兵庫県補助金＋協賛金など ②文化庁文化芸術振興費補助金		
予算額	①約 6,000 千円 ②約 4,600 千円	実施年度	①平成 2 年度～ ②平成 19 年度～
事業内容	<b>1. 第 23 回大中遺跡まつり</b> 10月 26 日（土）前夜祭（かがり火コンサート：1週間前） 11月 2 日（土）本祭り プレコンサート・儀式・催し（特設ステージ等）・展示ブース（74 ブース） <b>2. 第 6 回考古博古代体験・秋まつり</b> <b>古代体験事例報告会（11月 1 日）</b> ・基調講演「子供がどんどん『クイツク』体験プログラムのつくりかた」 ・海外の古代体験報告		

・シンポジウム「博物館・資料館と史跡・遺跡を活用した古代体験」

事例報告及び意見交換

(鳥取県立むきばんだ史跡公園・福島県文化財センター白河館・史跡広渡廃寺(兵庫県小野市)・史跡五斗長垣内遺跡(兵庫県淡路市)・史跡大中遺跡(兵庫県加古郡播磨町)

イベント(11月2日)

台湾からの参加を含めた34の参加団体が各ブースに分かれ、自慢の古代体験を実施。勾玉や銅鐸作りなどの定番だけでなく、きこり体験、つるストラップ作り、平安装束着替えなど個性的な催しも行われた。



写真1 シンポジウムの状況

事業効果

【参加人数】

10月26日(土) 前夜祭：約550人

11月1日(金) 古代体験事例報告会：約60人

11月2日(土) 大中遺跡まつり参加者：約37,000人

(考古博古代体験秋まつり出展イベント体験者：約4,400名、出展者：約200名)



写真2 にぎわいイベント会場

【文化財の活用の意義、文化財への親しみの醸成】 史跡大

中遺跡を舞台にした一大イベントであり、地域の人々に、史跡＝文化財に親しむ機会を提供できた。子供向けのワークショップを提供し、ミュージアム・スタートを成功させることができた。

【県・町・参加団体相互の情報交換・ネットワークの形成】 地域に根付いた住民主体の町のイベントと、古代に特化した広域で専門性の高い県のイベントを重ねることで、それぞれの役割に徹することができ、幅広い層に楽しく受け入れられやすい形で高度な体験を提供することができた。また、多くの団体の参加で、事例報告会や出展イベントの実演を通じてより深い情報交換を行うことができた。

【地域協働の促進】 「大中遺跡まつり」は、大中遺跡まつり実行委員会と播磨町、播磨町教育委員会が主催となって実施しているイベントで、播磨町最大のイベントである。「大中遺跡まつり」実行委員会には、NPO団体や地元テレビ局、小学校や高校や大学、高齢者大学や自治会、商工会など様々な地元の団体が参加し、兵庫県立考古博物館もその中に名を連ね、地域と一体となったイベント運営を図った。

【国際交流】 「考古博古代体験・秋まつり」では台湾の新北市立十三行博物館を招聘し、博物館職員やボランティアが外国人とともに言葉の障害を乗り越え、来館者の好評を得ながらワークショップを開催することができ、日常では体験できない古代体験など、地域のグローバル化の拠点としての役割が果たせた。

【PR(public relations)の場の提供】 参加団体にとって、3万7千人の来場者に対して、自らの館や団体の存在や活動をPRすることができた。



写真3 古代体験の様子

## 古都大宰府保存協会の活動

福岡県太宰府市

事業名	古都大宰府保存協会の活動		
遺跡名	大宰府跡・水城跡・大野城跡ほか	対象	市民一般
実施主体	(公財)古都大宰府保存協会	共催等	特になし
行政の関わり	大宰府展示館指定管理者		
事業目的	昭和49年3月に大宰府の史跡と環境を守り続けるため設立された団体で、福岡県、太宰府市との覚書により、史跡整備維持管理、史跡保存広報普及活動事業などを行っている。		
予算措置	古都大宰府保存協会補助金（市単費で実施）		
予算額	22,466千円（平成25年度）	実施年度	通年
事業内容			
<b>1. 史跡解説ボランティア</b> 市内の史跡巡り（1～2時間）や、各展示施設案内を、昭和60年4月に発足した大宰府史跡解説員ボランティアが行っている。保存協会から2年間委嘱され、現在63人が登録される。解説員研修は保存協会学芸員や外部講師が行うほか、自己研修もある。		 写真1 史跡解説員による解説	
<b>2. 「太宰府検定」の実施</b> 平成24年度から太宰府の持つ様々な魅力を知ってもらうため、太宰府市共催の下、太宰府検定を開始した。初級・中級・上級の3コースがある。中級合格者には史跡解説員への道も開かれている。関連する受検対策講座やブログも充実している。史跡解説員も執筆した公式テキスト『太宰府紀行』も好評販売中（太宰府検定HP： <a href="http://www.kotodazaifu.jp">http://www.kotodazaifu.jp</a> ）。			
事業効果			
<b>1. 史跡解説ボランティア</b> 古都大宰府を案内して平成24年度は15,171名に対応、そのうち学校対応は45校（5,297名）であった。解説に当たった解説員の延べ人数は3,630人に上る。		 写真2 太宰府検定の受検状況	
<b>2. 「太宰府検定」の実施</b> 平成24年度は643名、25年度は532名が受検した。半数以上が市外からの受検者で、県外からも20～30名が受検している。受検に備えるため歴史系の講座、展示会、遺跡見学会などの参加者も増加するなど、太宰府の歴史、地域への関心が高まっている。			
(公財)古都大宰府保存協会 Tel 092-922-7811		〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺4-6-1 <a href="http://www.kotodazaifu.net/">HP : http://www.kotodazaifu.net/</a>	

## NPO 法人歩かんね太宰府の活動

福岡県太宰府市

事業名	NPO 法人歩かんね太宰府の活動		
遺跡名	大宰府跡・水城跡・大野城跡他	対象	一般
実施主体	NPO 法人 歩かんね太宰府ほか	共催等	なし
行政の関わり	福岡県、太宰府市、太宰府市教育委員会、九州国立博物館ほかが後援		
事業目的	「太宰府の新しいまち歩き」を合言葉に、ガイド付き街歩きを行う。		
NPO 歩かんね太宰府は、太宰府に訪れる人々を太宰府天満宮・九州国立博物館だけでなく、史跡の中心である大宰府政庁跡・觀世音寺・水城跡・大野城跡へと向かわせ、また史跡周辺の山々を巡るウォーキングや、太宰府に来た有名な人物と読まれた歌・和歌・物語と人物・謡曲などにも目を向けてもらい、参加者の方々と共に歩きながら語らい楽しむことを目標として結成され、「新しいまち歩き」を提案し続けている（参考： <a href="http://arukanne.net/">http://arukanne.net/</a> ）。本市もボランティアセンターの提供など事業支援を行っている。			
予算措置	なし		
予算額	0 円	実施年度	平成 19 年度～
事業内容	ガイド付き街歩き		

**【内容】** 平成 19 年秋から始まり、春秋の 2 シーズン実施。ボランティア会員自らが伝えたい太宰府の魅力を企画提案し、毎回 20 コースほどが選定され、一般から参加者を募る。

1 回 15 人を案内する。市域の史跡解説にとどまらず、太宰府地域の歴史・伝承、また現在の文化・自然の紹介も加えられており、柔軟な発想で、ときに市域を超えて、コース提供がなされている。

### 【平成 26 年春のコース】（一部）

「古都大宰府の桜名所と文学の道」

「水城 1350 年の歴史と自然」

「黒田家ゆかりの古都大宰府」

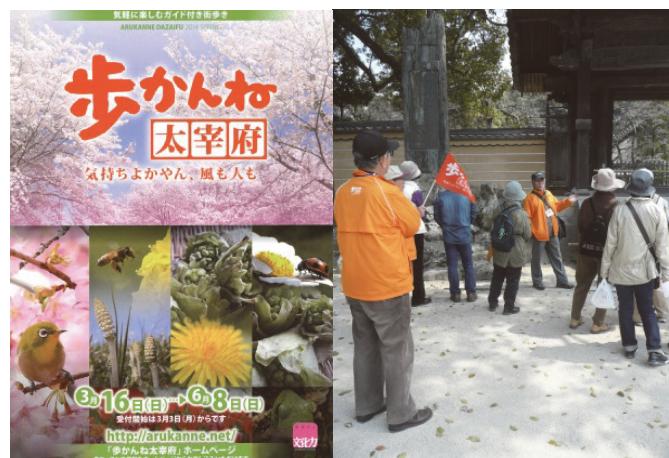


写真 1 歩かんね太宰府のポスターとガイドによる解説状況

### 事業効果

○平成 25 年春までで、累計実施回数は 520 回、累計参加者は 6,751 人となっている。平成 24 年から定例コース以外に一般団体の受付を開始。市内外、また静岡県、東京都などからも申込みがある。市とも事業連携を深めており、歴史展や発掘調査現地見学をコースに入れたり、市主催事業で歴史散策を共催するなど、相互に協力している。

NPO 法人 歩かんね太宰府

〒818-0137 福岡県太宰府市五条 3-1-1

いきいき情報センター 太宰府市 NPO ボランティア支援センター内

Tel 080-6446-3905, Fax 092-918-3644, Email : arukanne@live.jp

## 久山の児童・生徒 800 人全員による「首羅山いつまでも」の大合唱！

私たちの首羅山遺跡 福岡県久山町

事業名	首羅山遺跡国史跡指定記念 「国史跡首羅山遺跡の現在と未来～地域文化のあり方を考える」		
遺跡名	首羅山遺跡	対象	全町民、全小中学校
実施主体	久山町・久山町教育委員会	共催等	久山中学校・久原小学校・山田小学校・久山町歴史文化勉強会・久山町ボランティア連絡協議会
行政の関わり	教育委員会主催		
事業目的	本事業は、平成 24 年度に史跡指定を受けたことから、調査開始時から取り組んできた町内の小学校の授業や、町民の取組の成果を発表すること、より多くの町民に首羅山遺跡のことを知つてもらうこと、関わつてもらうことを目的に実施した。 「地域が夢とロマンを持って取り組める遺跡の活用」「私たちの首羅山遺跡」をスローガンに、今も関連事業を継続して展開している。		
予算措置	埋蔵文化財公開活用事業（一部町単費）		
予算額	8,500 千円	実施年度	平成 25 年度
事業内容			

### 1. 事業実施までの取組

**【小・中学校の取組「私たちの首羅山遺跡】** 平成 19 年度から「本物を体感してもらう」ことを目的に久原小学校で 6 年生を対象に首羅山遺跡の授業を開始、総合的学習の中で、首羅山遺跡見学を含めた文化財の授業が年間 30 時間となり、「本物体験」を重視した授業が行われている。平成 21 年度には久原小学校で卒業製作の壁画「私たちの首羅山遺跡」が作られた。平成 24 年度 2 月には、久原小学校・山田小学校合同総合学習発表会「首羅山サミット」が開催され、久原小学校が作った合唱曲「首羅山いつまでも」が披露された。現在も小・中学校の歴史授業の取組は継続している。

**【地域の取組】** 平成 19 年度に発足した久山町歴史文化勉強会は、月に 1 度実施し 70 回を超える。現在は小学生から 70 歳代までと幅広い年代層で首羅山や町内の文化財についての勉強や、見学会や学校での歴史授業のサポートや文化財巡りの解説などに自主的に取り組んでいる。文化財担当者も毎回この会に参加し、会の活動を手伝うことで情報交換を行ってきた。

地元上久原区では、平成 20 年度から遺跡見学会での猪汁の振る舞いを行ってきた。24 年度から「上久原ふるさとまつり」が始まり、ユニークな案山子が見学者を出迎えるようになった。また、地元の太鼓グループは「首羅山開山伝承」の太鼓劇に取り組んでいる。近年は首羅山の裏手の猪野地区も登山道を地元が整備したり、「さくらまつり」などで遺跡の紹介をしている。



**【行政の取組】** 小中学校や地域の取組には積極的にかか

写真 1 首羅山サミットでの合唱

わり支援していった。平成23年度からは、HPでの動画の配信を開始し遺跡の普及に努めた。平成25年度には合唱曲「首羅山いつまでも」を主題歌にし、小学校の取組を軸にした映画「私たちの首羅山遺跡」を制作し、本事業のPRをしながら、公民館を中心に13箇所で上映会を実施、延べ600人を動員した。遺跡にかかわる事業を行うだけでなく地域が行う様々な活動に文化財を取り込むように働き掛け、自らが地域に出向く、町民と話をする、ということで文化財に興味がない町民が遺跡に触れる機会を作っていった。

**【イベントの内容】** 国史跡指定を一つの画期として捉え、映像の制作と上映会など歴史に興味のない住民にも親しみやすいイベントの実施を目指した。さらに小中学校や地域の取組を生かすことを目的とし、雅楽師の東儀秀樹氏を迎えたイベントを実施した。

イベントでは文化や文化財を伝承することをテーマに東儀氏の講演を行い、町民主体のシンポジウム「首羅山遺跡の現在と未来」を行った。さらに太鼓グループが作った太鼓劇や小中学生が作った「首羅山いつまでも」を東儀氏と共に演、合奏し、最後は会場全体で「ふるさと」を合唱した。本事業のパンフレットを作成し、成果についてはDVDにまとめ上映会も実施した。



写真2 イベントに参加する小学生

#### 事業効果

○久山町の人口はわずか8,000人であるが、本事業には町の小中学生全員を含む人口の4分の1に当たる2,000名以上が参加した。老人クラブや勉強会が会場整理を行い、雨の中の開催にかかわらず盛況に終わった。この背景には、合唱曲を作ったり首羅山サミットを行うなど、地域を巻き込んだ学校の取組がある。平成21年度の久原小学校の卒業制作「私たちの首羅山遺跡」に象徴されるように、子供たちのなかに自らの町の歴史を知ることだけでなく、未来へつなぐのは自分たちであるという自覚が生まれた。そして小中学校の取組が地域を大きく動かす原動力となっており、地域・行政が小中学校の授業に密接にかかわることでその効果が更に大きくなる。学校と地域が一体となった今回の事業の成功で、子供たちも町民も町に誇りを持つようになり、町の自慢として「首羅山」の名が常に上がるようになった。

○その後行われた遺跡見学会には400名以上が参加した。そのうち150名は小中学生や親子連れで、子供たちが自動的に資料配布などを手伝い、大人も子供も「歴史」というよりも「自分たちの町の遺跡」にかかわることが楽しいと思っていることが伝わってきた。

○久山町では平成24年度以降「猪野さくらまつり」や「上久原ふるさとまつり」など地域おこし事業が始まり、遺跡地周辺には道の駅もできる予定である。このような取組の源には、7年間にわたる遺跡への取組を通じて醸成された町民の地域への誇りや愛着の心がある。首羅山遺跡は町民が夢と希望を持って地域事業にかかわっていくきっかけになったと言える。



写真3 久原小学校の卒業制作

## 子どもたちと地域の人たちが成功させた遺跡シンポジウム！

鹿児島県南種子町

事業名	史跡指定記念 広田遺跡シンポジウム～広田遺跡の謎に迫る～		
遺跡名	史跡広田遺跡	対象	全町民、小中高校生
実施主体	南種子町教育委員会	共催等	平山小学校・南種子中学校・南種子高校・南種子町連合青年団・広田集落やっちゃんあみろう会
行政の関わり	教育委員会主催		
事業目的	本事業は、広田遺跡について子どもたちや地域の人々が学び、感じた成果を自身が発表し表現する、言わば「地域の人々が主役」のシンポジウムを行うことを通じて、参加者が遺跡の魅力を学び、愛着を持ち、遺跡のサポーターとなることを目的とし実施した。平成20年度以降も「地域の人々が主役」をコンセプトとした公開活用事業を継続している。		
予算措置	埋蔵文化財公開活用事業		
予算額	2,000千円	実施年度	平成20年度
事業内容	「町民みんなで作る地域参加型のシンポジウム」を合言葉に、下記の事業を実施。		

### 1. シンポジウム実施に先立つ学習会（出前講座、体験学習会）の開催

**【広田遺跡の価値を知る】** 学校の総合学習の時間等を利用し、町の専門職員が小・中・高校生や住民を対象とした広田遺跡の説明会や、古代の貝製アクセサリー作り等の体験学習会を実施。

**【シンポジウムの企画を住民と共に考える】** シンポジウム当日のプログラムを、町の専門職員とシンポジウム出演予定者とで相談。打合せや学習会を行い参加者が行いたい企画を作成。

### 2. シンポジウムの運営と諸企画

**【運営スタッフ】** 役場の職員に加え、地元青年団員がスタッフとして参加。

**【郷土芸能「ちくてん」の披露】** 遺跡のある広田集落に古くに琉球から伝わったとされる郷土芸能「ちくてん」を平山小学校の児童と広田集落の方々（広田集落やっちゃんあみろう会）が披露。



写真1 南種子中学校生徒による発表

**【「広田遺跡の謎」の発表】** 南種子中学校の生徒が自ら調べた遺跡の謎についてパワーポイントで発表。生徒は、広田人の復元イラストを描き、古代人の格好をまね、興味を引く発表を行った（写真1）。

**【広田遺跡ファッションショー】** 南種子高校の生徒が古代広田人のファッションセンスを自分なりに解釈して衣装を自主制作し、ファッションショーを開催（写真2）。



写真2 古代衣装のファッションショー

**【ポスター展示発表】** 広田遺跡をテーマにした文化財

保護強調週間ポスターを公募し（対象：中学生），会場に展示した（写真4）。

**【基調講演，パネルディスカッション】**一般の方を対象に，短時間で内容を分かりやすく凝縮して実施（写真3）。会場からは、「広田遺跡に埋葬された人々は、私たち（種子島の人々）の直接の祖先か。」など遺跡と今に生きる私たちとのつながりについての質問が多く寄せられた。なお、本事業の成果は報告書として小冊子にまとめている。



写真3 パネルディスカッション

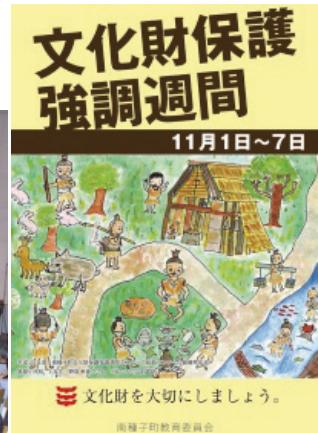


写真4 公募したポスター

### 事業効果

○地元高校生のファッションショーなどが話題となり，人口約6,000人の小さな町であるが，シンポジウムには人口の約6%に当たる400人が参加し，町唯一の文化ホールが満席となり立ち見ができるほどの盛況であった。行政が行う普及啓発・学術的なシンポジウムにこれほどの参加者が集まつたことはこれまでにない。

○この時の参加者は，歴史に興味がない方々がほとんどであったが，シンポジウムに先立ち行った学習会などの効果もあり，今では遺跡のサポーター的な存在として遺跡の活用・保存事業に積極的に参加・協力いただいている。例えば，史跡公園整備の遺構復元は，この時の参加者とその子供たちが中心となに行つた（写真5）。ほかにも広田人の復元イラストを描いた中学生は，現在，大学で考古学を学んでいる。また，参加者は遺跡への興味だけにとどまらず，遺跡を起点としたその周辺の文化財にも関心を持つようになり，文化財巡りなどの企画を一緒に立案するなど文化財全体に対する愛着の念が深まっている。

○さらに，本シンポジウムが契機となり，史跡整備を計画・設計する前に史跡を活用したイベントを地域参加で継続的に行ったところ，遺跡に隣接する海岸の漂着物を活用した史跡の楽しみ方など具体的な史跡利用の在り方を事前に把握でき，史跡から海岸へ降りる階段や洗い場，東屋の整備など，実際に活用しやすい工夫が盛り込まれた実施設計を取りまとめることができた。

○また，地域の方々が史跡整備の実現を積極的に後押しする状況となったことで，平成24年度から3か年かけ史跡公園整備とガイダンス施設建設事業を行うこととなった。現在，地元の協力の下，用地交渉も円滑にまとまり，地域の方々のニーズに対応した史跡整備が実現しようとしている。



写真5 子供たちによる遺構復元



資料 4

參考資料

1	調査研究委員名簿	86
2	協力者名簿	87
3	調査研究委員会等における審議経過	88

注（1）調査研究委員は敬称略、五十音順。所属・職名は、過去の委員については委員就任時のもの、そのほかの委員については平成26年3月当時のものである。

（2）協力者は敬称略。所属・職名は平成26年3月当時のものである。

## 1 調査研究委員会名簿

石川日出志	明治大学教授
石川 由美	山形県教育委員会文化財保護推進課長（平成24年3月まで）
◎ 稲田 孝司	岡山大学名誉教授
遠藤 俊博	財団法人福島県文化振興財団理事
木下 尚子	熊本大学教授
○ 菅谷 文則	奈良県立橿原考古学研究所長
須田 栄一	財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長（平成24年6月まで）
田辺 征夫	奈良県立大学特任教授
西島 裕二	福岡市経済観光文化局文化財部長
広瀬 和雄	国立歴史民俗博物館名誉教授
福永 伸哉	大阪大学大学院教授
藤尾 浩	福岡市経済観光文化局文化財部長（平成25年3月まで）
本田 光子	独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館特任研究員
松井 敏夫	東京都国分寺市教育委員会教育長
松村 恵司	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所長
宮川 秋雄	福岡市教育委員会文化財部長（平成23年3月まで）
村上 裕道	兵庫県教育委員会事務局参事兼文化財課長
毛利 和雄	元日本放送協会解説委員
和田 勝彦	公益財団法人文化財虫菌害研究所常務理事
和田 晴吾	立命館大学名誉教授

◎：座長

○：副座長

## 2 協力者名簿

長沼 孝	北海道教育委員会生涯学習推進局文化財・博物館課長
山田 晃弘	東北歴史博物館学芸部長
永沼 律朗	千葉県教育庁教育振興部教職員課副課長
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長補佐兼埋蔵文化財係長
長岡 文紀	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課埋蔵文化財グループリーダー
立花 実	神奈川県伊勢原市教育委員会文化財課副主幹
澤田 敦	新潟県教育庁文化行政課副参事
森原 明廣	山梨県教育委員会学術文化財課副主幹・文化財主事
梅本 博志	愛知県埋蔵文化財センター所長兼調査研究課長
大沼 芳幸	滋賀県立安土城考古博物館副館長兼学芸課長
杉本 宏	京都府宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課主幹
大洞 真白	京都府八幡市教育委員会文化財保護課文化財保護係長
森屋 直樹	大阪府教育委員会事務局文化財保護課課長補佐
丹羽野 裕	島根県古代文化センター長
森下 英治	香川県埋蔵文化財センター調査課主任文化財専門員
菅原 康夫	公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター事務局長
赤司 善彦	福岡県立アジア文化交流センター展示課長（九州国立博物館）
吉留 秀敏	福岡県福岡市経済観光文化局文化財部埋蔵文化財調査課主任文化財主事
徳富 則久	佐賀県教育庁文化財課副課長
難波 洋三	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長
深澤 芳樹	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部長（平成25年3月まで）
玉田 芳英	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部副部長
清野 孝之	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部考古第三調査室長

### 3 調査研究委員会等における審議経過

調査研究委員会	協力者会議
●第1回（平成24年3月20日） ・埋蔵文化財発掘調査体制のあり方について ・埋蔵文化財発掘調査研修及び資格創設について	
●第2回（平成24年6月15日） ・埋蔵文化財発掘調査体制のあり方について ・資格・研修創設に関する検討の現状について	
	●第1回（平成24年6月27・28日） ・埋蔵文化財発掘調査体制のあり方について ・事例報告 長岡文紀「神奈川県における調査体制の現状と課題」 立花 実「伊勢原市における調査体制の現状と課題」 澤田 敦「新潟県における調査体制の現状と課題」 大洞真白「八幡市における調査体制の現状と課題」 森屋直樹「大阪府における調査体制の現状と課題」 森下英治「香川県における調査体制の現状と課題」
	●第2回（平成24年11月14・15日） ・発掘調査体制アンケート調査の結果について ・検討項目についての意見交換
●第3回（平成24年12月11日） ・発掘調査体制アンケート調査の結果について ・埋蔵文化財発掘調査体制についての意見交換	
	●第3回（平成25年3月14・15日） ・論点の整理及び意見交換 ・報告書骨子案について
●第4回（平成25年5月31日） ・検討事項に関する意見交換 ・報告書目次案について	
	●第4回（平成25年8月27・28日） ・報告書目次案について ・報告書骨子案について
	●臨時協力者会議（平成25年9月12日） ・報告書骨子案について
	●第5回（平成25年11月18・19日） ・報告書構成の変更について ・報告書本文案について
●第5回（平成26年2月19日） ・報告書本文編について ・報告書資料編について	

\*なお、平成23～24年に関しては、資格制度に係る検討を調査研究員会で3回、協力者会議で3回行っている。

●第1回（平成23年3月29日） ・『中間まとめ』刊行後の検討経過について ・専門職員の資質向上のあり方について	
	●第1回（平成23年4月21日） ・『中間まとめ』刊行後の検討経過について ・専門職員の資質向上のあり方について
	●第2回（平成23年5月16・17日） ・埋蔵文化財発掘調査研修と資格について
●第2回（平成23年5月23日） ・協力者会議での検討経過について ・埋蔵文化財研修について	
●第3回（平成23年11月25日） ・埋蔵文化財研修について	
	●第3回（平成24年3月8日） ・埋蔵文化財発掘調査資格及び研修の創設について



## 資 料 5

### 関係法令および通知

1 文化財保護法（抄） .....	92
2 教育基本法（抄） .....	93
3 学校教育法（抄） .....	94
4 地方自治法（抄） .....	94
5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） .....	95
6 小学校学習指導要領（抄） .....	97
7 中学校学習指導要領（抄） .....	98
8 『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について』引用部分の原文 ..	99
9 今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（概要版） .....	100

## 1 文化財保護法（抄）

[昭和25年5月30日法律第250号 最終改正平成16年6月9日]

### 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前ににおける埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると

認めるときは、その土地の所有者又は占有者に對し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならぬ。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執った場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。  
(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるとときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

## 2 教育基本法（抄）

（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）

### （教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### （教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、

創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだいた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所にお

いて学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### 3 学校教育法

(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号 最終改正：平成 23 年 6 月 3 日法律第 61 号)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをは

ぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。（以下略）

### 4 地方自治法（抄）

(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号 最終改正：平成 25 年 12 月 13 日法律第 111 号)

第二条 地方公共団体は、法人とする。

- 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- 3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- 4 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模

及び能力に応じて、これを処理することができる。

- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- 7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところ

るにより、その事務を処理する。

(協議会の設置)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(昭和31年6月30日法律第162号 最終改正：平成25年6月14日法律第44号)

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。  
一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認められるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他の社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、

その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

- 4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務（都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。）の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。
- 6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。
- 8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かなければならぬ。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。
- 9 地方自治法第二百五十二条の十七の三 並びに第二百五十二条の十七の四第一項、第三項及

び第四項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長)」と読み替えるものとする。

10 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速

やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは「同条第四項中」とする。

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 6 小学校学習指導要領（抜粋）

(平成20年3月 文部科学省)

### 第2章各教科

#### 第2節社会

[第6学年]

##### 1 目標

- (1)国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする。
- (2)日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。
- (3)社会的事象を具体的に調査するとともに、地図

や地球儀、年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。(中略)

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1)各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。
  - (2)博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

## 7 中学校学習指導要領（抜粋）

(平成20年3月 平成22年11月一部改正文部科学省)

### 第2章 各教科

#### 第2節 社会

##### 第2 各分野の目標及び内容

[歴史的分野]

###### 1 目標

- (1)歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。
- (2)国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。
- (3)歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心をもたせ、国際協調の精神を養う。
- (4)身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

###### 2 内容

###### (1)歴史のとらえ方

- ア 我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動を通して、時代の区分やその移り変わりに気付かせ、歴史を学ぶ意欲を高めるとともに、年代の表し方や時代区分についての基本的な内容を理解させる。
- イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。(中略)

### 3 内容の取扱い

(1)内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 生徒の発達の段階を考慮して、各時代の特色や時代の転換にかかる基礎的・基本的な歴史的事象を重点的に選んで指導内容を構成すること。
- イ 歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ること。(中略)
- カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようになること。

(2)内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア アについては、中学校の歴史学習の導入として実施することを原則とすること。小学校での学習を踏まえ、扱う内容や活動の仕方を工夫して、「時代の区分やその移り変わり」に気付かせるようにすること。「年代の表し方や時代区分」の学習については、導入における学習内容を基盤にし、内容の(2)以下とかかわらせて継続的・計画的に進めること。

- イ イについては、内容の(2)以下とかかわらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。

- ウ ウについては、内容の(2)以下の各時代の学習のまとめとして実施することを原則とする

こと。その際、各時代の学習の初めにその特色の充実に向けた課題意識を育成した上で、他の時代との共通点や相違点に着目しながら、大観や表現の仕方を工夫して、各時代の特色をとら

えさせるようすること。  
エ ア、イ及びウについては、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

## 8 今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について』本文（P15～17）引用部分の原文

### 3. 民間調査組織の特性と記録保存調査への導入の要件

民間調査組織は地方公共団体等と設立目的が異なっており、民間調査組織に特有の性格をもっている。そのため、これを記録保存調査に導入する場合、そのような民間調査組織の性格を踏まえて、調査組織等の要件、その選択・契約に関する要件、地方公共団体による監理等に関する要件を明確にし、それを前節2.の一般的要件に加えて確保する必要がある。

#### （1）民間調査組織の特性

民間調査組織は、公益性の観点からは、本来、地方公共団体が負うべき責任と同様の責任をもつべきものとされてはいない。このため、公益のために実施されるべき発掘調査においても、設置主体や経営者の経営的視点を重視する可能性がある。

地方公共団体等は、地域における発掘調査の実績から得られる情報を豊富にもっており、地方公共団体が求める発掘調査の標準・水準を十分把握している。これに対して、民間調査組織は、このような地域とのつながりが地方公共団体等のように保証されるものではない。

また、民間調査組織は、母体となる企業の業種が多様であり、組織の規模、発掘担当者の員数や専門的な能力等も多様で、組織としての得意分野や総体的な能力は一様でない。

#### （2）地方公共団体が対応すべき事項

##### ア. 民間調査組織と発掘担当者の要件

**調査組織の要件** 民間調査組織は多数存在するが、地域における調査実績が少ない場合もあり、地方公共団体が、その体制と発掘担当者を的確に判断することは相対的にむずかしいことから、調査組織の見極めには、組織の所在地・財政規模・職員構成・業務実績等を総合的に判断することが必要である。また、調査組織に対しては、発掘調査に関して責任ある対応を求める事になるので、地方公共団体と緊密に連絡調整を行うことが可能な場所に組織の拠点があることが望ましい。

**発掘担当者の要件** 発掘担当者には、前節2.（1）ウで示したさまざまな知識と技術が必要であるが、地域における実績が少ない場合、発掘担当者の資質・能力の見極めは相対的に困難である。そのため、経験や実績に関する客観的かつ具体的な指標を設定し、それにより判断することが必要である。

なお、民間調査組織の発掘担当者にあっては、さまざまな雇用形態もみられ、組織と発掘担当者の関係が相対的に希薄な場合があることにも留意する必要がある。

##### イ. 民間調査組織の選択・契約に際して求められる要件

**調査仕様の作成** 民間調査組織が発掘調査を実施する場合、さまざまな事態に細かく対応するために、これまでに各地方公共団体が採ってきた方法等を踏まえた調査仕様とする必要がある。

また、安全対策や近隣対策、調査後の出土品や記録類の取扱い、それらの活用に際しての権利等について明確にしておくことも必要である。

**選択の方法** 民間調査組織の選択にあたっては、発掘調査の質の維持等を十分に担保するために、発

掘調査の経緯・規模やその調査条件・難易度とともに、民間調査組織の当該地域における発掘調査実績等を考慮し、発掘調査の内容・規模が組織の総体的な能力に応じたものとすることが必要である。

適切な能力を備えた民間調査組織と発掘担当者を客観的に判別する際の利便性を考慮すると、あらかじめその実績等を審査して適当な組織・担当者を登録しておく方法もある。

また、開発事業者は発掘調査に関する専門的な理解が十分ではないことから、調査組織の選択方法を決定するにあたっては、調査仕様を作成した地方公共団体が関与する必要がある。実際に民間調査組織を選択するにあたっては、上記の視点を踏まえると、調査組織の技術・能力、発掘調査の内容・質を見極めることができるものや、調査経費の多寡だけによらない方法を探るよう十分な配慮が必要である。

**契約のあり方** 民間調査組織を導入する場合、契約に関する地方公共団体、調査組織、開発事業者の三者の関係としては、実態上、前述の2. (3) イに示した2つの方法がある。一般的に、開発事業者は調査経費の低減と期間の短縮を望むものであり、開発事業者から調査の質に関するクレームは出にくく側面がある。そのため、開発事業者と民間調査組織が直接契約する場合、地方公共団体の関与が不十分であると、契約上の立場から適正な調査の実現が困難になるおそれもある。したがって、こうした直接契約の場合には三者による協定等により地方公共団体が確実に関与し、適切な監理を行う仕組みを確保する必要がある。

**その他の留意事項** 同一個人が期間の重複する複数の発掘調査を担当することは、個々の発掘調査の万全な遂行上問題がある。しかし民間調査組織・発掘担当者の活動範囲が都道府県を越える場合、それを事前に確認することは困難であることから、都道府県間の連絡等によってそれを予防する等の工夫が必要である。

なお、発掘調査の終了後は、発掘調査そのものおよび調査組織についての評価を行い、その結果をその後の調査組織の選択等に活用する必要がある。

## 9 『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について』(概要版)

- 1 埋蔵文化財保護体制の現状と課題
- 2 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ
- 3 記録保存調査の実施に関する要件
- 4 今後の埋蔵文化財行政に求められる体制と検討課題

### 1 埋蔵文化財保護体制の現状と課題

#### ◆これまでの経緯

○昭和40年代以降、開発事業に伴う記録保存調査の実施のために、地方公共団体の体制の整備が進められるなかで、文化庁は平成8年に通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」において、専門職員の配置など埋蔵文化財保護体制の整備充実を求めてきた。

○8年通知のなかで、発掘調査は基本的に地方公共団体等（地方公共団体が設置した公立・財団の調査組織を含む）が行うという基本原則のもと、調査急増などの場合において地方公共団体の調査体制に組み込むこと等、限定的な民間調査組織導入の指針を示した。

【8年通知の指針】導入は地方公共団体が①発掘調査体制を有しており、②発掘調査の著しい遅延が生じていること、③他からの専門職員の派遣・支援等ができない場合である。また、④導入する民間調査組織は十分な資質を有する職員を備え発掘調査能力を備えていること、⑤地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態とすること、⑥導入によって各地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することがないこととしている。

○平成8年以降、あらたに民間導入を行う事例が増えてきているものの、地方公共団体が発掘調査に

ほとんど関与しておらず、その質の確保に問題があるものもみられる。

- 今後、発掘調査への民間導入の増加が予想されることから、これに対する新たな指針を検討することが必要である。

#### ◆課題改善のための検討項目

- 1) 発掘調査は埋蔵文化財行政においてきわめて重大な意味をもっており、各種調査の目的と性格に応じた調査主体のあり方をまず整理する必要がある【→2】。
- 2) 発掘調査のなかで非常に大きな比重を占める記録保存調査については、その成果を行政施策に活かすためには地方公共団体による適切な監理が必要であり、民間調査組織を導入する場合も含め、監理のあり方を整理する必要がある。【→3】。
- 3) 今後の埋蔵文化財行政は、近年の文化財に対する国民の期待を考慮して、発掘調査の実施のほか、保存・活用ための多様な業務を推進することが必要であり、今後の地方公共団体に求められる体制と専門職員についての検討が必要である【→4】。

### 2 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

- 埋蔵文化財を正確に把握し、開発事業との調整を図って適切に保存し活用するためには、分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、記録保存調査などの調査を行う必要があり、その成果は行政施策に的確に反映させ、地域において蓄積しなければならない。

#### ◆発掘調査実施主体の基本的考え方

- 1) 記録保存調査を含め調査全般は、地域に根ざして一定の質を保ちながら行うことにより埋蔵文化財行政全体に最大限有効に活かされることになることから、地方公共団体が可能な限り調査主体となって実施することが望ましい。
- 2) 記録保存調査以外の調査は、埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断と一体のものであるが、一方、記録保存調査は埋蔵文化財の取扱いについての行政判断が下されているものであり、地方公共団体の適切な監理のもとで行う場合については、十分な能力をもつ地方公共団体等以外の組織が調査主体となることも考えられる。

ただし、地方公共団体等以外の組織を記録保存調査に導入することについては、埋蔵文化財行政全体に大きな影響を及ぼすことから、埋蔵文化財行政の推進の観点から慎重な検討が求められる。

### 3 記録保存調査の実施に関する要件

- 発掘調査は埋蔵文化財の保護措置であり、調査そのものの質を確保することが必要である。具体的には、①発掘調査を行う調査組織の質、②個々の発掘調査についての質およびその適正性、③地方公共団体による監理、の確保が必須の要件である。

- 調査組織としては、地方公共団体等と民間調査組織では設立の背景と機能、組織の性質が異なるため、その要件はそれぞれの特性を踏まえて検討する必要がある。

#### ◆一般的要件

- 調査組織と発掘担当者**　調査組織は発掘調査の公益性を認識し、それを行ううえで必要な資質・能力を備えた発掘担当者等を有しており、相応の事務体制や施設等を保有している必要がある。また、発掘担当者は、①考古学・歴史学等の知識、②発掘調査を行う技術・能力、③埋蔵文化財行政の基礎的知識、④埋蔵文化財の地域性や時代・種類に関する知識・技術が不可欠である。
- 調査仕様の決定**　地方公共団体は個々の発掘調査に求められる範囲・方法・内容等（調査仕様）について事前に決定しておく必要がある。
- 監理のあり方**　遺跡は発掘調査の過程で解体されていくため、地方公共団体は、調査が適切かどうかを現地において確認することが必要である。その際、遺跡の内容や遺物の出土量等を確認し、

調査期間・経費との関係、遺跡の保存、現場公開等の対応や協議を行う必要がある。

○監理の体制 記録保存調査の監理を行う地方公共団体には、発掘担当者よりも高い資質・能力を備えた専門職員が必要であり、そのためには、調整業務と発掘調査業務の全般をそれぞれ十分に経験している必要がある。

○開発事業者への対応 都道府県教育委員会等は、調査の質と適正性の確保のために、開発事業者の届出等に対し、『調査標準』等に即した調査仕様により実施すること、地方公共団体による適切な監理のもとで行うことを含めて指示等を行う必要がある。

#### ◆民間調査組織の特性とその導入の要件

○民間調査組織の特性 設置主体の経営的視点を重視する可能性があり、地方公共団体等のように地域の調査水準の把握や地域とのつながりは保証されるものではないことを踏まえて、必要な要件を上記の一般的要件に加えて確保する必要がある。

○調査組織と発掘担当者 地域における実績が少ない民間調査組織や発掘担当者の場合、その能力を的確に判断することは相対的にむずかしいことから、組織についてはその所在地・財政規模・職員構成・業務実績等を総合的に判断し、発掘担当者については、その経験や実績に関して客観的かつ具体的な指標を設定し判断することが必要である。

○民間調査組織の選択 発掘調査の経緯・規模やその調査条件等と、民間調査組織の実績等を考慮して、民間調査組織の総体的な能力に応じたものとすることが必要である。また、選択方法は調査費の多寡だけによらない配慮が必要である。

○民間導入の形態 民間調査組織が調査主体となる場合と地方公共団体が調査主体となる発掘調査を民間委託する場合を考えられるが、いずれの場合でも、地方公共団体はきめ細かい監理を行うことが導入の前提である。したがって、契約においては、開発事業者と民間調査組織が直接契約する場合は、三者による協定等により地方公共団体が確実に関与し、適切な監理を行う仕組みを確保する必要がある。

○発掘調査の監理 発掘調査の作業量や質を左右する工程や、遺跡の評価等に関わる重要な局面での現地確認と、遺跡の地域性に対応した監理を行う必要がある。

#### ◆民間導入の前提

- 1)民間を導入する場合の前提是、調査の遅延や埋蔵文化財行政業務全般が遂行できない場合などであり、他からの職員の派遣・支援等の検討も検討することも適当である。
- 2)史跡周辺、重要遺跡、従前の情報が不十分な遺跡等、事前に取り扱い判断が行いにくいものは、地方公共団体等が主体となり行うことが求められる。
- 3)導入に際しては、支援業務としての導入や発掘調査への導入にも試行期間を設けるなどの対応が必要である。
- 4)民間導入を行う場合、都道府県においてここで示した内容に準拠し、地域的特性や従前の取扱いを踏まえて、基準の策定を行うことが必要である。

### 4 今後の埋蔵文化財行政に求められる体制と検討課題

○調整組織の充実 埋蔵文化財行政の体制は、発掘調査業務に対して調整業務を行う組織が不十分な面があり、また、民間導入においては、調査の監理など相当な量のあらたな業務が加わることから、調整組織の一層の充実が必要である。

○発掘調査体制の堅持 発掘調査は埋蔵文化財行政上欠くことのできない業務であり、資質・能力の維持の観点からも、地方公共団体は今後も自らが調査主体となって実施することが望ましく、そのための機能・組織を備えておく必要がある。

○財団調査組織の位置づけ 財団調査組織については、地域における豊富な実績と高い能力の人材

等を備えていることから、組織・職員の意識改革を行いつつ、あらためて適切に位置づけることが望ましい。また、近年の法人組織の位置づけの変化等を踏まえて、財団調査組織の将来のあり方についての検討も必要である。

- 専門職員の配置 地方公共団体においては、行政目的の調査の実施、遺跡の取扱い判断、調査仕様の作成、経費の積算、発掘調査の監理、保存と活用などを適切に行う専門職員を配置することが必須であり、今後も引き続きその計画的な採用・配置は不可欠である。
- 資格の仕組みの検討 民間調査組織を導入する場合、その性質上発掘担当者の能力の見極めが相対的にむずかしくなるが、資格はそれを示す客観的な指標となりうるものと考えられることから、資格の仕組みのあり方について引き続き検討する必要がある。